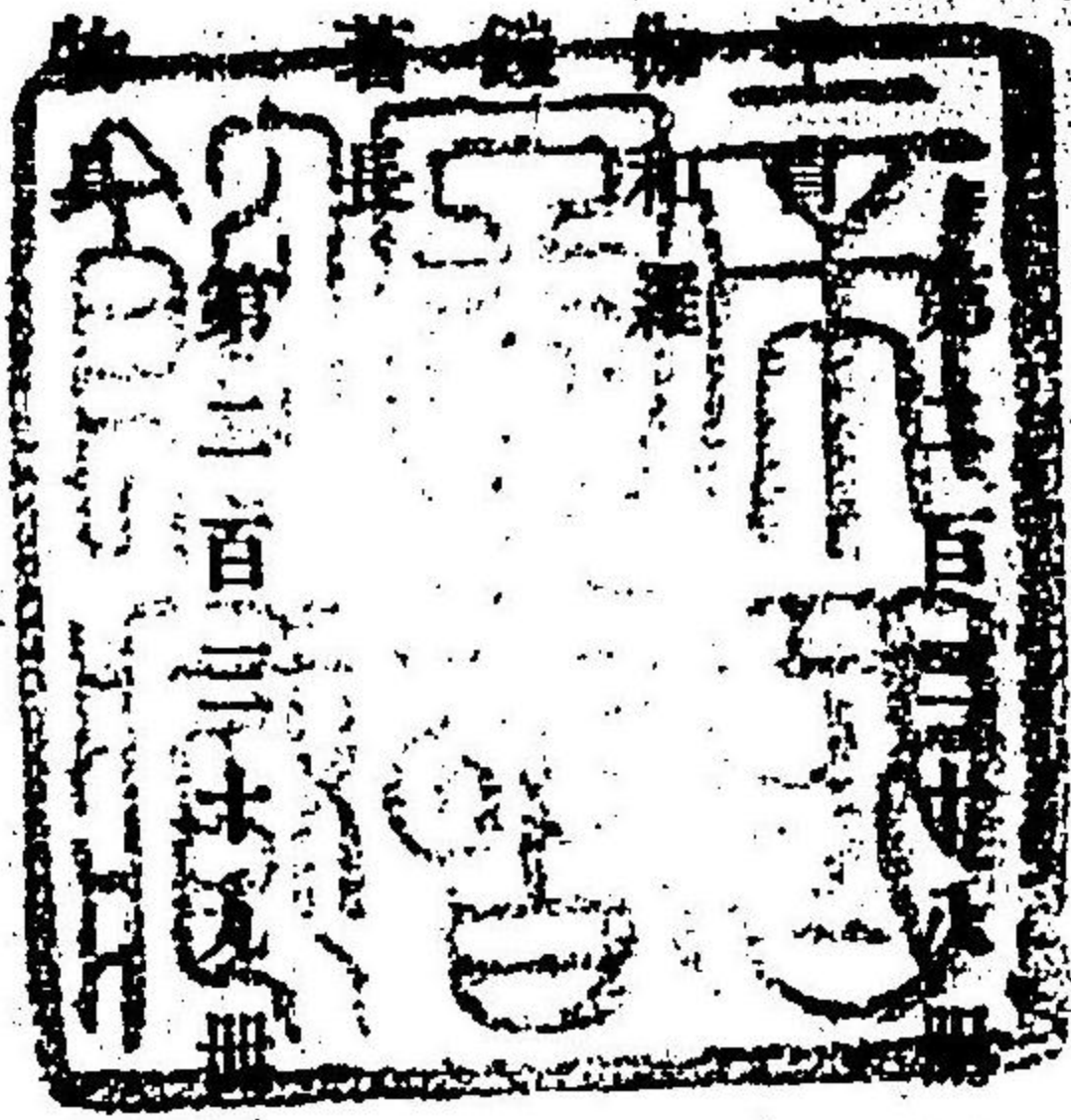


192
55

故實
武家名目抄
甲冑部
卷廿九



武家名目抄稿二十九目次



甲冑部一上	三二〇七
甲冑部一下	三二一五
武具	三二一七
具足	三二一八
表具足	三二二〇
著替鏡	三二二〇
著替具足	三二二〇
著弁鏡	三二二一
著弁具足	三二二一
第二十四册甲冑部二	
挂甲	三二二二
錦襦袢	三二二三
繡襦袢	三二二三

玉冑甲	三二二三
錦鏡形	三二二三
絹鏡形	三二二三
細布鏡形	三二二三
綿甲冑	三二二三
襖	三二二三
縫物甲冑	三二二三
第二十四册甲冑部三	
草鏡	三二二四
羊草鏡	三二二五
牛草鏡	三二二五
革短甲冑	三二二五
革能鏡	三二二五
草具足	三二二五
責草具足	三二二六
金鏡	三二二六
鐵鏡	三二二六
鐵交鏡	三二二六
大鏡	三二二六
小鏡	三二二七

明治
27 8 25
陸軍

札籠籠	三二七	胴丸	三二六
様具足	三二七	胴丸具足	三二七
様甲冑	三二七	腹當	三三七
重籠	三二八	當	三三七
歩具足	三二八	著籠	三三八
番具足	三二八	鎖	三三八
ヒヤウシ籠	三二八	鎖著籠	三三九
シカヘシノ籠	三二八	鎖帷子	三三九
第二百四十二册甲冑部四上		金胴	三四〇
腹卷	三二九	空胴	三四〇
腹卷籠	三三三	四枚胴	三四〇
胴腹卷	三三三	四枚金胴	三四〇
大腹卷	三三三	桶皮胴	三四〇
小腹卷	三三三	桶胴籠	三四一
上腹卷	三三四	佛胴	三四一
下腹卷	三三四	第二百四十四册甲冑部五	
宿直腹卷	三三五	室丸	三四二
水豹皮腹纏	三三五	平石	三四二
鎖腹卷	三三五	月數	三四二
第二百四十三册甲冑部四下		日數	三四二

源太産衣	三二二	弦切	三二四
産衣	三二四	クツケイ	三二四
七龍	三二四	押付	三二五
八龍	三二四	押付板	三二五
澤洞	三二五	總角付板	三二六
薄金	三二五	逆板	三二六
楯無	三二六	總角付金物	三二七
膝丸	三二八	總角	三二七
小袖	三二八	四天緒今元	三二八
龍鏡	三二九	繰緒今元	三二八
唐皮	三二九	志賀緒今元	三二九
薄雲	三三〇	腰緒今元	三二九
シキ大	三三〇	水飲緒今元	三三〇
桐葉	三三一	射向	三三〇
第二百四十五册甲冑部六上		脇楯	三三一
胴	三三一	第二百四十六册甲冑部六下	
胸板	三三一	緒操板	三三九
胸板金物	三三三	壺板	三三九
弦走	三三三	引合	三三九
弦走板	三三三	相引	三六一
第二百四十五册甲冑部六上			
源太産衣	三二二		
産衣	三二四		
七龍	三二四		
八龍	三二四		
澤洞	三二五		
薄金	三二五		
楯無	三二六		
膝丸	三二八		
小袖	三二八		
龍鏡	三二九		
唐皮	三二九		
薄雲	三三〇		
シキ大	三三〇		
桐葉	三三一		
第二百四十五册甲冑部六上			
胴	三三一		
胸板	三三一		
胸板金物	三三三		
弦走	三三三		
弦走板	三三三		
第二百四十五册甲冑部六上			
源太産衣	三二二		
産衣	三二四		
七龍	三二四		
八龍	三二四		
澤洞	三二五		
薄金	三二五		
楯無	三二六		
膝丸	三二八		
小袖	三二八		
龍鏡	三二九		
唐皮	三二九		
薄雲	三三〇		
シキ大	三三〇		
桐葉	三三一		
第二百四十五册甲冑部六上			
胴	三三一		
胸板	三三一		
胸板金物	三三三		
弦走	三三三		
弦走板	三三三		
第二百四十五册甲冑部六上			
源太産衣	三二二		
産衣	三二四		
七龍	三二四		
八龍	三二四		
澤洞	三二五		
薄金	三二五		
楯無	三二六		
膝丸	三二八		
小袖	三二八		
龍鏡	三二九		
唐皮	三二九		
薄雲	三三〇		
シキ大	三三〇		
桐葉	三三一		
第二百四十五册甲冑部六上			
胴	三三一		
胸板	三三一		
胸板金物	三三三		
弦走	三三三		
弦走板	三三三		
第二百四十五册甲冑部六上			
源太産衣	三二二		
産衣	三二四		
七龍	三二四		
八龍	三二四		
澤洞	三二五		
薄金	三二五		
楯無	三二六		
膝丸	三二八		
小袖	三二八		
龍鏡	三二九		
唐皮	三二九		
薄雲	三三〇		
シキ大	三三〇		
桐葉	三三一		
第二百四十五册甲冑部六上			
胴	三三一		
胸板	三三一		
胸板金物	三三三		
弦走	三三三		
弦走板	三三三		
第二百四十五册甲冑部六上			
源太産衣	三二二		
産衣	三二四		
七龍	三二四		
八龍	三二四		
澤洞	三二五		
薄金	三二五		
楯無	三二六		
膝丸	三二八		
小袖	三二八		
龍鏡	三二九		
唐皮	三二九		
薄雲	三三〇		
シキ大	三三〇		
桐葉	三三一		
第二百四十五册甲冑部六上			
胴	三三一		
胸板	三三一		
胸板金物	三三三		
弦走	三三三		
弦走板	三三三		
第二百四十五册甲冑部六上			
源太産衣	三二二		
産衣	三二四		
七龍	三二四		
八龍	三二四		
澤洞	三二五		
薄金	三二五		
楯無	三二六		
膝丸	三二八		
小袖	三二八		
龍鏡	三二九		
唐皮	三二九		
薄雲	三三〇		
シキ大	三三〇		
桐葉	三三一		
第二百四十五册甲冑部六上			
胴	三三一		
胸板	三三一		
胸板金物	三三三		
弦走	三三三		
弦走板	三三三		
第二百四十五册甲冑部六上			
源太産衣	三二二		
産衣	三二四		
七龍	三二四		
八龍	三二四		
澤洞	三二五		
薄金	三二五		
楯無	三二六		
膝丸	三二八		
小袖	三二八		
龍鏡	三二九		
唐皮	三二九		
薄雲	三三〇		
シキ大	三三〇		
桐葉	三三一		
第二百四十五册甲冑部六上			
胴	三三一		
胸板	三三一		
胸板金物	三三三		
弦走	三三三		
弦走板	三三三		
第二百四十五册甲冑部六上			
源太産衣	三二二		
産衣	三二四		
七龍	三二四		
八龍	三二四		
澤洞	三二五		
薄金	三二五		
楯無	三二六		
膝丸	三二八		
小袖	三二八		
龍鏡	三二九		
唐皮	三二九		
薄雲	三三〇		
シキ大	三三〇		
桐葉	三三一		
第二百四十五册甲冑部六上			
胴	三三一		
胸板	三三一		
胸板金物	三三三		
弦走	三三三		
弦走板	三三三		
第二百四十五册甲冑部六上			
源太産衣	三二二		
産衣	三二四		
七龍	三二四		
八龍	三二四		
澤洞	三二五		
薄金	三二五		
楯無	三二六		
膝丸	三二八		
小袖	三二八		
龍鏡	三二九		
唐皮	三二九		
薄雲	三三〇		
シキ大	三三〇		
桐葉	三三一		
第二百四十五册甲冑部六上			
胴	三三一		
胸板	三三一		
胸板金物	三三三		
弦走	三三三		
弦走板	三三三		
第二百四十五册甲冑部六上			
源太産衣	三二二		
産衣	三二四		
七龍	三二四		
八龍	三二四		
澤洞	三二五		
薄金	三二五		
楯無	三二六		
膝丸	三二八		
小袖	三二八		
龍鏡	三二九		
唐皮	三二九		
薄雲	三三〇		
シキ大	三三〇		
桐葉	三三一		
第二百四十五册甲冑部六上			
胴	三三一		
胸板	三三一		
胸板金物	三三三		
弦走	三三三		
弦走板	三三三		
第二百四十五册甲冑部六上			
源太産衣	三二二		
産衣	三二四		
七龍	三二四		
八龍	三二四		
澤洞	三二五		
薄金	三二五		
楯無	三二六		
膝丸	三二八		
小袖	三二八		
龍鏡	三二九		
唐皮	三二九		
薄雲	三三〇		
シキ大	三三〇		
桐葉	三三一		
第二百四十五册甲冑部六上			
胴	三三一		
胸板	三三一		
胸板金物	三三三		
弦走	三三三		
弦走板	三三三		
第二百四十五册甲冑部六上			
源太産衣	三二二		
産衣	三二四		
七龍	三二四		
八龍	三二四		
澤洞	三二五		
薄金	三二五		
楯無	三二六		
膝丸	三二八		
小袖	三二八		
龍鏡	三二九		
唐皮	三二九		
薄雲	三三〇		
シキ大	三三〇		
桐葉	三三一		
第二百四十五册甲冑部六上			
胴	三三一		
胸板	三三一		
胸板金物	三三三		
弦走	三三三		
弦走板	三三三		
第二百四十五册甲冑部六上			
源太産衣	三二二		
産衣	三二四		
七龍	三二四		
八龍	三二四		
澤洞	三二五		
薄金	三二五		
楯無	三二六		
膝丸	三二八		
小袖	三二八		
龍鏡	三二九		
唐皮	三二九		
薄雲	三三〇		
シキ大	三三〇		
桐葉	三三一		
第二百四十五册甲冑部六上			
胴	三三一		
胸板	三三一		
胸板金物	三三三		
弦走	三三三		
弦走板	三三三		
第二百四十五册甲冑部六上			
源太産衣	三二二		
産衣	三二四		
七龍	三二四		
八龍	三二四		
澤洞	三二五		
薄金	三二五		
楯無	三二六		
膝丸	三二八		
小袖	三二八		
龍鏡	三二九		
唐皮	三二九		
薄雲	三三〇		
シキ大	三三〇		
桐葉	三三一		
第二百四十五册甲冑部六上			
胴	三三一		
胸板	三三一		
胸板金物	三三三		
弦走	三三三		
弦走板	三三三		
第二百四十五册甲冑部六上			
源太産衣	三二二		
産衣	三二四		
七龍	三二四		
八龍	三二四		
澤洞	三二五		
薄金	三二五		
楯無	三二六		
膝丸	三二八		
小袖	三二八	</	

脇壺	三六一
脇板	三六一
綿嘴	三六二
障子板	三六三
高紐	三六三
榊櫃板	三六五
鳩尾今元	
杏葉今元	
小出輪今元	
太刀打	三六五
胴先緒	三六五
上帯	三六六
第二百四十七册甲冑部七	
草摺	三六八
草摺裾	三六八
下算下散	三七〇
弓手草摺	三七〇
妻手草摺	三七一
太刀掛草摺	三七一
太刀掛	三七一

引敷草摺	三七二
引敷板	三七二
一草摺	三七二
一板	三七二
二板	三七二
三板	三七二
菱縫板	三七三
菱縫	三七三
横縫	三七四
草摺一間	三七四
裾金物	三七四
袖	三七六
大袖今元	
无袖今元	
置袖今元	
廣袖	三七八
小袖	三七八
壺袖	三七八
射向袖	三七八
冠板	三九〇

中板 袖緒 第二百四十八册甲冑部八

中板	三二八〇
袖緒	三二八〇
札	三二八一
小札	三二八二
札頭	三二八二
金札	三二八二
金銀一枚交	三二八二
朱札	三二八三
鎧毛	三二八三
威毛	三二八四
毛色今元	
毛々之鎧	三二八四
懸緒	三二八五
絲毛	三二八五
絲威	三二八五
絲具足	三二八五
綾威今元	
唐綾威	三二八五
唐錦威	三二八六

練貫威	三二八六
草威	三二八六
縫延	三二八六
大荒目	三二八六
菊綴大荒目	三二八七
大荒目ニ金交タル鎧	三二八七
一枚交大荒目	三二八七
三枚草大荒目今元	三二八七
繩目ノ色草	三二八八
黒皮威大荒目	三二八八
黒キ唐綾ヲ太クタ、ミテ威タル	三二八八
大荒目	三二八八
大躍鎧	三二八八
金覆輪	三二八八
白覆輪	三二八八
黄金物	三二八九
白金物	三二八九
第二百四十九册甲冑部九	
紅威鎧	三二九〇
唐紅鎧	三二九〇

薄紅威鎧	三一九一	紫絲腹卷	三一九九
絲耕威鎧	三一九一	紫威腹卷	三一九九
耕威鎧	三一九二	紫革威鎧	三一九九
耕威腹卷	三一九四	紫革鎧	三二〇〇
耕威具足	三一九五	紫革腹卷	三二〇〇
赤絲威鎧	三一九五	紫革小腹卷	三二〇〇
赤威鎧	三一九五	薄紫鎧	三二〇〇
赤鎧	三一九六	白絲鎧	三二〇一
赤絲腹卷	三一九六	洗絲威	三二〇一
赤腹卷	三一九七	洗革鎧	三二〇一
赤革威鎧	三一九七	洗革腹卷	三二〇四
赤革鎧	三一九七	黃威鎧	三二〇四
赤革威腹卷	三一九八	黃絲腹卷	三二〇四
紅梅威	三一九八	黃威腹卷	三二〇四
朱具足	三一九八	黃絲威具足	三二〇四
紫絲威鎧	三一九八	淺黃絲鎧	三二〇五
紫威鎧	三一九九	淺黃絲具足	三二〇五
紫絲威腹卷	三一九九	濃淺黃絲鎧	三二〇五

第二百五十册甲冑部十

萌黃絲威鎧	三二〇五
萌黃絲鎧	三二〇五
萌黃威鎧	三二〇六
萌黃絲威腹卷	三二〇七
萌黃絲腹卷	三二〇七
萌黃威腹卷	三二〇七
萌黃腹卷	三二〇八
萌黃威胴丸	三二〇八
萌黃威具足	三二〇八
麴塵胴丸	三二〇八
紺絲鎧	三二〇八
紺絲威腹卷	三二〇九
紺絲腹卷	三二〇九
綠深鎧	三二〇九
標色威鎧	三二〇九
花色威鎧	三二〇九
勝色威鎧 又作羯色	三二〇九
藍韋威 今无	三二〇九

武家名目抄稿第二百三十八册

増檢校保己一編

甲冑部 一上

○甲冑

日本書紀云天武天皇元年五月壬寅以甲冑弓矢賜郭務
等

續日本後紀云承和九年五月乙未勅五月五日供節四衛府六
位官人已下裝束除甲冑飾之外不得用金銀及薄泥

三代實錄云貞觀十一年十二月廿八日辛亥瀨守奏言所以
置選士設甲冑者本爲備急護不虞也謹檢博多

是隣國輻湊之津警固武衛之要而柳與鴻臚相去二驛若兵
出不意倉卒難備請移置統領一人選士卅甲冑冊具於

鴻臚
延喜內藏寮式云正月七日預前節一日寮官人率史生藏部
裝鎧舞臺一設冑甲四條下敷兩面帳一條鎮子鐵二十延

布鎧
保元物語云新院左大臣殿
將のつていたき奉りけり東の門より御出あつて北白河さ

左大臣殿の御馬のしりには四位少

しておちさせ給ふ所にいつくよりいたりけんなかれ矢一
すち來つて左大臣殿御くひのほねにたつなりたか是をぬ

いてすてたりけれ共血のはしる事水はしきをもて水をは
しくにこそならずしかればあふみをもふみえすたつなを

もとりえ給はすしてまつさかさまにおち給へはなりたか
朝臣もおちてける式部大輔もりのり左府の御くひをひさ

にかきのせ袖をかほにおほふてなきあたり藏人の大夫つ
ねのりもはせ來ていたき付奉りけれ共かひもなしのふよ

りは松か崎のかたへ落行けるか是を見奉りてかつちうを
ぬきすてつねのりと共に小家の有けるにかき入參らせて

まつきすの口をさうしたりけれ共かなはすしたいによは
り給ひけり

異本保元物語云新院御所門をかた
院左府はさせなかをめさ
れたりのりなかみまいらせて太上天皇の御身としてたち

まにかつちうをよろはせたまはんことせんれいまたう
けたはりおよはす其上是程あつきころにて候にさらすと

もわたらせ給ひなんといさめ申ければけにもとやおほし
めされけむ院もさふもぬかせ給ふ

平家物語云西光被
斬條 其後入道筑後守貞能をめてして當家かた
ふけうとする謀叛の輩共こそ京中に満々たんなれ一門の

人々にも綱申せ侍とも催せと宣へは馳廻て催す右大將宗盛三位中將知盛頭中將重衛左馬頭行盛一門の人々甲冑弓

矢を帶して馳つとふ
長門本平家物語云小松殿被内府いそぎ馳來その時もおなしく甲冑をよろふに及はす八葉の右車のけしかるに子そ

くこれもり車の尻に乗せて云々
源平盛衰記云額立内藏頭教盛朝臣ハ折鳥帽子ニ冑ヲ着ヌ大夫尉貞能已下甲冑ヲ着シテ皇居ノ四面ヲ守護ス陣ノ口

ニハ雜役車ヲ以テ逆木ニ引ク云々
太平記云先帝選明レハ三月七日千葉助貞胤小山五郎右衛門佐々木佐渡判官入道道譽五千餘騎ニテ路次ヲ警固仕テ

先帝ヲ隱岐國へ遷シ奉ル供奉ノ人トテハ一條頭ノ大夫行房六條少將忠顯御介借ハ三位殿御局計也其外ハ皆甲冑ヲ

鍔テ弓箭ヲ帶セル武士トモ前後左右ニ打圍奉テ七條ヲ西へ東洞院ヲ下へ御車ヲ輓レハ云々
室町殿日記松永主殿察物具洛東磯谷豊後守利長よりもよきよろい甲六七兩買とりければ則具足屋岩井源太夫よりも

たせてのほしける
○伽和羅
日本書紀云崇神天皇十年遣大彥與和珥臣遠祖彦國許

斬地安彦(中略)彦國射地安彦中胸而殺焉其軍衆奔退則追破於河北而斬首過半屍骨多溢故號其處曰羽振苑亦其卒怖走屎漏于褲乃脫甲而逃之知不

得免叩頭曰我君一故時人號其脫甲處曰伽和羅
古事記云神天天皇崩之後大雀命者從天皇之命以天下讓宇遲能利紀郎子於是大山守命者違天皇之命猶

欲獲天下有殺其弟皇子之情竊設兵將攻爾大雀命聞其兄備兵遣使者令告宇遲能利紀郎子故聞驚

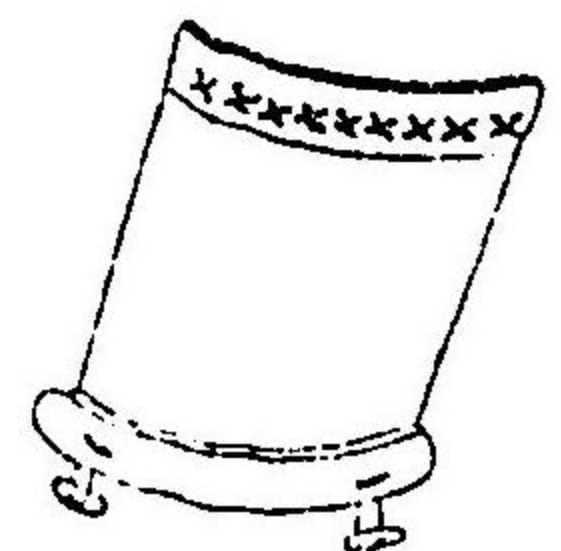
以兵伏河邊亦其山之上張繩垣立帷幕詐以舍人為王露坐與床百官恭敬往來之狀既如王子之坐所而更為

其兄王渡河之時具備船楫者春佐那葛之根取其汁滑而塗其船中之質埒設踏應仆而其王子者服布衣褲

既為賤人之形執楫立船於是其兄王隱伏兵士衣中服鍔到於河邊將乘船時望其嚴備之處以為弟王坐其

吳床(中略)於是伏隱河邊之兵彼廂此廂一時共與矢刺而流故到河和羅之前而沉入河以故以釣探其沈處者繫其衣中甲而河和羅鳴故號其地謂河和羅前也

按、本居宣長古事記傳云新井氏河和羅は甲の古名なりと云て此段及かの書紀の崇神の巻を引又龜甲を俗にかめのかわらといふも同意なりといへり今按に式なる筑



シコロ一段楯
ウツ赤地錦
カモテ照スリ金メキ槍
花立ノ立木ノ模樣

後國三井郡高良玉垂命神社は建田宿禰を祠りて高良はかわらと唱ふ是れ若は韓國御言向の時に彼大臣の服給ひし甲にやあらん伊勢國菴蕪郡丹波國氷上郡なども加和良神社ありて式に出づ出雲風土記にも意宇郡に式外

に加和羅社ありこれらも甲に依れる名にそあらん又屋を背く瓦は韓語なりといふもさることなれとも若は此も龜甲と同意にて本より此方の言にてわのはに轉りたるにもやあらん此等を合せて思へは甲の古名といふ説

いはれて聞えたり誠に龜甲と河和羅と云ふへき物のさまなりされは若此説に依るときは此地名をかわらと鳴りし故に負へりといふは別に一の傳にて實は鉤を甲に繫て出したるを以て負はせつるなるへし書記に甲

を脱し故に名つくとあるとを名としてよくかなへり彼は或説に甲をぬきてかわらかななる由なり源氏物語にかわらかなりといふ語あるに同じといへるはいか

又思ふに甲をかわらと云しも其本の起りは此の故事にてかわらと鳴りしを以ての名かともいふへけれとなほ然にはあらし
方今若君様御誕生之時御當蒲具足と云物諸家ヨリ獻上ツノ袖ヲカハラ袖ト云カハラノ縁ニナルヘクヤ

和名類聚抄云甲唐韻云鍔善蓋反和名典路比甲也釋名云甲者似物之有鱗甲也
古事記云神天王子者服布衣褲既為賤人之形執楫立船於是其兄王隱伏兵士衣中服鍔到於河邊將乘船云々

又云安國天淡海之佐々紀山君之祖名韓帝白淡海之久多此二字以音綿之蚊屋野多有猪鹿其立足者如獲原指舉角者如枯樹此時相率市邊之忍齒王幸行淡海到其野者各異

作假宮而宿尔明且未日出之時忍齒王以平心隨乘御馬到立大長谷王假宮之傍而詔其大長谷王子之御伴

人未嘗坐早可白也夜既曙詔可幸獵庭乃進馬出行余侍其大長谷王之御所人等白宇多氏物云王子宇多氏三字以音

故應慎亦宜堅御身即衣中服甲取佩弓矢乘馬出行倏忽之間自馬往雙拔矢射落其忍齒王乃亦切其身入

於馬楯與土等埋云々

日本書紀云允恭天皇五年七月己丑吾妻奏言殯宮大夫玉田宿禰非見殯所則亦遣吾妻於葛城令視玉田宿禰是日玉田宿禰方集男女而酒宴焉吾妻舉狀具告玉田宿禰宿禰則畏有事以馬一匹授吾妻為禮幣乃密遣吾妻而殺于道路因以遁隱武內宿禰之墓域天皇聞之喚玉田宿禰宿禰疑之甲服視中而參赴甲端自衣中出之天皇分明欲知其狀乃令小墾田采女賜酒于玉田宿禰采女分明暗衣中有鏡而具奏于天皇天皇設兵將殺玉田宿禰乃密逃而出匿家天皇更發卒圍玉田家而捕之乃誅

又云孝德天皇元年八月庚子拜東國等國司仍詔國司等曰(中略)又於閑曠之所起造兵庫收聚國郡刀甲弓矢邊國近與蝦夷接壤處者可盡數集其矢而猶假授本主

又云持統天皇七年十月戊午詔自今年始於親王下至進位觀所儲兵淨冠至直官人甲一領大刀一口弓一張矢一具鞍一枚鞍馬勒冠至進冠人大刀一口弓一張矢一具鞍一枚如此預備

續日本紀云文武天皇三年八月辛未詔令正大貳已下無位

已上者人別備弓矢甲梓及兵馬各有倉

又云寶龜十一年七月癸未征東使請甲一千領仰尾張參河等五國令運軍所

三代實錄云貞觀十二年正月十三日寅丙勅充壹岐島胃並手綱各二百具彼島元有甲無胃太宰府依島解請充從之

延喜兵部式云諸國器仗伊賀國甲一領橫刀四口弓二十張征箭四十具胡籙四十具伊勢國甲六領橫刀二十口弓六十張征箭六十具胡籙六十具(以下國略)右每年所造具依前件其樣仗者色別一箇附朝集使進之但其伊賀伊豆飛驒能登土佐等國不在進限筑前筑後肥前肥後豐前豐後日向等國送太宰府府官勘校貯納府庫具錄色目附朝集使申送凡諸國樣器仗者省與兵庫檢校定品丁副國解文奏進內裏閱定其品丁省更申官官下符兵庫察即請司就庫收之其器仗鑄題專當官人姓名若檢閱有不如下法隨事科貶凡諸國司造官器仗之日不得造私器仗

延喜兵部式云凡破損甲每年五十領待官符到請料修理即返納本庫

保元物語云(白河院)真先に進たる伊藤六か胸板かけす射徹し餘る矢か伊藤五か射向の袖に裏返て立たりける六郎

は矢場に落てそ死にけり伊藤五此矢を折かけて大將軍の前に參て八郎御曹司の矢御覽候へ凡夫の所爲とも覺候はす六郎既に死候ぬと申せは安藝守を始て此矢を見る兵共皆舌を振てそ恐ける景綱申けるは彼先祖八幡殿後三年の合戦の時出羽國金澤の城にて武則か申けるは君の御矢に中る者鎧兜の射徹されすと云事なし云々

平治物語云(六波羅より紀州へ清盛もしかるへしとて都をさして引かへす大將以下みな淨衣の上によろひを着きやうらいくまの、大こんけん今度のかつせん事ゆへなくうちかたさせ給へとさせいして云々

平家物語云(教訓)主馬判官盛國急小松殿へ馳參て世ははやかく候と申ければ大臣聞もあへす(中略)いそぎ車をとほせ西八條へそおはしたる門前にて車よりおり門のうちへさし入てみ給へは入道腹巻をさ給ふ上一門の卿相雲客數十人おのゝ色々の直垂に思ひ々々の鏡着て中門の廊に二行に着せられたり

吾妻鏡云治承四年十一月二十六日甲戌山内瀧口二郎經俊可被處斬罪之由内々有共沙汰彼老母(武衛御)聞之為救愛息之命泣參上申云資通入道任八幡殿為廷尉禪室御乳母以降代々間竭微忠於源家不可勝計就中

門尉景季

又云建久五年七月廿日己卯將軍家以御鏡御劔弓箭等

被奉鎮西鏡社彼大宮司草野大夫永平依訴訟事差進代官之間今日為大藏丞賴平奉行令請取

又云建長三年辛亥八月廿一日己酉將軍家於由比浦御出(中畧)相州御弓箭行勝賜焉(御鏡店)下略

又云文治五年七月八日丙寅下河邊庄司行平依仰調獻御甲今日持參之開櫃蓋取置之于山内尼前是石橋合今被置之太以揭焉也仍直令讀聞給尼不能重申子細拭雙淚退出兼依監後事給被殘此箭云々

又云文治五年六月九日丁酉御塔供振有舞樂二品御出儀先陣隨兵小山兵衛尉朝政(中略)次御步(御東)御甲梶原左衛門尉景季

又云文治五年七月八日丙寅下河邊庄司行平依仰調獻御甲今日持參之開櫃蓋取置之于山内尼前是石橋合今被置之太以揭焉也仍直令讀聞給尼不能重申子細拭雙淚退出兼依監後事給被殘此箭云々

又云建久五年七月廿日己卯將軍家以御鏡御劔弓箭等被奉鎮西鏡社彼大宮司草野大夫永平依訴訟事差進代官之間今日為大藏丞賴平奉行令請取

又云建長三年辛亥八月廿一日己酉將軍家於由比浦御出(中畧)相州御弓箭行勝賜焉(御鏡店)下略

又云文治五年七月八日丙寅下河邊庄司行平依仰調獻御甲今日持參之開櫃蓋取置之于山内尼前是石橋合今被置之太以揭焉也仍直令讀聞給尼不能重申子細拭雙淚退出兼依監後事給被殘此箭云々

又云文治五年六月九日丁酉御塔供振有舞樂二品御出儀先陣隨兵小山兵衛尉朝政(中略)次御步(御東)御甲梶原左衛門尉景季

又云文治五年七月八日丙寅下河邊庄司行平依仰調獻御甲今日持參之開櫃蓋取置之于山内尼前是石橋合今被置之太以揭焉也仍直令讀聞給尼不能重申子細拭雙淚退出兼依監後事給被殘此箭云々

又云文應二年七月九日己巳放生會隨兵被差定之中江戸七郎太郎者老與病計會難著鎧之由依申之有恩許判官物語云鈴木三郎高すき申けるは下人にはらまきはかりさせてさんして候へうちしにのうはくそくのせんあくは入候ましく候へともものに聞へ候はん事むけに候かと申ければよろひはあまたうせんとして

太平記云大森彦七條 其後四五日ヲ經テ雨一通リ降過テ風吹騷キ電時々シケレハ盛長今夜何様件ノ化物來シト覺ニ遮テ侍ハヤト思フナリトテ中門ニ席ヲ敷テ尙一縮シニ所藤ノ大弓ニ中指數抜散シ鼻齧引テ化物運シト侍懸云々又云頼貞同忠條 多治見ハ終夜ノ酒ニ飲醉テ前後モ不知臥タルケルカ時ノ聲ニ驚テ是ハ何事ト周章騷ク傍ニ臥タル遊君物馴タル女ナリケレハ枕ナル鎧取テ打著セ上帶強ク縮サセテ猶寢入タル者トモヲソ起シケル

義貞記云鎧可着次第事一番浴衣二番小袖生給三番大口四番髮亂尺二寸五番鉢巻白布八六番弓懸七番鎧直垂八番脛巾九番括十番隨當十一番類貫十二番脇立十三番手蓋十四番鎧十五番刀十六番太刀十七番征矢十八番弓是ハ八幡太郎義家ノ被着ケル次第也云々

隨兵次第云鎧の事同七所の御吉例とはまつ五音五行をつ

○著長

古事談云伊豫入道頼義於向堂修逆修之間或曰義家聽聞之中間郎等一人出來義家カ耳ニサ、ヤキ事ス聞之有忿怒之色歸向宿所爰入道呼二郎等一人云左衛門尉有怒氣歸畢何事ノアルソ見テ可歸來云々使歸來云只今御キセナカラ被取出テツラヌキタマツリ御馬ニ被置鞍之間也云々

奥州後三年記云城をまきて秋より冬にをよひぬ又さむくつめたくなりてみなこへてをのくかなしみていふやう妻子ともみな國府にありをのくいかてか京へのほるへきといひて泣て文とも書てわれらは一ちやう雪にをほれて死なんとす是をうりて糶料としていかにもして京へかへり上るへしと云て我きたるきせなかをぬき乗馬ともを國府へやる

異本保元物語云新院御所門々かためいくさ評定の條 およそ院中の御勢千餘騎ありけれ共こしよはひろしはうはうへわけたりければいつくに人ありとも見えさりけり新院右府御きせなかをめされたりのりなが見まいらせて太上天皇の御身としてたちまちにかつちうをよるはせ給ふ事せんれいいたうけたまはり及はすといさめ申ければ云々

かささる也赤く可有所あけまき袖のをひしぬひ是也同耳の絲同ふせくみ是等は五色とめすか本なり

島津家御成記云公方様え御進上物之書立御鎧一領白絲金物惣金也御甲一はね御立物いちやう惣金

出陣聞書云鎧を着する方北面を忌へし

按、古代甲冑の類蓋三種あり鎧胴丸腹巻といふ腹當も亦其類なれと等下れる物也先鎧は前と後を纏ひて右に及す別に脇楯あり脇の隙を塞くの料とす胴丸以下は各其條に詳なり脇楯は神功皇后新羅を伐せ給ひし時應神天皇孕まれましたて御鎧の右あはさりしより始りしなといふ説あれと神祇靈應記太平記 承難しおもふに戰場に臨み敵陣に對せんに事は前に在てうしろになく弓手を先にして馬手をしりへにすされは鎧の右に足するも腹巻の脊に隙あるも其事ある處に備へて其用なき所を闕たるにそあるへき凡事真率にして文たらざるは上古の常也其制し始し時より然ありけんをよろひたるさまのかたわなれば脇楯を造り添て威儀を全うしけるにそあるらん又按、甲はよろひ冑はかふとなるを中古已來の冑甲をかふと冑をよろひと誤りたるもの少からす今その原文に從て抄出す文義によつて辨ふべきなり

○著長

平家物語云後醍醐 太政入道はか様に人々あまた召いましめをいとも猶こゝろゆかすや思はれけん(中略)凡は入道院方の奉公おもひきつたり馬に鞍をけきせなか取いたせとの給ひける

又云木曾のさき 殿今井の四郎しゆうしうた、二きになつての給ひけるは日ころは何ともおほえぬよろひかけふはおもくなつたるそやとの給へは今井の四郎申けるは御身もいまたつかれさせ給候はす御馬もよはり候はすなによりてか一りやうの御きせなかのおもくはおほしめされ候へき云々

又云さきほ ふなのめならずによろこひ(中略) ちうたいのきせなかひをとしのよろひきて云々

長門本平家物語云小宰相身投條 御いきもと、まりてきればはてければみる人袖をそしほりける去程に臆に霞みたる月かけも雲上にかたふきてかすめる空もあけにければさてしもあるへき事ならねは故三位の著背長の一兩のこりたりけるにうきもそあかり給とてをし巻て又海へを入てけり

源平盛衰記云入道ハ小具足取り付ケ腹巻著テ中門ノ廊ニ打立給ヘリ主馬判官盛國此ノ有様ヲ見テ穴淺増ト思ヒケレハ小松殿ニ馳參リ世ハ既ニカウト見ヘ侍リ入道殿ノ御

キセナカヲ被_レ召タリ公達モ侍モ悉ク被_二打立_一タリ
承久記云大膳大夫廣元加様ノ時ハ御裝束ノ下ニアマレタ
ランニクルシクモ候マシト唐綾威ノ御キセナカ一領進ラ
セタリケル

太平記云^{上山討}師直カキセナカノ料ニ同毛ノ鎧ヲ二兩マ
テ置タリケルヲ上山走寄テ唐櫃ノ緒ヲ引切テ鎧ヲ取テ肩
ニ打懸ケルヲ武藏守カ若黨鎧ノ袖ヲ控テ是ハ何ナル御事
候_レ御事ノ御キセナカニテ候者ヲ案内ヲモ申サレ候ハテ
ト云テ奪止ント引合ケル時師直是ヲ聞テ馬ヨリ飛テ下リ
若黨ヲハタト睨テ無_二云_一甲斐者ノ振舞哉只今師直カ命ニ
代ラン人々ニ縦千兩萬兩ノ鎧也其何カ惜カルヘキソコ、
ノケト制シテイシウメサレテ候者哉、還テ上山ヲ被_レ感
ケレハ上山誠ニウレシキ氣色ニテ此詞ノ情思入タル其心
地イハネトモ色ニ現レタリ

明德記云御所様ノ其日ノ御裝束ハ態ト御小袖ヲハメサレ
スフスヘ革ノ御腹巻ノ中ニ通リ黒皮ニテ威シタルヲ召サ
レタリケル抑今度御小袖ヲ召サレシテフスヘ皮ノ御腹
巻ヲ召シケル御事ハ何事ソト申スニ御小袖ハ朝家ノ御敵
御退治ノ時召サル、佳例ノ御着長ナリ今度御家僕ノ惡逆
ヲ御誠ノ御沙汰ノ御退治ナレハ敵ニアハヌ御着長ナル上

軍勢ニマキレ有テ若氏清滿幸等ヲ御覽シ付サセ給ハ、人
手ニモカケス御自ラアテ落サムト思召ケル故トソ聞エシ
又云御所ハ二十六日辰刻ニ一色刑部大輔ノ亭中御門堀河
ノ宿所へ出御ナル家僕御退治ノ御出ナレハトテ御著背長
ヲモ不_レ被_レ召御烏帽子ニ長絹ノ御直垂ヲメサレ
富樫記云政親御年積テ卅四長ノ高六尺八寸如_二丈六仁王
之荒作_一也紫下濃ノ御着長四人持アルヲ取テ引掛洵テ上
帶丁ト縮同毛ノ四方白ノ甲ニ大鍬形打猪頭ニ著成云々
北上記云よろい腹巻と申候よりは御させなかり候
軍陣聞書云御させなかりと申事御所様の御具足ならては申
ましき也

武家名目抄稿第二百三十九册

堀檢校保己一編

甲冑部 一下

○物具

奥州後三年軍記云秀武老の身をかゝめて庭にひさまつき
たるを久しく見れぬなさけなくやすからぬことなりと
おもひて金をは庭になげちらしてにはかにたちはしりて
門のほかに出でそこはくもちきたる飯酒をみな従者ども
にくれて長櫃などをはかとのまへにうちすてきせなかと
りてきて郎等ともにみな物の具せさせて出羽國へにけて
いにけり

保元物語云^{爲朝鬼が島へわた}爲朝かせんする事廿餘度人の
命をたつ事数をしらすされともふんのできをうつてひふ
んの者をうたすかせきをころさすうろくすをすなごらす
一心に地藏はさつをねんし奉る事廿よねんなりくはこの
こうのんによつて今かやうのあく心をうけ今生の惡業に
よつて來世のくかいをしられたりされは今此つみこと
くくさんけしつひとへに佛道をねかひて念佛を申なり

此上は兵一人ものころへからすみなおち行へし物の具も
みな龍神に奉れとおち行者におのゝかたみをおたへ
島のくはんしや爲頼とて九さいになりけるをよひよせて
さしころす是を見て五つになる男子二つになる女子をは
母いたいてうせにければ力なし云々
杉原本保元物語云院も左府も御鎧を奉る教長有ましう候
御物具召れ候事悪かりなんと申ければ院は御鎧を脱せ給
ふ

半井本保元物語云^{白河殿}景親歸テ軍セント申セハ景義弟
カ鎧ノ袖ニ取附是迄助タルニ扶遂ヨカシトテ御曹司射給
タル鎧モ雁股モ指揚テ見セタリ物具剣キテ者カ寄タラン
ニモ足カアラハコソ戦ハメ物具モ剣レ首モ取レナン守
殿モ不覺ニテ逃タリトハヨモ宣ハシ云々

平治物語云^{信西が宿所}保元こは世もしつまり治てかつち
うをよろひ弓箭をたいするものもなかりきおのつからも
ちてありきしにも馬におふせ車につみて人めをこそしの
ひしにいまは物具したるつはものとも京中にしうまんせ
り云々

又云^{源氏勢}むねとの兵二百人あひしたかふ軍兵二千よき
とそしるされける六はらの官軍よすると聞えければ人々

物のくせられけり

平家物語云火大臣主馬判官盛國を召て重盛こそ天下の大事を聞出したれ我をわれと思わんする者ともは急物具して参れと披露せよとの給へは馳まはつて披露す

長門本平家物語云足利又太郎宇治河へ渡候わたせやく殿原とて三百餘き一騎もなかさす橋より下五六段斗下りてむかひの岸にさつとつきて打あかりあふみ踏はり弓杖つきて馬の氣つかせてしはらく物のくの水はしらかす

又云義仲法住寺殿押寄候木曾か郎等今井四郎馳並て妻手の脇つほを射たりければ馬よりさかさまに落ちて死にけり狩衣の下に腹まさ著たりけるとや明法道の博士也兵具を帶する事不可然と人傾申けり

源平盛衰記云横田河原軍候木曾討チモラサレタル勢一千五百餘キニテ河ヲサト渡シテ音合セテ北ヨリ採ニ採テソ資メタリケル城太郎カ兵ハ軍ニ疲テアリケルニ只今ノ勢ヲ憑テ物具排テ休マントスル處ニ俄ニ上下ヨリ責ケレハ甲冑ヲ捨テ、逆モアリ親子ヲ知ラテ落モアリ

吾妻鏡云文治元年八月廿四日甲戌下河邊庄司行平蒙歸參御免自鎮西去夜參着今日參營中獻盃酒行平稱九國第一進弓一張之處仰曰無左右巨領納之遺

テ弦走ヲ敲テソ立タリケル足助是ヲ聞テ此者ノ云様ハ如何様鎧ノ下ニ腹卷カ鎖敷ヲ重テ著タレハコソ前ノ矢ヲ見ナカラ此ヲ射ヨトハ敲クラン

又云大塔宮藤野深條芋瀬庄司カ申所ケニ難被_レ默止候ヘハ其安キニ就テ御旗計ヲ被_レ下候ニハ何ノ煩カ候ヘキ戰場ニ馬物具ヲ捨太刀々々落シテ敵ニ被_レ取事サマテノ耻ナラス只彼カ申請ル旨ニ任テ御旗ヲ被_レ下候ヘカシト申ケレハ云々

今川家本太平記云唐崎合戦條佐々木馬ヲ射レ物具ヲ洞サレテ引兼ケルカ物具ヲ脱捨テ乗替ニ騎テ白晝ニ京ヘ引返云々

伯耆卷云隱岐の帝長高を御頼有て既に大坂の湊へ御船を被_レ着たる由敕使を被_レ下不思議に此時小生會進せて恭もかかる敕定に預事生前の面目何事か是に過し(中略)長高宣るは不_レ廻_レ時尅急御迎に参れとて物具ひし〜として馬に打乘て馳參す

侍所沙汰篇云僧徒兵仗可_レ令_レ禁遏_レ事殿制已重疊就_レ中至_レ山僧武勇者承久兵亂之後殊被_レ停止畢而近年帶_レ弓箭兵具_レ横_レ行洛中_レ之多僧徒多以有_レ其間_レ直奪_レ留彼物具_レ者定又及_レ喧嘩_レ歟於_レ自今已後_レ者早伺_レ見如_レ然_レ三族_レ云々

鎮西一之東士悉無_レ糧而奔_レ大將軍多以歸參畢汝所領與_レ西海_レ已隔_レ數箇日行程_レ也令乘馬參上猶可_レ謂_レ不思議_レ剩勸_レ盃酒_レ獻_レ土產_レ於_レ彼國_レ不_レ取_レ人之賄_レ者爭者有_レ如_レ此之貯_レ乎奇恠也者行平陳申云在國之程失_レ兵糧之計_レ經_レ日數_レ之間爲_レ扶_レ郎從等_レ令_レ沽_レ却彼輩之甲冑以下物具_レ訖云々

又云文治四年七月十日甲辰若公萬壽公始令_レ著_レ御甲_レ之給(中略)小笠原彌太郎千葉五郎比企彌四郎等候_レ御馬左右三度打_レ廻南庭_レ下御今度足立右馬允遠元奉_レ抱_レ之甲已下解脫親家御物具御馬入_レ御殿納殿等_レ云々

承久記云治部次郎アノ壽王ニ物具セサセヨト云ケレハヤカテチャウケンノ直垂小袴ニ萌黃ニホヒノ小腹卷ニ十五サシタルソメ羽ノ矢シケ藤ノ弓ヲソモタセタル

太平記云笠置軍條木戸ノ上ナル櫓ヨリ矢間ノ板ヲ排テ名乘リケルハ三河ノ住人足助次郎重範悉モ一天ノ君ニタノマレ進ラセテ此城ノ一ノ木戸ヲ堅メタリ(中略)荒尾九郎カ鎧ノ千檀ノ板ヲ右ノ小脇マテ篋深ニクサト射込ム舍弟ノ彌五郎是ヲ敵ニ見セシト矢面ニ立隠シテ楯ノハツレヨリ進出テ云ケルハ足助殿ノ御弓勢日來承候シ程ニハ無_レリケリ此ヲ遊ハシ候ヘ御矢一筋受テ物ノ具ノ實程試候ハント歟

京中ニ云_レ邊土_レ見_レ知出入之所々_レ可_レ被_レ注_レ申之_レ大内義隆記云十六日ノ夜半ニハ屋形ヨリ陶方ヘ軍兵トモカ亂入_レノスト類ニ詐説有ケレハ尾州ハ是ニキ、オトロキテ兵具ヲソロヘ物ノ具ヒツシト堅テ居タリケル

與羽永慶軍記云高倉合戦田村勢軍條高倉外曲輪ノ者トモ兼テ用心稠シカリセハ敵ノ寄ルト見ルヨリ早ク城内ヘ女童ヲ以注進シ男ノ類ハ弓鐵炮長柄等ヲ手々ニ提ケ敵ヲ防ク其隙ニ武士共ハ武ノ具ヲ堅メ馬ニ打乘々々兼テヨリ定メ置タル請取ノ持口ヲソ堅メケル

愚耳舊聽記云波岡貴女は我子をさかさまにいたき紅裏の小袖をかへさまに著ておきつまるひつふしつみいかに成行身の果をやとこゑ〜になさかなしめは勇者も兵具を忘れ果智者も思慮をさうしなひける其外のものからはたひたひのあせおしぬくひ大息ついたる斗にて物具すへさ心もなくあきれ果たる斗也

武蔭叢話云天正十五年三月秀吉公筑紫へ御動座島津を御攻成され候云々善祥坊は今夜々討有へきを察し人足千人山々へ遣し竹木を切よせ陣の前に幅貳間深三間に堀をほり其岸に柵をふり自分も士卒も物具して待掛たり

○武具

平治物語云 信賴しんせい 信賴大にようこひていか物作り
の太刀一こしみつから取出しかつはよろこひのはしめと
てひかれたり義朝つゝしんで請取て出られる(中略)信
頼月ころ日頃こしらへをかれたる武具なればおとしたて
たるよろひ五十りやう大やうにつかはされけり

○具足

京師本保元物語云 義朝白河 是を見て急ぎ引返して清盛の御
前に參て申けるは穴佈しの鎮西八郎殿の弓勢や候伊藤六
矢場に射落されて候彼者は鎧を重て著候つる二領の具足
を射徹すたにもいかめしと覺候に伊藤五か鎧の袖の裏か
いて候

杉原本保元物語云 白河殿 高間は三十餘大ノ男シタ、カ者
ナリ金子ハ十九也サレトモ暫ク組合ケルヲ如何シタリケ
ン高間オメミミト下ニナル金子上ニ乗居テ左右ノ袖ヲム
スト蹈ヘテ働カサス首ヲ捕ントスル處ニ兄ノ高間三郎急
キ馳來リ馬ヨリ飛テ下リ後ヨリツト寄金子カ兜ノテヘン
ニ手ヲ入引仰ケテ首ヲ捕ントスル處ニ金子拔テ持タル刀
ナレハ下ナル四郎カト、メヲ差カヘス刀ニテ三郎カ具足
ノ草摺ノハツレヨリ上サマニ三刀刺テエイヤツトツキノ
ケタリ

平治物語云 義朝は 齋藤別當申けるはこゝをば實盛に御
まかせ候へとて馬よりおり甲をぬいて手にひつさけみた
れかみをかほにふりかけちかつきよつていひけるは右衛
門のかみ左馬のかみ殿はみなたいり六はらにてうち死し
給ひぬ是は諸國のかり武者共はちをもしらすさいしをみ
ん爲に本國におち下候也うちとめてつみ作り何かし
給はんくそくを召れん爲ならば物のくをは參らせ候はん
とをして給はれと申ければけにも大將たちにてはなかり
けりは武者はうつて何かせんくそくたにぬきすてはとを
されよりしとせんきしければ云々

長門本平家物語云 頼立 清水寺法師に觀音房勢至坊金剛房
力士房とて四人あり進出て申けるは恐意の至に候へとも
此せんきはのひて覺候只今打やふりて本意をとけんとして
四人の惡僧等に具足ひしととりつけてあるひは三枚
冑に左右のこてあるひは大あらめの鎧草摺なかなるを一
旦にさゝめかせて云々

曾我物語云 結經打 ちふ殿の御うちなるほん田の次郎ち
かつねくそくさしかため夜まはりのはんなり
鎌倉年中行事云正月六日從管領御引出物以三兩使進
上御劔御具足御小袖以下唐櫃に入御馬は別當並御所者請

取

酒吞童子物語云金熊童子石熊童子とて一士當千のわらは
二人有大方の手き、手はやのく勢者なり毒酒をせめのま
せければわう水をつきて岩屋に伏て死人のこしくなりけ
るかおそろきて世間の様を聞口惜事候哉みつることよ
とて具足し岩屋にたて籠る

應仁記云 御覽合 此口モ數ノ中ヨリ散々ニ射出ケレハ楯モ
物具モタマラス中ニモ哀覺エシハ十三四計ノ小兒ノウス
ケセウニカネ黒ナルカ花ヤカナル具足ニ袴ノソハ高クア
ケ金作ノ小太刀拔テ軍兵用ノ先ニ進ミ政長ノ御方ニ志ア
ラン人出合云々

萬松院殿穴太記云四國の海賊になれたる者共廿餘騎續て
さつと打入一文字に流を切て打涉り向ふの岸に駈あかり
具足の水したててを立にける

宗吾大雙紙云公方様正月出仕之次第人により又進物によ
りさまぐの故實口傳候へ共注に及はす先進物の置やう
御對面所のうちすゑの御さいのきはに御左の方にをくへ
し(中略)御具足は兩人してかきて出へし具足の左をかき
てさきへ出る人は下手也右をかきて跡に出るは上手也左
かきたる人はやかて退出右をかきたる人そと御具足の入

たるふたに手をかけてをしなほして可罷出云々

伊勢貞助雜記云具足を書狀等に具足と書事は如何候其故
は具足とは物の惣名なり樂器具足女の手具足又對手具足
三具足など、申候也腹巻と可申事可然候勿論鎧にて候
へは鎧と可申腹巻と調可然候

岡本記云具足のつしといふ事はひしをわろくぬいたるも
つし也又こさくらなとにてし、のめをうちつふしたるも
つしなりしる人すくなし

高忠聞書云具足をからひつより取出す時は先かふとをと
り出し其後具足の袖を持上て袖の下よりわたかみをと
ていたすなり人に見する時はからひつのふたながら具足
を置てその上にかふとを置て二人してかきて出た、み
のうへに置て前をみせてさて左をみせてさて右をみする
なりうしろをと所望あらはみすへし其儀なくは三方を見
するなり自然ひつたて、見するも同事なりからひつのふ
たなからた、みの上にてをしなをし、見すへしようひ
かさりいたす時は先かふとを取出てわいたてを取出てさ
てとうを取出也二人具足をかくときは跡を賞籠の人かく
なり

大内義隆記云小幡四郎モ十五歳是モ花ヤカニ出立ケル萌

黄絲ノ腹巻ニ金作ノ脇差ニ太刀ヲソヘテソハキ玉ヲ御弓ヲモ持玉ヒケレト深川迄十三里ノ道ナレハ馬ニモ乗スカチ地ニテ具足甲弓モ捨タリケル

蟻川親俊記云天文八年十二月七日庚午殿中御能アリ門役□より勤之高砂田村佐々木小弼殿へ御劔具足同拜領之細州跡流川前太刀は買殿□□左京大夫殿へ御劔御具足同拜領之役者同前云々

永祿五年日吉社禮拜講記云一御精進代一御服一重御袖御袖千百貫文從御被渡之用御チ以又黄金度々被渡之一樹下へは御小袖御狩衣御差貫御太刀御馬御具足甲等青銅三千疋是は從御倉下行一寶藏坊へ十七貫文從御倉下行

大友興廢記云龍造寺隆信戰死條爰に江上下總守家種とさしはすくれたる大刀なりくそくは鐵をあつさ五分にきたはせ刀は四尺八寸わきさしは二尺六寸なりやりの元はくろかねののへつけ也棒はかしの木を八角にしてすちかねをふせて是をもつちからの程は無量なり

續撰清正記云本渡の城の本丸までせめ入たる時敵三十人程具足甲を着て鎧長刀を持って撞と切て出たるを追取包て一人ももらさず討捕見ければ男は一人もなくて皆女人なり

テ戰シ事見事成ト被申ケレハ山名入道大ニ感悅シ著替ノ具足ト馬太刀ヲ被出ケリ

甲陽軍鑑云小山田八左衛門と申其頃中老の譽ある武士参り候へは此侍は勝頼公御秘藏の武士なる故悅給ひすはたにて參候に付勝頼公御めしかへの御具足を下され御次にて八左衛門其御具足を著申候

甲陽軍鑑末書云然ルニ鶴瀬ヨリ郡内ノ方ニ城戸ヲ際限ナク構フルニヨリ人々尋ヌレハ小山田被官共申ハ岩殿へ御ウツリ候ハ、即時ニ小口ヲ持ヘキ爲也ト申ス御跡ヨリ小山田八左衛門參ル勝頼公御ヨロコビ被成ヌハタニ而參ユヘ召替ノ御具足ヲ下サルニ云々

東遷基業云山中市内ハ長政の前を退て黒田三左衛門に逢て某に鎧一領御借有て給るへしと云ければ三右衛門返答申けるは我等も著替の具足余多なし家來の鎧を脱て御邊に貸申もいかへ也

○著替鎧
庭訓往來云著替鎧宿直腹巻并御乘替等助成候者可然候也

異制庭訓往來云乍畏若黨冠者原馬物具之關如進退無極候被召弄候物具少々并御馬三三十疋下領候者恐悅候

按、具足といふはもと物具調度などいふに同くおよそに涉りたる名目なりもつはら甲冑をさして具足といふは戰場の具といふ意にて鎧にもあれ腹巻胸丸にもあれしかいへるなり今の所謂具足の出來たる頃は當世の具足をいひて鎧胸丸等にわがたりしを終には打まかせて具足と呼て一物の名目とはなりぬ倍その物は上に見えたる金胴空胴桶皮胴などに袖以下の具を設て表物具としたるものなり

○表具足
判官物語云鈴木三郎高すき申けるは下人にはらまきはかりきせてさんして候へうちしにのうはくそくのせんあくは入候ましく候へともものに聞へ候はん事むけに候かと申ければよろひはあまたありとらせんとて云々

○著替鎧
太平記云新田左兵衛佐義與自書條竹澤奉公ノ志切ナル由ヲ申ケルニ兵衛佐早心打解テ見參シ給フ馳テ鞍置タル馬三匹只今威シ立テタル鎧三領召替ノ爲トテ引進ス云々

○著替具足
應仁記云山名金吾ハ太田垣カ負軍ニ膝氣シケルカ朝倉カ働ヲ右衛門佐義就見テ無比類高名也馬ヨリ飛下リ打物取

○著替具足
應仁別記云此合戰得レ利ヲモムキ京都へ注進シケレハ金吾感シ給テ著替具足ニ御賀九ト云太刀相添テ太田垣新兵衛ニ給ニケリ

武家名目抄稿第二百四十册

塙檢校保己一編

甲冑部二

○挂甲

三代實錄云元慶八年二月廿一日壬子掛甲四百領頒給左右近衛府各二百領此甲尋常納內裏春興殿天皇入東宮之後遷納東宮書殿今出而給之以兵庫申給左右衛門左右兵衛四府爲二十三日即位以此著用也

延喜式內藏寮式云元正預前裝飾大極殿同節威儀屏繳二具圓翳圓羽各二十柄橫羽十六柄杖如意蠅拂各四枚笠四枚挂甲二領刀十六口棒八口弓十六張胡錄十六具色別有符并標並待省符到充大舍人察云々

又中務式云凡大儀日輔著淺紫襖金銀裝腰帶金銀裝橫刀烏皮靴策著幟交丞并內舍人皂綵緋襖挂甲白布帶橫刀弓箭麻鞋

又大舍人式云凡元正者六位以下官人四人史生二人將舍人一百三十六人左右分頭各執威儀物入自東西廊門陣列大極殿前庭近衛陣以北左陣中略弓八張箭八具各

綵深綠襖挂甲白布帶橫刀弓箭白布脛巾麻鞋近衛加朱末領

衣服令云兵衛主師衛士會集等日加挂甲

同書云衛府督佐中略會集等日加挂甲帶槍以位襖代紺襖

按、掛鏡は威儀の物にして武家の所用あらされとも其名によつて姑くこゝに附す

○錦襖

延喜左近式云大儀元日即位及受番國使表其日寅二剋始擊動鼓三度度別平聲九下即令裝束大將著武禮冠淺紫襖錦襖將軍帶防以金裝橫刀靴策著幟交中將武禮冠深緋襖錦襖將軍帶金裝橫刀靴策著幟交少將武禮冠淺緋襖錦襖將軍帶金裝橫刀靴策著幟交但供奉御與少將完掛甲帶弓箭將監將曹并皂綵深綠襖錦襖白布帶橫刀弓箭緋脛巾麻鞋

○繡襖

延喜左衛門式云大儀元日即位及受番國使表其日寅二剋近衛府始擊動鼓以次相應即令裝束督著武禮冠深緋襖繡襖將軍帶防以金裝橫刀靴策著幟交佐武禮冠緋襖繡襖將軍帶金裝橫刀靴策著幟交

○玉冒甲

延喜內藏式云元正預前裝飾大極殿鳳形九隻須鏡廿五面

太刀八口梓四竿杖二枚如意二枚蠅拂二枚挂甲一領弓以下並納發圓翳以下分爲兩行其屏繳立兩右陣亦如之其威儀物前二日受內藏寮事畢返納

又彈正式云凡金銀薄泥不得爲服用并雜器飾但五月五日諸衛府甲冑之飾不在制限

又左近衛式云凡十二月二十七日進請元日威儀料挂甲奏并御與長歷名

又兵庫式云兵持甲一領札八長功百九十二日中功一百二十日短功二百五十六日打札二十日危磨四十日穿孔二十日錯穴并裁札四十五日錯稜十三日砥磨青砥磨并整四日

三日錯穴裁札五十二日錯稜十五日砥磨青砥磨并整四日并裁章四日短功日打札二十七日危磨五十六日穿孔二十八日錯穴裁札六十三日錯稜十八日砥磨青砥磨并整

五十六日橫縫并連九日縫頭牒并繼著二日著綠一日孽拘并裁章五日修理挂甲一領料漆四合金漆七勺六撮緋

純二尺五寸緋絲三銖絲五銖調綿一屯

又左近衛府云式大儀元日即位及受番國使表其日中略府生近衛并玉幡八流玉冒甲十六條鄧子十二枚云々

千代田文庫本東京大學本の武家名目抄並に玉冒甲に作る今式に訂して玉冒甲とす 山田安榮附記

○細布鏡形

延喜左近衛式云凡騎射人於本府馬場教習其歷名移兵部前節一日同移馬寮中略官人二人著皂綵緋布衫金

畫絹甲形金畫布冑形白布帶橫刀弓箭行騰麻鞋近衛四

十人皂綵緋大額布衫前後各一人裝大額細布甲形銀畫布冑形白布帶

橫刀弓箭行騰麻鞋形請內藏橫刀繪布帶請大額或四月十四日以永收本府充用前奏請事便給唯大額形返上內藏其甲形冑形

又云凡五月六日騎射官人近衛惣十人並着深綠布衫錦甲

形白布帶橫刀弓箭行騰麻鞋

撰塵裝束抄云凡金銀薄泥不得爲服用并雜器飾但五月五日諸衛府甲冑之飾不在制限愚案下條云凡五月五日與諸衛府以下除甲冑飾之外不

聽用金銀云々又近衛府式に又騎射係云官人二人著皂綵緋布衫金畫絹甲形金畫布冑形近衛官人二人著皂綵緋布衫金畫絹甲形金畫布冑形又案五月五日今世童子甚滿習者是也

○綿甲冑
續日本紀云天平寶字六年二月乙卯造綿甲冑一千領以

貯鎮國衛府

續日本後記云承和二年三月丁巳仰太宰府綿甲一百領
一百口袴四百腰充遣唐船不虞之備

○襖

續日本紀云寶龜十一年七月甲申征東使請襖四千領仰
東海東山諸國便造送之

三代實錄云元慶二年六月廿一日乙酉令相模國送綿一
千屯於出羽國爲充造襖粉也

○縫物甲冑

扶桑略記云寬平六年九月五日對馬嶋司言新羅賊徒船四十
五艘到着之由太宰府同九日進上飛驒使同十七日記曰
(中畧)所取雜物大將軍縫物甲冑貫革袴銀作太刀纏弓革
胡錄宛夾保呂各一具已上附脚力多米常繼進上

武家名目抄稿第二百四十一册

塙檢校保己一編

甲冑部三

○革鏡

續日本紀云寶龜十一年八月庚戌勅令開諸國甲冑稍經年
序悉皆多不中用三年一度立例修理隨修隨破極費
功役今革之爲甲冑固經久墨躬輕便中箭難貫計其
功程殊亦易成自今以後諸國所造年料甲冑皆宜用革
即依前例每年進樣但前造鐵甲不可徒爛每經三
年依舊修之

又云延曆九年閏三月庚午勅爲征蝦夷仰諸國令造
革甲二千領東海道駿河以東東山道信濃以東國別有數
限三箇年並令造訖

三代實錄云貞觀八年五月十九日壬戌太政官處分停伊勢
越前加賀越中丹波丹後因幡播磨備中等九國年貢馬革百張
造兵司修理年料甲百領令諸國貢馬革二百張以充彼
料貞觀五年減修理五十領半折輸焉
延喜民部式云凡諸國所進兵庫寮修理甲料馬革者尾張

升絞綿二兩商布一尺

○革能鏡

保元物語云白河殿真先に進たる伊藤六か胸板かけ射徹
餘る矢か伊藤五か射向の袖に裏返て立たりける六郎は
矢場に落て死にけり伊藤五此矢を折かけて大將軍の前に
參て八郎御曹司の矢御覽候へ凡夫の所爲とも覺へ候はず
六郎既に死候ぬと申せは安藝守を始て此矢を見る兵共皆
舌を振て恐ける景綱申けるは彼先祖八幡殿後三年の合
戰の時出羽國金澤の城にて武則か申けるは君の御矢に中
る者鏡兜を射徹されすと云事なし抑君の御弓勢をたしか
に拜み奉らばやと望みければ義家革の鏡三領重ね木の枝
に懸て六重を射徹し給ければ鬼神の變化と恐れける

○革具足

續撰清正記云足輕共は具足は著すして甲斗かふり候甲の
脇立に長二尺に白き練一はのの小しなひを兩に二本立て
指物はなし清正常々宜ふは他家の足輕は皮具足をきせ甲
はかふらすしてなめし皮の笠又は百重張の笠をかふると
見えたるか身に皮具足きても頭に何もかふらねはこたへ
かたき物也甲をきれば具足はきすしてもこたへよき物也
とて右之通也

六張近江十七張美濃廿四張但馬十一張播磨卅二張阿波十
張並以驛傳牧等死馬皮熟而送之若不足者買備滿數
其直充正稅

又主稅式云修理器仗料若干束甲若干具料若干束牛皮若
干張具別若價若干束張別若准此各爲一項

○羊革鏡

○牛革鏡

三代實錄云貞觀十二年三月廿九日辛巳從五位下行對馬守
兼肥前權介小野朝臣春風奏言故父從五位上小野朝臣右雄
家羊革甲一領牛革甲一領在陸奥國去弘仁四年賊首吉彌
侯部止彼須可牟多知等逆亂之時右雄著彼甲討平殘賊
厥後兄春枝進之望請給羊革甲以充警備歸京之日全
以進官詔許之其牛革甲給陸奥權守小野朝臣春枝

○革短甲冑

三代實錄云元慶五年四月廿五日壬寅出羽國元慶二年爲
夷虜所燒盜(中略)革短甲三百二十七領冑五百三十二枚
鐵鉢一百五十七枚革鉢五十枚木鉢三百二十六枚

延喜主稅式云造革短甲冑一具料鐵大二斤牛革三張若大
二馬革鹿革各一張大頭牒料帛一條長三尺五寸調布一條長三尺
一尺綿一斤縫頸牒料絲一分芋二兩懸緒料鹿革五張漆四
五寸

○責草具足
三河記云大久保次右衛門か申けるはいやく今日の高名にくみ打は一人もなし御身の打たるもせめかわのくそく着てつほうにあたりたるを打給ふ也けふの高名はことくくひみくひ也我等か取たるもつほうにあたり死たるひみ首にて御座候云々

○金鏡

吾妻鏡云治承五年五月八日癸未園城寺律師房日胤弟子僧日惠號師參着于鎌倉彼日胤者千葉常胤子息前武衛御祈禱師也仍去年五月自伊豆國遷被付御願書日胤給之一千日令參籠石清水宮寺无言而令見讀大般若經六百卷之夜眠之内自寶殿賜金甲之由感靈夢

又云治承五年九月廿日光倫申云去月十九日依平家申行爲東國歸往祈請任天慶之例被奉金鏡於神宮

百練抄云養和元年九月十三日金銅鏡被進大神宮依天慶例也

○鐵鏡

續日本紀云寶龜十一年八月庚戌勅令聞諸國甲冑稍經年序悉皆多不中用三年一度立例修理隨破極費功役今草之爲甲冑固經久墨躬輕便中箭難貫計其功

人なみくに馬にのらんと引よせさせたれ共ふとりせめたる大の男の大よろひはきたり馬は大き也のりわつらふ云々

源平盛衰記云高橋源氏信濃國住人根井大彌太行近ト名乗テ揭直垂ニ小櫻威腹巻ニ洗皮ノ大鏡重テ三尺六寸ノ大太刀ニ廿四サシタル黒ツ羽ノ征矢負テ白星ノ五板甲ヲ居類ニ

太平記云山門備後國住人江田源八泰氏ト名乗テ洗草ノ大鏡五枚甲ノ縮ヲ縮四尺餘ノ太刀所ニサヒタルニ血ヲ付テマシクラニソ上タリケル

應仁略記云多武峯合戦大將大膳太夫件の大長太刀を以て打て出んとしけるを四村の出雲申様寄手の大將兩人候相對して太刀打あるへき面々にも候はず私等に任せられ候へと云て兩度までは留けり然りといへとも最後時至れり太刀打せずして腹切事口惜き次第ならんとて中略三代傳へたる大鏡又我が一代に巧を盡して思程威し立たる大鏡二領重ねて著るまゝに少々の小具足は無用也として例の大長太刀横抱て泣々の者廿餘人召具し木戸を開きて出ければ寄手左右へ稜と引と見えし

奥羽永慶軍記云島屋ヶ崎夜討爰ニ松庵寺ノ住僧赤願存泰ト云ル

程殊亦易成自今以後諸國所造年料甲冑皆宜用革即依前例每年進様但前造鐵甲不可徒爛每經三年依舊修之

又云延曆十年六月己亥鐵甲三千領仰下諸國依新様修理國別有數

續日本後記云承和十一年正月己丑山城國上鐵甲一領云件甲曇布袋流着葛野川

○鐵交鏡

京師本保元物語云白河殿彼者朝か祖父八幡太郎義家貞任追討の時將軍三郎武則か勸に依てかなませの鏡三領を木の枝にかけて射徹したりしそかし正しきその孫なればさる事もや有らん

○大鏡

平治物語云待賢門ときの聲におどろいてた今までゆしく見えられつる信賴卿かんしよくかはつて草のはのこくとくにて南階を下られけるかひさふるふておりかねたる

惡僧大鏡ヲ著シ大長刀ヲ打振テ逃ル敵ニ追スカフテ追攻切タリケリ

○小鏡

源平盛衰記云義經蝶ノ國ノ直垂ニ紫坐紺ノ小冑ハ同國武住人河越太郎重頼カ子息ニ小太郎重房生年十六歳ト云

○札籠鏡

平家物語云木曾中にも巴は色白う髪長く容顏誠に美麗なりけるか究竟のあら馬乗の惡所落し弓矢打物取てはいかなる鬼にも神にもあはうといふ一人當千の兵也されは軍といふ時はさねよき鏡著て強弓大太刀持て一方の大將に向られける

○様具足

甲陽軍鑑云聯報豐後守具足の胸板に矢疵三ツ草摺に二ツあたり候得共佛胴のためし具足なる故疵になる程うらへぬけす候云々

○様甲冑

續日本紀云天平寶字五年八月甲子迎藤原河清使高元度等至自唐國初元度奉使之日取渤海道隨賀正使楊方慶等往於唐國事畢欲歸兵仗様甲冑一具代刀一口槍

一竿矢二隻分ニ付元度

○重鏡

太平記云越前府葉原ヨリ深雪ヲ分テ重鏡ニ肩ヲヒケル者共數廻ノ合戦ニ入替勢モナク戦疲レケレハ返ントスルニ力盡キ引ントスルニ足タユミス

又云山徒寄兩六波羅是ヲ聞テ思ニ山徒縦離ニ大勢ニ騎馬ノ兵一人モ不可有此方ニハ馬上ノ射手ヲ揃ヘテ三條河原ニ待受サセテ懸開懸合せ弓手妻手ニ著テ追物射ニ射タラシヌルニ山徒心ハ雖武歩立ニ力疲レ重鏡ニ肩ヲ被引片時カ間ニ疲ルヘシ是以小碎大以弱拉剛行也トテ七千餘騎ヲ七手ニ分テ三條河原ノ東西ニ陣ヲ取テソ待懸タル

和井日記云丹波案其後御暇乞ノタメニ當家ノ衆別所衆輝元ヘ對面ノ候テ御念頃ノ次第ニテイヨク神慮ヲカケテ三家ハ善惡トモニ一同ノ存念相違ナキノ旨ニテ候御盃ノ上ニテ面々衆ヘ名物ノ御太刀賜リ申候畑牛兵衛一人ハ實ヨキ重鏡ヲタマハリ候

○歩具足

藤葉榮衰記云角テ盛隆公安積高倉ヘ被向御馬(中畧)御馬廻御歩行ノ衆火威ノ歩具足ニ袖ナシノ紅ノ羽織ニ大

又云しかへしの物はさねかしらかそろはて云々
按、しかへしの鏡は着用の鏡ふるくなりて用に立かぬるをもとの如くしかへ置せるをいふ也

ナル金ノ丸ヲ付後ニ付テ腰指ニハ金ノ團扇ヲシテ二三百人前後左右ニ付隨云々

○番具足

見聞雜錄云正月廿二日夜薩埵峠分取之品々一黒皮の番具足六百十領

○ヒヤウシ鏡

判官物語云土佐坊川むさし坊六條のやとにふしたりけるかこよひはなにとやらん夜かねられぬそやさてもとさか京に有そかし殿のかたおほつかなやめぐりてかへらはやと思ひければくさすりのしとるなるひやうしよろひのさねよきに大たちはさほううちつきてたかあしたはきて殿のかたへからりくとしてを参りける

按、伊勢貞丈が平義器談云ひやうし鏡の事詳ならず草摺のしとるなるといふによりてみれば馬の歩むにつれて拍子よく草摺の鳴る音あるをいへるにやいにしへの鏡はくさすりの裏より革をも布をもあてねは馬の歩むにつれて草摺躍りて音あるへし

○シカヘシの鏡

職人盡歌合云工職しかへしをむくひはいさやふる鏡さねさねてこそわかればはてぬれ

武家名目抄稿第二百四十二册

塙檢校保己一編

甲冑部 四上

○腹巻

扶桑略記云醍醐天皇延長六年十二月五日行幸大原野諸衛官人著袍衣腹巻行騰每事同大井河行幸

京師本保元物語云新院御所十日の日新院のこしよよりきた殿へいらせ給ふ左府御くるまにまいらせ給ふやかて此御所をしやうくわくとしてつはものともをめされてもんもんを分てかためらる(中畧)のり長はきやうなかまさの朝臣以下上はくめんは水干はかまにはらまきを着すむしや所しゆ以下かつちうをよろひきうせんをたいす

平治物語云内條去程にたいりには同十九日公卿せんきとともよほされけり勸修寺左衛門のかみ光頼卿此程は信頼卿のふるまひ過分なりとて不参にておはしましけるかさんたいして承らんとてあさやかにそくたい引つくりひまさるのほそたちおとなしやかにほき給ひめのとこのかつく右馬のせうのりよしにはたにはら巻させさうしきの

しやうそくに出生せしけんの事もあらは人手にかくな
 んちか手にかけていそきとれとて御身ちかくをき云々
 又云鎌田か下人八町次郎とて大力のかうの者はやしり
 の手き有り馬にてこそくすへけれとも中々かち立よか
 るへしかうみやうせよと云ければはら巻に小具足さしか
 ためてまつさきにすゝみたりけるか云々
 平家物語云教訓主馬判官盛國急小松殿へ馳参て世ははや
 かく候と申ければ大臣聞もあへず(中略)いそき車をとほ
 せ西八條へそおはしたる門前にて車よりおり門のうちへ
 さし入てみ給へは入道腹巻をき給ふ上一門の卿相雲客數
 十人をのゝ色々の直垂に思ひのの鎧著て中門の廊に
 二行に着せられたり
 又云なんともん落行せいの中にさかの四郎やうかくと云
 あくそうありもえさおとしのはらまきにくろかはをとし
 のよろひを重ねてそきたりける
 長門本家物語云義仲押寄住播磨中將雅賢はさせる武略の
 家にもあらねとも天性武勇の人にておはしけるかいと威
 の腹巻に重目結の直垂を著られたりける
 又云木曾合東國けんし尾張國迄せめのはるよしかの國の
 目代はや馬をたて申たりければ亥の時はかり六はら邊

さはきあへり都にうち入たるやうに物をはこひ東西南北
 へかくしもちさまよふ馬に鞍をきはら巻しめなんとしけ
 れは京中さはきてこはいかにせんするをと上下まよひあ
 へり
 源平盛衰記云衣笠合和田ノ小太郎義盛十三束三伏シハシ
 カタメテヲトシ矢ニヒヤウトハナツ金子カ掛タリケル腹
 巻ノ一ノ板冑ノ鉢カケテカヲトイヌキ額ノ方ヨリヲトカ
 ヒノ下ヲツト通り鎧ノ胸板ノハタ覆輪ニソイツケタル
 吾妻鏡云治承四年八月十七日丁酉北條殿被申云今日三
 島神事也群参之輩下向之間定滿衛歎仍廻牛鐵大路者
 爲往反者可被各之間可行蛭島通者歎武衛被報
 仰日所思然也但爲事之草創難用閑路將又於蛭島
 通者騎馬之儀不可叶只可爲大道者又被副住吉小
 大夫昌長於軍士
 又云治承四年九月十日己未甲斐國源氏武田太郎信義一條
 次郎忠頼已下聞石橋合戰事奉尋武衛欲參向于駿
 河國而平氏方人等在信濃國云々仍先發向彼國去夜
 止宿于諏訪上宮庵澤之邊及深更青女一人來于一條
 次郎忠頼之陣稱有可申事忠頼乍怪招于火頭頭
 謁之女云吾者當宮大祝篤光妻也爲夫之使參來篤光申

源家御祈禱爲抽丹誠參籠社頭既三箇日不出里亭
 爰只今夢想著梶葉文直垂鶴草毛馬之勇士一騎西揚
 鞭畢是偏大明神之所示給也何無其特哉覺之後雖可
 令參啓侍社頭之間令著進云々忠頼殊信仰自求出
 野劔一腰腹巻一領與彼妻
 又云建久元年十一月二十九日己卯入夜右大將家御院參
 布衣侍十二人在御供各狩衣下着腹巻云々
 又云承久元年正月二十七日戊子今日將軍家右大臣爲拜
 賀御參鶴岡八幡宮及夜陰神拜事終漸々退出御之處
 當宮別當阿闍梨公曉親來于石階之際取劔奉侵丞相
(中略)義村令撰勇敢之器差長尾新六定景於討手定
 景遂下合戰後不能辭退起座着黒皮威甲相具雜賀次
四國住人以下郎從五人赴于阿闍梨在所備中阿闍梨宅
強力者也之刻阿闍梨者義村使遲引之間登鶴岳後面之峯擬至
 于義村宅仍與定景相逢途中雜賀次郎忽懷阿闍梨
 互諍離雄之處定景取太刀梟阿闍梨首云々
 抑今日勝事兼示爰異事非一所謂及御出立之期前大膳
 大夫入道參進申云覺阿成人之後未知淚痕浮面而今奉
 昵近之處落涙雜禁是非直也事定可有子細歟東大
 寺供養之日任右大將軍御出之例御束帶之下可令着

腹巻給云々仲章朝臣申云昇大臣大將之人未有其
 式云々仍被止之
 又云三年六月八日辛酉有御幸于叡山女御又出御女房
 等悉以乘車上皇御直衣御布新院同六條親王
 冷泉親王已上御皆御騎馬也
 義經記云辨藤原中人いまたわかき人の白きひたれに
 ひないたを白くしたる腹巻に金作の太刀の心もおよはぬ
 をはかれたり
 判官物語云給木三郎高木す、木申けるは下人にはらまきはか
 りさせてさんして候へうちしにのうはくそくのせんあく
 は入候ましく候へともものに聞へ候はん事むけに候かと
 申ければよろひはあまたありとらせんとて云々
 明月記云嘉祿元年十月十七日青侍等云權禰宜資通已補正
 私家人出文車可渡由頭辨出納云々以前下人仰下而子
 息男成被語人々疑鎖籠所下人二人令登人飯參申事由
 之間重來打破門令引文車了其間件宅有著腹巻者
 等奇怪由路人相驚云々父被殺害之時腹巻尤大物歎資
 頼尾籠者也始終如斯云々
 新式目追加云石原左衛門五郎高家與鎌倉住人慈心相
 論腹巻事右訴陳之趣枝葉雖多所詮以件腹巻令入置

無盡錢質物之慮慈心抑留之由高家雖申之一倍已後經三
訴訟之間非沙汰限云々

太平記云頼貞同小笠原孫六傾城ニ驚サレテ太刀計ヲ取テ
中門ニ走出目ヲ磨々四方ヲ屹ト見ケルハ車ノ輪ノ旗一流
築地ノ上ヨリ見エタリ孫六内ヘ入テ六波羅ヨリ打手ノ向
テ候ケル此間ノ御謀叛早顯レタリト覺候早面々太刀ノ目
貫ノ堪エン程ハ切合テ腹ヲ切レト呼ツテ腹巻取テ肩ニナ
ケカケ二十四差タル胡録ト繁藤ノ弓トヲ提ケテ門ノ上ナ
ル槽ニ走上云々

又云持明院殿御幸
六波羅殿條其外ノ北面諸司格勤ハ大略狩衣ノ下ニ腹
巻着映シタルモアリ

相國寺堂供振記云路次行列先陣隨兵四番佐々木三郎左衛
門尉高光攝副之佐々木四郎左衛門尉高敷攝副之此一番張替甲
持中間着ニ腹巻ニ役之

武家儀式云康正二年七月二十六日御拜賀御時侍所隨兵馬
打次第源賴朝中間紺直垂著六人二行先行佐々木中務少輔
太刀持中間甲持腹巻袖取同張易持同播副多賀豊後守一番
多賀四郎右衛門尉中間甲持腹巻袖取云々

常照恩草云腹巻を書狀などに具足と書は悪なり具足とは
萬の物の惣名歟或樂器の具足或は射手具足なりと申之

新儀式云左右近衛陣列 中少將已下府生已上着狩衣腹巻行鷹四位五
位色接腰六位布帯中舍人青袴珍騎馬着者腹
巻行 (中略) 近衛陣開張腹巻等各馳立乘與前且行且獵此
間腹巻親王公卿着ニ腹巻行鷹同列

萬葉方次第云具足出しやうの事あて腹巻にかはるへしは
らまきは二人してかきていつる也左のやくしやあかりた
るへしならひて上座へ行てえたる人のむかふにおき候て
さて左のやくしやのこりてちとおし直していむけを見す
る也うけとりやうはおよそもちて出たる心得也

隨兵日記云騎馬の衆は三十騎も又二十騎も有へきなり次
にこれもよろひひたれを着すへし則四のくゝりを入へ
し次によろひを着して是も太刀をはき次に矢負轡をさす
はくへし同こゆひのなきるほしをきてうつかけをすへ
してうつかけのしやう口傳に有但よろひなくは騎馬の衆
腹巻をも著すへしゆるしからす次總かけたる馬にたなわ
をさして乗へき也

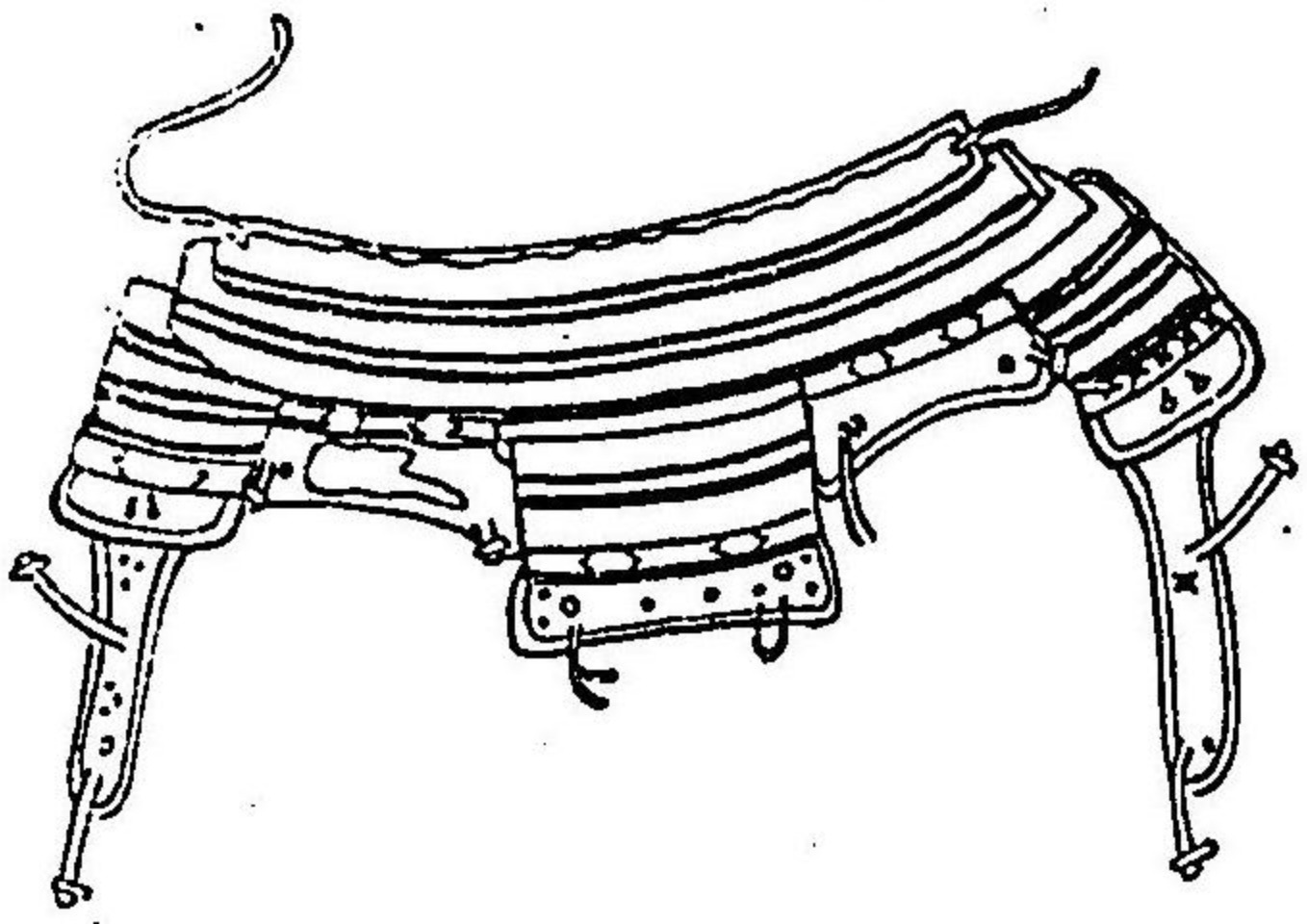
室町殿記云安見保津表
相働條早雄の若者とも六十餘人具足腹巻に
も及はず弓鐵炮もつて我先にとそすみける

光源院殿記云信長御前へ伺公忝モ公方御酌ニテ御盃被
下御腹巻拜領

惟任征伐記云信忠御兄弟被召ニ御腹巻御傍在之面々百
人許着ニ具足

按、腹巻は腹をまとひて背に引合するものなり其體は
下に出せる圖にて見るへし別に背板といふものありて
引合の隙を覆ふ也是を又憶病板とも云にやされと古畫
にさる物つきたる圖もなく古書にもさる名目見えされ
は中ころより出來しものなるへし又下腹巻上腹巻など
いふ名目ありこはその條にいふへし

大和國藤原山法貴寺實相院藏腹巻圖



○腹巻鏡

長門本平家物語云長兵衛尉
信連條光長かしもへに七郎やす
清とてたけ七尺はかりな
るおとこの大方のもの
十よ人力もちたると聞え
しさるまなこのあかひけ
なるかもえきいとおとし
のはら巻よろひてしらす
の長刀もちたりける

弓箭記録云離物云事紺ニ紫ノ袖端田ニモヘキノ袖カフト

ハナタニ紅梅ノ袖冑已上此等ハ腹巻鏡ニスヘキ也
按、はらまきよろひといふ名目おもしろけれとも外に
なければ不審不少しはらまきの上によろひを着たるに
はあらさるか猶々可考

○胴腹巻

古今著聞集云隆房大納言檢非違使別當の時白河に強
盜入にけり強盜の中にいとまやかにて聲けはひよりは
しめて世に尋常なる男の年廿四五にもやあるらむとおほ
ゆるありとう腹巻に左右こてさして長刀をもちたりけり

○大腹巻

長門本平家物語云長兵衛尉
信連條光長か下部にかねたけと申し
るくさやうのはういつのありけるが大はら巻に左右のこ
てさいてうちかたなをぬきあはせ中にへたてたりければ
云々
源平盛衰記云兼成カ下部ニ金氏ト云放逸アリ究竟ノ太刀
大腹巻ニ左右ノ小手サシ打刀ヲ抜テ向會ケリ

○小腹巻

承久軍物語云判官はちやくししゆわうくわんしやとてこ
とし十四になりけるわらはけんふくして光總と申けるを
ちふの二郎あやしゆわうに物の具せさせよ申付しかはう

け給はると申てちやうけんひたれはかまにもえき
にはひのこはらまき十五さしたるそり羽の矢しけとうの
ゆみをそもたせける

○上腹巻

源平盛衰記云八枚夜討録 寝殿ヲ指ノソイテミレハ額突アリ燈
火白クカキタテ、障子ヲ細目ニアケテ太刀ノ帯取り五寸
計引殘セリ見レハ兼隆紺ノ小袖ニ上腹巻著テ太刀ヲ額ニ
宛テ膝付居テ敵ツト入ラハハタト切ラムトオホシクテ待
掛タリ加藤ニ誤テセントテ左右ナクハ入ラス甲ヲヌイテ
長刀ノサキニ係テ内ヘツト差入タリ待儲ケタル兼隆ナレ
ハ敵ノ入ルソト心得テ太刀ヲ以テハタト切ル餘リニツヨ
ク打ツ程ニカフトノ星ニ並三並切りケツリ鴨居ニ切鋒打
立テ披ム披ムトスル所ニツハノ障子ヲ踏倒シ長刀ノ柄ヲ
取直シテ腹巻カケニ胸ヨリ背ヘ差貫キヤカテノヲヘテ頸
ヲ掻ク

又云狩衣ノ上腹巻著タル男ノ大ノ長刀ノ鞘ハツシテ立タ
リケルヲ云々

按、上腹巻といふことこの外に所見なし疑らくは紺の
小袖の上に腹巻着てとありしをかく寫し誤れるもはか
るへからず

○下腹巻

古事談云平治合戦之時六波羅入道自南山歸洛之翌日聲
侍從信親送遺父之許共侍四人皆布衣著下腹巻難波三
郎經房館太郎貞安平次郎馬允盛信伊藤五景綱

愚管抄云新院は御なをしにて御馬にたてまつりて御馬の
しりにはひまのすけのふさねと云者のりて仁和寺の御む
ろの宮へわたらせ給ひけり左大臣はしたはらまきとかや
きてをちられけるを誰かやにてありけむかほにあたりて
ほうをつよく射つらぬかれにければ馬よりをちにけり
長門本平家物語云高倉宮談 寺ほうしにさぬきのあしやり
かくはんといひけるもの御供にありけるか此程宮に思付
まいらせて御みちかくし然けりそけんの衣にちかへ袖し
てしたはら巻まきて三位入道のひさうの馬あふら鹿毛の
そ乗たりける

源平盛衰記云三井金 愛乘園坊阿闍梨慶秀下腹巻ニ衣装束
長絹ケサニテ頭ヲ裹ミ打刀前垂ニサン進出テ、云ケルハ
云々

又云市夜又瀧夜又トテ大ノ童ノミソヨキ二人童目結ノ直
垂ニ菊間シテ下腹巻ニ矢負タリ上下ノハスニ角入タル滋
藤ノ弓ヲツ持タリケル

吾妻鏡云養和元年六月二十日甲午鶴岡若宮寶殿上棟社頭
東方構假屋武衛著御御家人等候其南北(中路)事終武
衛令退出給爰未之見男一人相交供奉人頻進行于御
後其長七尺餘頗非直也者武衛覽之聊御思慮令立留
給未被出御詞之前下河邊庄司行平虜件男訖還御之
後召出庭中曳扨直垂之下著腹巻醫付札安房國故長
佐六郎郎等左中太常澄之由注之

○宿直腹巻

庭訓往來云著弄鏡宿直腹巻並御乗替等助成候者可然候
也

○水豹皮腹巻

新儀式云野行 鷹飼四人 用蘇芳煖大細同色結立總骨赤染御袋猪皮
後精水豹皮腹巻照皮行鷹袋苑同色相裏朝
子綿袖地盤給龍魚並形衣紫色布袴腰巾大團四人
著兩面綿裏朝子綿布衣袴袴手黄色布接履

○鎖腹巻

平家物語云せのなか ひせん備中ひんこ三かこのつはも
のともしかるへき馬物のくいけしよしゆうなんとをば平
家の御かたへまいらせてやすみぬたりけるらうしやとも
かねやすにもよまされてあるひはかきのひたれにつめ
ひもしあるひはぬの小袖にあつまおろしくさりはらま
きつゝりきて山うつほたかゑひらに矢ともせう〜と

武家名目抄第二百四十三册

塙檢校保己一編

甲冑部 四下

○胴丸

源平盛衰記云 大介ハ敵寄ルナラハ暇アルマシ先ツ
静ナル時能々兵糧ツカフヘントテ酒肴控飯昇キ居テ是ヲ
勸ムサテ下知シケル弓能ク射者共ハ甲ヲ著サレ腹巻腹充
筒九ナトヲ着テ矢藏ニ上テ敵ノ冑ノ胸板ヲ差結テ射ヨ云
云

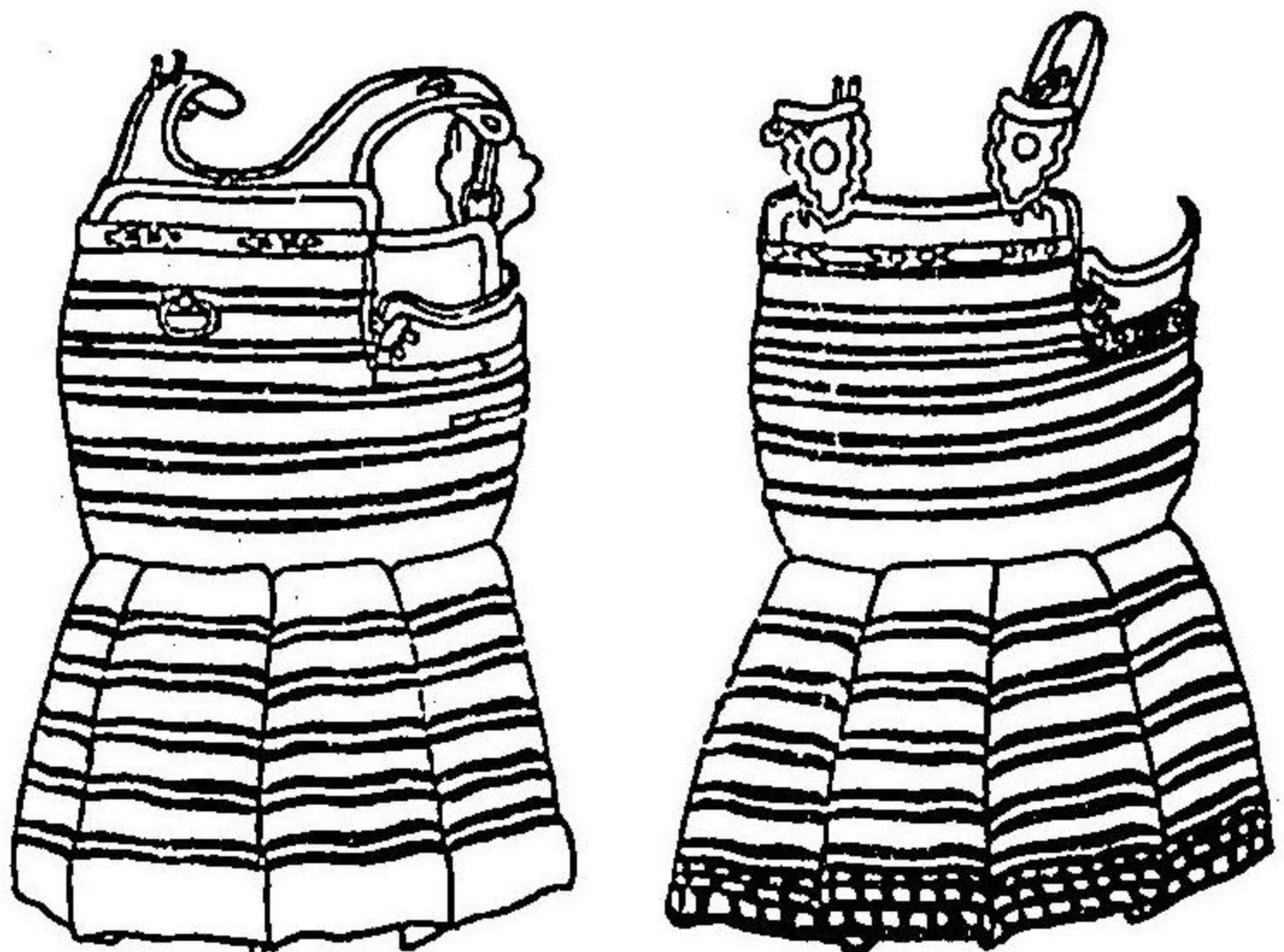
太平記云 大渡山河 武藏守師直カ内小野與一兵衛入道頼玄
トテ太刀ノ早業打物取テ世ニ名ヲ知ラレタル兵有ケルカ
筒九ノ上ニ裙繩目ノ大鎧スキ間モナク着ナシ云々

庭訓往來云只今欲進ニ使者ニ候之處ニ而預ニ御音信ニ候之
條相ニ叶本望ニ者也殊以喜悅々々抑戰場御進發事夜前始所
承也(中畧)次武具事雖ニ見苦敷候ニ紫裾濃紅絲綴青黃絲
綴卯花威黒絲綴赤草威黃絲腹巻唐綾小櫻黒草綴大荒目筒
丸裙繩目紺絲威腹當星白龍頭四方白甲各一列同毛袖云
云

網間曰昆張國所用之甲冑者何哉對曰有ニ胴丸者ニ其製異ニ
於桶皮筒ニ也於ニ右脇ニ結ノ之屈伸自由也昆張國所用者是
也之網曰汝往買ニ此兵器ニ來矣乃授ニ金五六兩ニ云々
南都本談議屋藏甲冑圖

○胴丸具足

蟠川親俊記云天文八年
十二月七日庚午殿中御
能アリ門役口より勤之
高砂田村佐々木少弼殿
へ御劔御具足同拜ニ領
之細口州跡荒川
前太刀ハ貴殿 □□□
佐原太夫殿へ御劔御具
足同拜ニ領之ニ役者同前
賀越關諍記云宮田彌六
退治桂田
條 毛屋増井雨夜冑施頭
笠半煩當シテ胴丸ノ具足ヲキテ物ノ具ヲクツロケ鎧突ヲ
シテ寄セ來ル



○腹當

源平盛衰記云 衣笠合 大介數寄ルナラハ暇アルマシ先靜ナ
ル時能々兵糧ツカフヘシト酒肴控飯昇居テ是ヲ勸ムサテ

康富記云日本准三道義上書大明皇帝陛下日本國開關以
來無不通聘問於上邦道義幸乘國鈞海內無虞特遣
往古之規法而使肥富相副祖阿好獻方物金子關馬十
足銀一領筒
丸一領劍十腰刀一柄扇百本薄
機千帖屏風三双硯百一合文龜 尋海島漂寄者幾許人還之道
義誠惶誠恐頓首頓首謹言應永八年五月十三日

明徳記云大内權大夫ノ兵ハ神祇官ノ森ヲ後ニ當テ射手ノ
兵ハ皆同丸腹當帽子甲ニテ楯ヨリ左右へ流テ雨ノ降如ク
射タリケル

下學集云筒丸日本俗所ノ言也但筒或作同大誤也是以ニ人
身ニ喻ニ竹筒ニ也同字無體今用之事何哉云々

按、伊勢貞丈云人身ヲ竹筒ニ喻ルトハ非ナリ筒丸ノ形
ノ竹筒ニ喻ルナリ

了俊大草紙云御旗さしの役の事侍の勤には式の鎧甲征矢
付て太刀帶て勤する也中間役の時は征矢を畧するなり難
色勤には三枚甲に筒丸に小手をさす也

隨兵日記云甲持役人次に敷皮持役人同張替の弓持役人次
に太刀持役人いづれも黒きひたれに是も四のくゝりを
入へし次に胴丸をさせ刀はこかねのいりて色えたるをさ
さすへし

豐臣家譜云十六歳赴遠江仕松下加兵衛尉之綱一日之

下知シケルハ弓ヨク射者共ハ冑ヲ著サレ腹巻腹當筒丸
ナトヲ著テ矢倉ニ上テ敵ノ甲ノ胸板ヲ差詰テ射ヨ云々
太平記云 關東大勢 長崎惡四郎左衛門尉ハ別ノ侍大將ヲ承
テ大手へ向ヒケルカ態己カ勢ノ程ヲ人ニ被知トヤ思ケ
ン一日引サカリテソ向ヒケル其行裝見物ノ目ヲソ驚シケ
ル片小手ニ腹當シテ諸具足シタル中間五百人二行ニ列ヲ
引キ馬ノ前後ニ隨テ閑ニ路次ヲソ歩ミケル

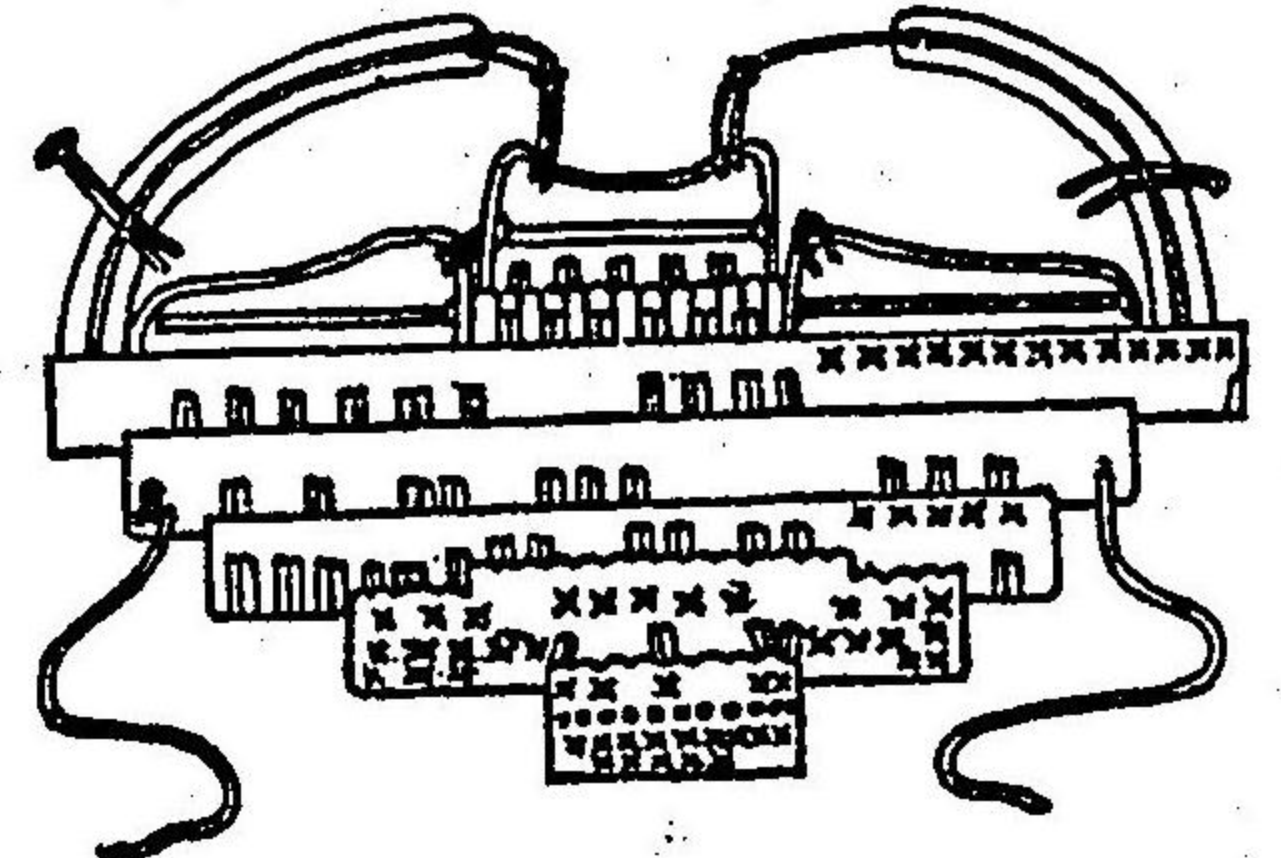
庭訓往來云只今欲進ニ使者ニ候之處ニ而預ニ御音信ニ候之
條相ニ叶本望ニ者也殊以喜悅々々抑戰場御進發事夜前始
所承也(中畧)次武具事雖ニ見苦敷候ニ紫裾濃紅絲綴青黃
絲綴卯花威黒絲綴赤草威黃絲腹巻唐綾小櫻黒草綴大荒目
筒丸裙繩目紺絲威腹當星白龍頭四方白甲各一列同毛袖云
云

明徳記云大内權大夫ノ兵ハ神祇官ノ森ヲ後ニ當テ射手ノ
兵共皆同丸腹當帽子甲ニテ楯ヨリ左右へ出流テ雨ノ降如
クニソ射タリケル

○當

萬葉方次第云具足出様の事あて腹巻にはかるへし腹巻は
二人してかきて出る也左の後はあかるへしならひて上座
へ行て得たる人の向におきて扱左の役者殘てちとをし直

しいむけをみする也請取やう凡 松浦家藏腹當圖
持て出たる心得也同あては壹人
にて持て出也但甲添はこれも二
人たるへし何も眞草あるへし腹
巻も同前なり



○著籠
判官物語云経年か十二月廿七
日さよふけかたの事なれば御し
やうそくはしろき小袖一かさね
あひすりひさかさねせいかうの
大口にからおりものひたれにきこめしてたちわきに
はさみていとま申て出給へは云々

島津家本太平記云御告東山雲居寺ノ南ノ門ノ東南ノ類ノ
岸上ニ一字ノ屋アリ瀨尾兵衛太郎並同卿房ト號スル者ナ
リ名譽ノ惡黨カクレナキトモカラナリ而ルニ彼等カ殺害
實犯疑ナシトキ、定メケレハ章兼折節病床ニフシテ行向
ハス舍弟章信應ノ下部十四五人郎從下人三十餘人ニハ具
足セサセ引卒ス白襖ニ衣籠ニ帶劔セシメ小八葉ノ車ニテ
未明ニ彼在所ヘソ寄タリケル
雄川親俊記云天文八年三月朔日己巳千石小三郎キコメ腹

當持ニ來之下國午黃圃二貝並越前島子廿枚遣之
大友與廢記云蒲池蒲池すり手を負ひながら町屋にと
ひ入兵部をまつつゝいて入無手とくみ上に成下に成りか
へし相とくろに蒲池からうとう上にある兵部を二刀突け
れともきこみをきたるゆへにかたなとをらす兵部のせう
蒲池を突ふせらうとうに手を負せつゝにそこにてしとむ
る

○鎖
太平記云軍帳木戸ノ上ナル格ヨリ矢間ノ板ヲ排テ名乗ケ
ルハ三河ノ住人足助次郎重範忝モ一天ノ君ニタノマレ進
ラセテ此城ノ一ノ木戸ヲ堅メリ(中略)荒尾九郎カ鎧ノ千
檀ノ板ヲ右ノ小脇マテ篋深ニクサト射込ム舍弟ノ彌五郎
是ヲ敵ニ見セシト矢面ニ立隠シテ楯ノハツレヨリ進出テ
云ケルハ足助殿ノ御弓勢日來承候シ程ニハ無リケリ此ヲ
遊ハシ候へ御矢一筋受テ物ノ具ノ實ノ程試候ハント欺テ
弦走ヲ敵テソ立タリケル足助是ヲ聞テ此者ノ云様ハ如何
様鎧ノ下ニ腹巻カ鎧敷ヲ重テ著タレハコソ前ノ矢ヲ見ナ
カラ此ヲ射ヨトハ敵クラン
又云四月三日爰ニ赤松カ勢ノ中ヨリ兵四人進ミ出テ數千
騎扣ヘタル敵ノ中へ無是非打テ懸リケリ其勢決然トシ

テ恰樊障項羽カ形ニモ過タリ近付ニ隨テ是ヲ見レハ長
七尺計ナル男ノ髭兩方ヘ生分テ皆逆マニ裂タルカ鎖ノ上
ニ鎧ヲ重テ著大立舉臙當ニ膝鎧懸テ龍頭ノ肖猪頭ニ著成
シ五尺餘ノ大刀ヲ帶キ八尺餘ノカナナイ棒ノ八角ナルヲ
手本二尺計圓メテ誠ニ輕ケニ提ケタル數千騎控タル六波
羅勢彼等四人カ有様ヲ見テ未戰先ニ三方ヘ分レテ引退
ク

○鎖著籠

室町殿物語云好喧花備前兼光の三尺一寸ぬけは玉ちるは
かりなるをもつてひらひてちやうと打くさり著籠をきた
る大のおとこを茶白きりといふ物にこしのつかひを一文
字にきつてふせたり云々

○鎖帷子

奥羽永慶軍記云矢島落滿安ハ肌ニ鎖帷上に鎧一縮シテ四
尺五寸ノ太刀ニ二尺三寸ノ太刀ヲ佩副七尺ノ櫓ノ棒ヲ杖
ニツキ馬ニテハ叶ハシト歩立ニ成テ赤尾津カ固メシ山ノ
手ノ難所ヲ上テ落ントソ云レケル

○鎖帷子

又云羽州天童延澤能登守カタカタハ先々休レ候ヒ信景一
軍シテ敵味方ノ眠ヲサマサセント廣言吐テ肌ニ鎖帷子
上ニ黒皮ノ鎧著テ甲ノ緒ヲシメ八尺ノ鐵棒ヲ打カタケ鹿

毛ナル馬ノ七寸ニ餘リタルニ打ノツテ敵ノ大軍ヲハ物ノ
員トモセス只一騎カケ出云々

武陰叢話云上條又八は織田信雄入道常眞の譜代の侍成し
か(中略)其後淺野但馬守へ奉公し和田喜兵衛と喧嘩して
兩方改易せられ江戸にて西福千部の法華經轉讀の砌に意
趣討して和田喜兵衛討すまし其身も手負曾我丹波守宅へ
引込居候彼場所近所故に堀丹後守直寄人を遣し喜兵衛カ
死骸を見するに鎖帷子をきたり又誰か云共なしに上條又
八はすはた成と云を聞て丹波守は浪人を使にて又八方へ
遣し首尾能本望とけ珍重に可存候然其方敵の和田喜
兵衛は著籠を着たりと傳聞に其方は鎖帷不著素肌成し
と聞弱みに存て鎖帷不著は又八には不似合何とて大
事の討ものをする身は其身を全して死するとも慥成死を
して社可然に素肌は不_レ得_ニ其意_ニ武士の軍陣にて鎧を
不_レ著も同前也但上條か心底聞届度とあり又八浪人に向
て丹州様の御目通へ終不_レ罷在_ニ候に御懸意成御意難_レ有
奉_レ存候如仰著籠を著し可_レ申に無_ニ其儀_ニ御吟味にて行當
申候敵喜兵衛かこころ鎖帷を著し途中待請候は、いか計見
事にて可有_ニ御座_ニ候素肌にて渡合著込著たる敵を思ふ
儘に打果し只今まで存命仕罷在面目もなき仕合にて御座

候と返事申ければ丹後守開給ひ扱もにくき返事したる奴
かなと腹立申つるよし

義光物語云延澤能登守城中より是を見て大手の門をひら
き只一騎打て出其日の装束には鎧帷子の上に黒絲威の鎧
を著八方頭の甲引籠て鴛毛の馬に打乗て云々

又云五兵衛は兼て討死を思ひ定し事なれば少も臆したる
氣色なく鎧の上に鎧帷子を著し十文字の手鍵提込入敵の
真中へ面もふらすかけ入

○金胴

太平記云 如六郎左衛門敵外ニ引エタル程ハ能ト
衛門候 如六郎左衛門敵外ニ引エタル程ハ能ト
アリ共被_レ知サリケルカ敵已ニ一二町ニ責ヨセタリケル
時金筒ノ上ニ火威ノ冑ノ敷目ニ拵エタルヲ草摺長ニ著下
テ同毛ノ五枚甲ニ鉄形打テ緒ヲ縮熊野打ノ頬當ニ大立揚
ノ臆當ヲ脇楯ノ下マテ引籠テ云々

明德記云一色左京大夫ノ装束ニハ赤地ノ段子ニテツ、ン
タル金筒ニ白絲ノ鎧ノ妻取タルヲ二兩重テ著給テ同毛ノ
五枚甲ニ五尺二寸ノ銀ノ鉄形打テ居頸ニ著テ云々

○空胴

太平記云 八幡合
戰條 關將監カカラトウヲクサノ通シニ射ヌカ
レテ小隊ヲツイテソ臥タリケル云々

也之綱曰汝往買_ニ此兵器_ニ來矣及授_ニ金五六兩_ニ云々

武林雜話云石田か内の島左近關か原にて眞黒成具足甲の
たてものもなし指物も指す柿色の羽織を著たると云へは
いや〜鼠色の羽織を著たと覺へたり又羽織は著ぬと覺
まらくなり扱もおかしき事哉各我等をれはとうろたへ
可_レ申事にあらず不審成事也誰々は石田所に居て其場に
つらなりたると聞いさ呼寄尋て不審をはれんとて三人よ
ひ寄り細を不_レ話其時の事を聞せければ甲のたて物は朱
の天月三尺計具足はおけかわひしとちためぬり上にもめ
ん淺黄羽織其時は繩の帶をしたりと云々

○桶胴鎧

大友興廢記云 多々瓦
合戰條 爰ニ二三百騎ムラカツタル陣ノ中
ヨリ桶胴ノ鎧キタル早雄ノ若武者スキマモナクキツテカ
ル

○佛胴

見聞雜錄云甲州方只五人にて味方貳百人故味方を多く射
て落す故弓を止て長柄に渡せと物頭其下知する内に突崩
れて散々に崩れ引此時小幡豊後守具足の胸板に矢疵三ツ
草摺へ二ヶ所手負しか佛胴の例し具足故裏不_レ搔しかは
不_レ被_レ打云々

○四枚胴

高館草子云龜井の六郎かむさし殿の切のこしを請取たり
と云まゝにあふひつくり三尺八寸よこてきりにかんしと
切る龜井かうてやつよかりけむ太刀のかねやよかりけん
四まいとうおしかけ二十五さいたるそやをかけしやこし
のつかひを車切云々

○四枚金胴

高館草子云辨慶是を見てもつてひらいておかみうちにて
うとうつ甲のまつかう切わつてうしろはしころほろつけ
まへははつふりよたれかね四まいかなとうひつしきくさ
すり二つにさつときりわつてゆんでめてへさはけたり

○桶皮胴

高館草子云辨慶うけたまはりて今度はそれかしか死番に
あたつて候と申もあへす内へつと入くろかねをあつさ五
分にきたはせたるをおけかはとうと名付てかたなたまり
にそきたりける卵の花おとしのよろひ絲ひおとしの胴丸
三兩かさねてさつときゆつて上帯てうとしめ云々

豐臣家譜云十六歳赴_ニ遠江_ニ仕_ニ松下加兵衛尉之綱_ニ一日之
綱問曰尾張國所用之甲冑者何哉對曰有_ニ胴丸者_ニ其制異_ニ
於桶皮筒_ニ也於_ニ右脇_ニ結_ニ之屈伸自由也尾張國所用者是

甲陽軍鑑云 豐後氏政
取合條 豊後守具足の胸板に矢疵三ツ草摺に

二ツあたり候へとも佛胴のためし具足なる故疵になるは
とうらへぬけす候云々

武家名目抄稿第二百四十四册

塙檢校保己一編

甲冑部五

○室丸

○平石

秀郷草子云秀郷人間をこひ歸らむ事を願ふ龍女百年偕老の契なかくたへたるかとかなしむ龍女ちから及はすして種々の引出物をしてを歸しける其中につき鏡一ありき又俵あり入所の米をとるにつきす秀郷を儀藤太と名つけらるゝ此故なり又劔あり鍔を柄も一に作つけたる金作なり石つきに如意寶珠をうつつくれり彼の末傳て今はつるきの明神とあかめ申とかや弓箭鏡はあかきひてさとの鏡に室丸平石として其末之傳へ持て侍るなるは彼の鏡にや難波戦記云蒲生中就中佐野ノ家ニハ秀郷ヨリ相傳シタル鍔アリ寶毎ニ平岩權現ト彫付ル端ノ壳モ著タリ彼家ニテ御避來矢ノ鍔ト答拜ス

○月數

○日數

保元物語云新院召其頃六條判官爲義と申は六孫王より五代後胤伊豫入道頼義孫八幡太郎義家四男也内裏より召されければとも如何思ひけむ參らざりしかは増て上皇の召にもしたかはすして有しか餘り白河殿より度々召れければ參へきよし申なからいままた參らす(中略)また過る夜の夢に重代相傳仕て候月數日數源太産衣八龍澤瀉薄金楯無膝丸と申て八領の鎧候か辻風に吹れて四方へ散と見て侍る間旁憚り存候云々

又云義朝白河殿夜討條四郎左衛門是を聞もとかめす則西の河原へ出向紺村濃の直垂に月數と云鍔の朽葉色の唐綾にて威たるを著云々

○源太産衣

保元物語云新院召其頃六條判官爲義と申は六孫王より五代後胤伊豫入道頼義孫八幡太郎義家四男也内裏より召されければとも如何思ひけむ參らざりしかは増て上皇の召にもしたかはすして有しか餘りに白川殿より度々召れければ參へきよし申なからいままた參らす(中略)また過る夜の夢に重代相傳仕て候月數日數源太産衣八龍澤瀉薄金楯無膝丸と申て八領の鎧候か辻風に吹れて四方へ散と見て侍る間旁憚り存候云々

京師本平治物語云内裏勢ひやうるのすけよりともしやうねん十三さいちやうけん内裏勢のひたれにけんたかうふきぬといふよろひをきる八まん殿のをさなををけむ太といひける二さいのとき院よりまいらせよ御らんせらるへしとおほせをかうふつていそきよろひををとさせそてにけん太をすゑてけんさんに入れればけん太かうふきぬとはなつたりむないたに天せう大しん正八まんくうをあらはしまいらせさうのそてにはふちの花のさつとかかりたるやうをおとされけり

義經記云吉次奥州物語の條無官の者にかせんの大將さするれいなしとして元服せさせよとて後藤内のりあきらをさしそへられて八幡宮にて元服させて八幡太郎義家と號す其の時大りより給はりたるよろひをこそけんたかうふきぬと申しけり

按、軍器考云頼政の鎧にも産衣といふものあり義家の後に傳へられし所は源太か産衣といひしかはおのつから異なるものにそあるべき

○産衣

平治物語云源平勢右兵衛のすけよりともは十三こんひたたれに源太かうふきぬといふよろひをさしらはしのか

ふとのをいしめひけきりといふ太刀をはき十二さいたるそめ羽の矢おひしけとうの弓もちてくりけなる馬にかしはみ、つくすりたるくらをいて是も一所に引立たり此うふきぬひけきりは源氏ちう代のものゝくの中にことにひさうのてうほう也八まん殿のおきな名を源太とを申ける二さいの時院より參らせよ御らんせんぞ仰をかうふり給ひてわさとよろひをおとし袖にすへてけんさんに入られけるさてこそ源太かうふきぬとは付られければむな板に天照太神八まん大井とつけ參らせさうの袖にふちの花咲かかりたるさまをおとせる也扱ひけ切と申は八まんとのさたたうむねたうをせめられし時度々にいけどりの者十人のくひを切にみなひけ共にきければひけ切とはなつたり奥州の住人文書といふかちか作なり昔よりちやくちやくに相傳せしかは悪源太へこそつたへ給ふべきに三にななれ共頼朝さつかり給ひけるはつるに源氏の大將と成給ふべきしるし也

京師本平治物語云義朝落著雪は次第にふかくなる物具しては叶はねは左馬頭の楯無悪源太の八龍太夫進の澤瀉兵衛佐の産衣を始て秘藏の鎧ともを雪の中にそ脱捨ける

源平盛衰記云三位入道頼政ハ例ノ歌道ノ御會ニヤトテ木賊

色ノ狩衣ニナリミスマシテ参タリ深夜ニ臨テ媚物アリ玉體ヲ侵シ奉ル其期ニ及テ明見仕ト仰セケレハ頼政長承候ヌトテ御前ヲ罷立テ近衛河原ノ宿所へ歸ル本裝束脱替テ朝敵ヲ鎮ル貌ニシテ出立ケル生衣ノ珍重ニ黄ナル大口ニ葉早黄色ノ直垂ヲ著タリケル彼ノ直垂ニハ左ノ肩ニハ八幡大菩薩ト縫右ノ肩ニハ山鳩ヲ縫タリケル産衣ト云鑑ヲ著テ男山三度臥拜ミ奉リ其後鑑ヲハ脱ヲキテ直垂小袴計也

○七龍

杉原本保元物語云 新院召 其頃六條判官爲義と申は六孫王より五代後胤伊豫入道頼義孫八幡太郎義家四男也内裏より召れけれども如何思ひけん参らさりしかは増て上皇の召にもしたかはすして有しか餘りに白河殿より度々召れければ参へきよし申なからいままた参らす(中略)また過る夜の夢に重代相傳仕て候月數日數七龍八龍澤瀉薄金楯無膝丸と申て八領の鎧候か辻風に吹れて四方へ散と見て侍る間旁憚り存候云々

異制庭訓往來云凡源氏相傳鏡七龍八龍月數日數源太産衣膝丸薄金小袖等平家重代唐皮薄雲比之更無勝劣
按、源氏八鎧の名保元物語に見えて諸本いふ所一なら

鎌倉本保元物語云 官軍勢 義朝本陣に歸り物具す其日は家に傳る八龍を著たり八龍とは龍を八つ打て一の板に附る故也

異本平治物語云 内裏勢 ちやくしあくけんたよしひらしやうねん十九さいかちんのひたれに八りうといふよろひをきるむないたにりうを八うちてつけたりければ八りうとはなつてたり 按八龍の鎧を似せて白きからあやを以ておとしたる事保元物語にありこの本文は大荒目の處に引たり案中に書い

源平盛衰記云 屋島合戦 小林神五宗行ト云者アリ越中次郎盛嗣カ熊手ヲ以テ判官ヲ取ントシケルヲ大將軍ヲ懸サセシトテ續テ游セタリケル程ニ事由ナク上リ給タリケレハ云判官宗行ヲ召テ只今ノ振舞凡夫トハ見エス鬼神ノワサト覺タリトテ銀ニテ鍬形打タル龍頭ノ冑ヲ賜ル此冑ト云ハ源氏重代ノ重寶也銀ニテ龍ヲ前ニ三ツ後ニ三ツ左右ニ

一ツ宛打タルハ八龍ト名付タリ保元ノ軍ニ鎮西八郎爲朝ノ著タリケル重代ノ寶ナレ共命ニ替ラントノ志ヲ感シ強カノ舉動神妙也トテ是ヲ給フ宗行家門ノ面目ト思テ畏テソ立ニケル

○澤瀉

保元物語云 新院召 其頃六條判官爲義と申は六孫王より五

すあるひは七龍を載せず或は源太産衣を省て楯無澤瀉の二領を加ふその次第も亦同じからす小袖は足利家の鎧なるゆへかの物語になきは勿論なり

○八龍

異本保元物語云 官軍勢 下野守本ちんにかへつて物のくひしひしとかたむ家につたはつたる八龍といふよろひをそきたりける抑此よろひを八龍と申ことはそふ八幡太郎よしいへ後三年のたゝかひの時八まん大ほさつのしゝやの神八陣しゆこのために八大龍王のかたちをかねをもつてうちかふとのまつかふよろひのむないたおしつてころに付たりける間八龍とそなつてたる八領の鎧の中に殊にひささの重寶なりしかゝる間ちやくちやくたるによつて是を相傳す

又云 白河殿をせ 八郎はきゝしにはにすしてこそあはらなりけれさすかに義朝ほととのきをかはかうはいんするか此ちやうにては八龍にうらかゝせんこそはよもかなはしとちわらへは爲朝さん候一矢におひてはかたかたそんするむね候ひてわざとしきたひ申候ぬ御よろひを八龍とは見て候よ何にても候へ二の矢におひては申うけんする候矢つほをきひてうけたまはり候はん云々

代後胤伊豫入道頼義孫八幡太郎義家四男也内裏より召れけれども如何おもひけむ参さりしかは増て上皇の召にもしたかはすして有しか餘りに白河殿より度々召れければ参へきよし申なからいままた参らす(中略)また過る夜の夢に重代相傳仕て候月數日數源太産衣八龍澤瀉薄金楯無膝丸と申て八領の鎧候か辻風に吹れて四方へ散と見て侍る間旁憚り存候云々

平治物語云 源氏勢 次男中宮の大夫しんともなかは十六さいくちはのひたれにおもたかとおもたかおとししたるちう代よろひにしらほしのかふとをきうすみとといふ太刀をはきしらのに白鳥の羽にてはいたる矢おひ二所藤の弓もちてあしけなる馬にしろふくりむのくらをいてあにの馬に引そへてこそ立たりけれ

○薄金

奥州後三年軍記云伴次郎兼仗助兼といふ者ありきはなきつはものなりつねに軍の先にたつ將軍これをかんして薄金といふ鎧をなんきせたりける岸ちかくせめよせたりけるを石弓をはつしかけたりけるにすてにあたりなんとしたりけるを首をふりて身をたはめたりければかふとはかりをうちおとされにけり甲おちける時本鳥きれにけりか

ふとはやかてうせにけり薄金の甲は此ときうせたり助兼
ふかくいたみごしけり

保元物語云 白河殿 攻落條 六條判官ためよしはりきぬの直垂にう
すかねといふひおとしの鎧にくはかたうつたる甲をきれ
んせんあしけなる馬にしろふくりんのくらをいてそのら
れける

長門本平家物語云 義仲最後 合戦條 赤地の錦のひたれにうすか
ねと云から綾おとしのよろひにしらはしの甲きて廿四さ
したるきりふの矢に金作の太刀はきてぬりこめ藤の弓と
り直しあし毛なる馬に金覆輪くら置てあつふさしりかい
かけてそのりたりける(中略)木曾今かむかひていひけ
るは日頃何ともおもはぬうすかねのおもく覺ゆるそとい
ひければ今井か申けるは日頃にかねもまさすへちの物も
つかす何かは今にはしめぬ御させなかのおもくおほしめ
され候へき御身の疲にてわたし給らん云々

梅松論云山の勢神樂岡を下るあいた御方の軍兵馳向て責
戦し程に越前國住人白河小次郎義貞と號して討て頸を取
赤威の鎧をはき取て持來る間諸人大慶の思ひをなす所に
是は義貞にてはあらず葛西の江判官三郎左衛門か頭なり
存日に義貞に顔色こつから少も替らず赤威の鎧を著たり

代後胤伊豫入道頼義孫八幡太郎義家四男也内裏より召れ
けれとも如何おもひけむ参らさりしかは増て上皇の召に
もしたかはすして有しか餘りに白河殿より度々召さけれ
は參へきよし申なからいままた參らす(中略)また過る夜の
夢に重代相傳仕て候月數日數源太産衣八龍澤湯薄金桶無
膝丸と申て八領の鎧候か辻風に吹れて四方へ散と見て侍
る間旁憚り存候云々

平治物語云 内裏勢 捕條 さまのかみよしともしやうねん三十七
ねりいろのきよれうのひたれにたてなしてとてくろいと
をとしよろひにしよのまるのすそかなものをそうちた
りけるくわかたうちたるかふとのをよしめ云々

甲陽軍鑑云 信長公の 追出の條 甲州の源府君武田信虎公秘藏の鹿毛
の馬(中略)鬼鹿毛と名付嫡子勝千代殿所望なされ候處に
信虎公(中略)御返事には勝千代殿にて彼馬は似あはず候
來年十四歳にて元服有へく候間其時武田重代の義廣の御
太刀左文字の刀脇差廿七代までの御旗桶なし共に奉るへ
きよし御返事に候勝千代殿又重ての御訴訟には楯なしは
そのかみ新羅三郎の御具足御旗は猶以八幡太郎義家の幡
也云々

又云 長閑儀を 長閑儀を勝頼公大きに合點ましまして御旗桶

けるを聞ゆる義貞重代の鎧薄金と同毛なる間一旦大將討
取たりとて御方のよろこひけるも斷也

又云建武三年十一月二十二日の夜義貞は内々勅を蒙りて
春宮と一宮を取奉て北陸道を關東へ心さしてそ没落しけ
る此時義貞重代の薄金と云赤威の鎧を山王に奉り今に社
頭に在とぞ承る

太平記云 新田殿 河合殿 義貞ハ薄金ト云甲ニ鬼切鬼丸トテ多田
滿仲ヨリ傳ハリタル源氏重代ノ太刀ヲ二振帶シタリケル
ヲ左右ノ手ニ拔持テ云々

按、薄金ノ威毛保元物語に火威と見え梅松論に赤をと
しとしたる其色や、相似たり長門本平家物語にうすか
ねといふ唐綾威の鎧と見えたる普通の本には唐綾をと
しとのみありて薄金といふことなく源平盛衰記には只
うすかねとしして威毛いはされは長門本の説うけ難
く後三年合戦繪巻物に圖せし所は小櫻の黃返しに似た
れと事書に毛色をしるさされは畫工の作爲なるも知る
へからすされは保元物語梅松論に依て其毛の様をは推
て知るべきなり

○楯無
保元物語云 新院召 爲義條 其頭六條判官爲義と申は六孫王より五

なしそ明日の合戦のはすましと御誓文なり御旗は八幡太
郎義家公の御旗なり楯なしとは新羅三郎公の御具足なり
此御誓文なされてより能もあしくも變改なき武田の大將
の作法なれば勝頼公御誓文の上は各家老尤と申

東遷基業云信長程の大將徒に引候はんや押懸て合戦ある
時は如何と馬場聞て其時は合戦せずして不叶時也と釣
閑云あなたより合戦ある時は如何と馬場聞て其時は合戦
せずして不叶時也と釣閑云あなたより合戦を仕かけら
れんも此方より進み給はんも一ツ道理なりといへは勝頼
これを大に許容せられ御旗桶なしをかけて明日の合戦は
のはすましと誓

織田信長譜云天正十年二月十一日天目山郷人等察勝頼
之所三匿居而來三襲田野三信忠使三瀧河左近三益河尻三肥後
守三同攻三田野三圍三之勝頼告三其妻三曰急可三赴三小田原三不
從又使三信勝持三重器三楯無三以經三山路三赴三武州三而隱三與
州三

按、軍器考云甲斐源氏は八幡殿の流にはあらず其舍弟
刑部丞義光の末なるにいかにしてかは其家に楯無は傳
へたりけんたよし爲義の家三に傳へられし物にはあらね
と其制を同じくしたれば其名をも同じせしにや今も世

に産衣様楯無様なといふ鎧あれど古の制に同じからぬ物とあるへきといへれと爲義の家に傳へたるは黒絲威なるよし平治物語に出て甲斐國菅田天神社に武田家楯無の鎧といひ傳へたる物は藍白地の小櫻皮をもて威したりされは其制ももとより別にして只其名のたまゝ同きなるへし

○膝丸

保元物語云新院召爲義今度はさいこの合戦と思ひければ重代の鎧を一れうつゝ五人の子共にさせ我身はうすかねをそきたりける源太かうふきぬとひさ丸どはちやくちやくにつたふる事なればさうしきはなさはして下野守のとへそつかはしけり爲朝くはんしやはさきりう人にすぐれて常のよろひ身にあはさりければさきりけり此ひさ丸と申は牛千かしらかひさのかはを取おとしたりければ牛のせい入けむ常にけんして主をさきらひける也されはちりをはらはんとても精進けつさいして取出しけるとなりきたいの重寶を敵となる子につかはしける親の心そあはれる云々

○小袖

梅松論云將軍其日は筑後入道妙惠か頼尙を以て進上申た

既ニ中門口破レントスルヲ見給ヒテ天命是迄トテ又小袖ノ鎧ヲ取テ著シ給フ松永カ強弓共手痛ク射ル矢將軍家ノ御鎧ニ立ツコト九筋也一ツモウラカ、スト也

異制庭訓往來云凡源氏相傳鎧七龍八龍月數日數源太産衣膝丸薄金小袖等平家重代唐皮薄雲比之更無勝劣軍陣聞書云公方様の御小袖これ御させなかの本也此御させなか毛は絲也此色卯花おとしと申也

○龍鎧

嘉吉物語云左馬助殿尊氏將軍よりたまはつたる龍よろひを著し同じ毛の五枚甲の緒をしめ打て出下知し給ふ

○唐皮

平治物語云待賢門かまた十三そくとつてつかひをつさまにひやうとわければしけもりのよろひのをしつけちやうとあたりてとひかへるこのやつかひてひやうとわければむひけのそてにはたとあたつてちつともたすはたひをつくかこくあくけんたの給ひけるへいけのかたにきこゆるからかはといふよろひこさんなれをしさけて馬をめておちんところをよせてくめとけちせられければ云々

平家物語云宮士大將軍小松權亮少將維盛は生年廿三容儀體佩給に壽とも筆も及ひ難し重代のさせなか唐皮と云鎧

りし赤地の錦の御直垂に唐綾威の御劔二あり一は御重代の骨食也重藤の御弓に上矢をさゝる御馬は黒粕毛是は宗像の大宮司か昨日進上申たりしなり當日は御重代の御鎧御小袖と申を勢田の野田の大宮司に著らる

太平記云御所將軍彌腹ヲ居兼テ累代ノ家人ニ被テ下手人被テ乞出ニヌ例ヤアルヨシヨシ天下ノ嘲ニ身ヲ替テ討死セントテ御小袖ト云鎧取テ被テ召ケレハ堂上堂下ニ集リタル兵甲ノ緒ヲシメ色メキ渡テアハヤ天下ノ安否ヨト肝ヲ冷シケル

御内書引付云御小袖進上尤神妙刀一腰光太刀一振國遺之候猶貞忠可申候也六月八日九里伊賀入道とのへ御重代御小袖進上尤珍重候仍被遺御自筆御内書并御腰物一腰吉御劔一振國候訖面目之至誠無比類儀候猶以忠節之次第被成思食之由懇可申旨被仰出候也恐々謹言六月八日九里伊賀入道殿貞忠

江陽屋形年譜云將軍家御自身鎧ヲ取テ御對面所ニ出御中門ヲ防クヘキ由ヲ下知シ給フトマタ御鎧ヲハ著シ給ハス河端左近大夫輝綱奥ニ入テ御代々ノ御鎧小袖ト申ヌヲ取出シ將軍家ニキセ奉ラントス將軍家仰ケルハ此鎧ハ朝敵退治ニ著スル鎧也トテ別ノ御鎧ヲキタマハントシ給フニ

をば唐櫃に入て昇せらる

又云三日平舍人武里も續て海へ入らんとしけるを聖取留め泣々教訓しけるは下臈こそなをもうたてけれいかてか御遺言をは違へ参らせんとはするそ今はいかにもしてなからへて御菩提を弔ひまいらせよといひければ武里は泣く泣く八島へ参りけり(中略)唐皮小鳥の事など迄もこまこまと語り申たりければ新三位中將殿今は我身とてもなからふへしとも覺へすとて袖を顔にをしめてさめさめとそなけれける

長門本平家物語云殿上唐皮小鳥といふ鎧太刀は清盛にさつけらるくたんのからかはと申は人のつくれるにはあらす佛作の鎧なりそのゆへは桓武天皇の御甥に香圓法印と申けるは奥儀を究たり天下第一の眞言法の中現在不思議を顯されき我朝の形見にせんとおほせありければ香圓りんけんにおうして紫宸殿の御前にたんをたてたいさうかいの不動そんの前にしてかの法を修せらる七日と申未の刻に紫雲たちてうすまきたり其中よりあらゝかにたんの上におちたり是をみるに一領のよろひなりはしのはひの裾かな物にはしろく黄なる蝶をうちたり件の色はいとおとしにはあらずかはおとし也うらをかへして見れば

虎の毛所々にあひのこれり故に其名をはからかはとそな
つけられしこれはいかにと御尋あり香圖申させ給ひける
は則本朝のかためなりこれすなはち不動明王のよろひな
り不動尊は上にかうまのさうをあらはすとはいへとも本こ
れ彌陀にてましませは下には慈悲を具し給へり火炎を身
に現するは如我相をあらはすとはいへり如我相と云は大日
胎藏の身を現せん料なり大日胎藏の身といふは大歳腹體
をかこまなかれうなり彼垣鏡にはしかしされは不動明王
に七領のよろひ有兵死甲冑なり兵頭兵體兵足兵腹兵背兵
指兵面とて皆是五天五國五木是を相對せりこれは人の五
體をかこまなれうなりしかれば國中のまもりに甲冑にし
かしかのからかははかの七領の中の兵面と云鏡なりされ
は本朝のまもりには何物か是にしかんや甲冑をよろはん
時はわか著ると思ふへからす國家の壁とおもふへし國を
かこまん時は玉の鏡と思へと云りしかるあいた今此真言
教の中より此甲冑を出せり六代迄は内裏の寶となり其後
民家に遺て將軍にもたせよと誓て下されければたかもち
の王ののちへい將軍にあつて給はられてよりこのかた
まの唐皮これなり又平家實記第四十唐
皮小鳥掛丸の條に見たり
長門本平家物語云補遺
兼原野た、これより屋島へ歸りて三

位中將左中將などにもありのまゝに申へしかつうは御ら
んせられしやうに大かたの世間もものうきさまにのみま
かりなりしかはよろつあちなさもかすそひておのく
にもわかれ奉てかくなり侍ぬさふらひともしいかによし
んにおもふらんかくともしらせすしていかによらむらん
と思こそ中々心くるしけれ抑からかはと云よろひ小鳥と
云太刀は平將軍よりこのかた當家ちやくちやくさうてん
にしてわれまては九代にあたりそのよろひ太刀さたよ
しか許にあつてしをきたり云々
蟠川親元記云文明十年十月五日癸巳貴殿唐革御鏡七郎殿
へ被進之
○薄雲
異制庭訓往來云凡源氏相傳鏡七龍八龍月數日數源太產衣
膝丸薄金小袖等平家重代唐皮薄雲比之更無勝劣
○シキ大
判官物語云牛若きふれの明
神にまいる條ひころは一所にてともかくも成
まいらせんと申ける大しゆにもしらせすしてへつたうの
御まもりにまいらせたるしき大といふはらまきまにこかね
つくりのたちはきてた、一人きふねの明神にまいり給ひ
云々

武家名目抄稿第二百四十五册

稿檢校保己一編

甲冑部六上

見聞雜錄云織田三位中將信忠卿は一萬人を引率して高遠
の搦手へ向給ふ大手口の合戦より三日目よりの城攻也城
の大將仁科殿是は敵も敵にこそよれ信長の嫡子なれば晴
清か相手に取て不足なし是は晴清防戦すへしと有て仁科
重代の桐の葉と云金寶の鏡に龍頭の冑の緒をしめ信濃藤
四郎と云る岩摧と云大業の三尺七寸有けるを帯給ひて云
云

○桐葉
長門本平家物語云能登守每
度高名條能登守殿黒かはをとしのよろ
ひを袖も草すりもちきり捨て筒はかりをみにまきて丸鞘
の太刀さや計り腰にのこりたるかふともき給はす大わら
はになりてなにももたす左右の手をひろけて敵を待ての
給けるは云々
太平記云高時并一門以下
於東歸寺自書條去程ニ高重走廻テ早々御自害候へ
高重先ヲ仕テ手本ニ見セ進セ候ハント云儘ニ胴計殘タル
鏡脱テ抛ステ、御前ニ有ケル盃ヲ以テ舍弟ノ新右衛門ニ
酌ヲ取セ三度傾テ云々
藤葉榮衰記云又一人黒絲威ノ大鏡草摺カナクリ捨テ胴計
著テ大音アケテ云ケルハ愛許ニ進出タル兵ハ鎌倉權五郎
景正カ末孫梶原左衛門景光ト云者也

○胸板
保元物語云藤朝白河
殿夜討條爲朝これを事ともせずあはぬ敵と思

義經記云合野王殿條
馬出の條承安二年二月二日の明ほのに鞍馬を
ぞ出給ふいしやうは白き小袖一重にからあやをかかさね
はりま淺黄のかたひらを上召白き大口にからをり物の
ひたれめしきたへと云はらまきこめにして云々

へとも汝か詞の艶しきに矢一つ給はらむ受て見よ(中略) 暫持てひやうと射る眞先に進たる伊藤六が胸板かけす射 徹し餘る矢か伊藤五か射向の袖に裏返てそ立たりける云

又云 白河殿本せ 義朝手綱かひくり打向ひなんちは聞及ふ にもにすむけに手こそあらけれとの給へは爲朝兄にてわ たらせ給ふうへ存るむね有てかくは仕り候へ共まことに 御ゆるしをかうふらは二の矢を仕らんまつかう内甲はを それも候しやうしの板かせんたんつるはしりかむないた のまん中か草すりならは一の板共二の板共矢つはをたし かに承て仕らんとてすてに矢取てつかひける

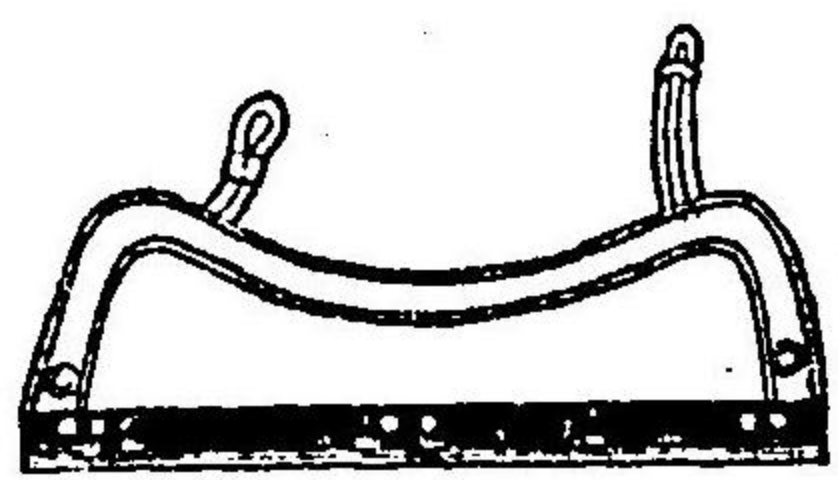
平家物語云 かちほらか二 さいこくに聞えたるつよゆみせ いひやう備中の國のちう人まなへの四郎まなへの五郎と ておとゝいあり四郎をは一のたににをかれたり五郎はい く田のもりにありけるかこれを見てよつひいてひやうと はなつかはら太郎よろひのむないたうしろへつといぬか れてゆんつえにすかれすくむ所を云々

又云 教訓 太政入道はか様に人々あまた召いましめをいて も猶こゝろゆかすや思はれけん既に赤地の錦の直垂に黒 絲威の腹巻の白金物うつたる胸板せめ先年安藝守たりし

ヲ打落テ組止メントシケル處ヲ比叙シノ者共カ田ノ畔ニ 立波テ射ケル横矢ニ此兒胸板ヲツト被ニ射抜ニテ矢場ニ伏

テ死ニケリ 應永記云山名入道太刀ヲハ投捨テ豊後守ニ押並テ組マン ト懸ル處ニ豊後無ニ透間ニ長刀ニテ籠ケルカ鎧ノ胸板カケ

○胸板金物



長門本平家物語云 小松殿教 内大臣鳥帽子直 衣にてさしぬきのそはをとつてさやめき 入れけり事の外にそ見られける入道は障 子をすこし引たて、腹巻のうへにそけん の衣を引かけてむないたの金物のはつれ てさら〜として見えけるをかくさんとしきりにむねを 引ちかへ引ちかへせられける

源平盛衰記云 入道院 宗盛卿苦々敷思給ヒ歸入給ヌ實ニ理 也ケレハ聞人々皆苦リアヘリ内府内へ入給へハ入道是ヲ

時神拜のついでに靈夢を蒙て殿島の大明神より幻に給は られたりける銀のひるまきしたる小長刀つねの枕をはな たす立られたりしを脇にはさんて中門の廊へそ出られた

長門本平家物語云 殿上聞 家貞もとよりさるものなりけれ はた、盛に目をかけてとくさ色の狩衣の下に萌黄の威の 腹巻のむな板せめてつる袋つけたる太刀わきにはさみて 殿上の小庭に候ける

源平盛衰記云 衣笠合 大介小太郎ヲ招テアノ家忠射トメヨ ト云仰ウケタマハリヌトテ立ニケリ(中略)シハシカタメ

テヲトシ矢ニヒヤウトハナツ金子カ掛タリケル腹巻ノ一 ノ板冑ノ鉢カケテカフトイヌキ額ノ方ヨリヲトカヒノ下

ヲツト通り鎧ノ胸板ノハタ覆輪ニツイツケタル 太平記云 唐崎濱 愛ニ何者トハ知ス見物衆ノ中ヨリ年十五

六計ナル小兒ノ髪唐輪ニ上タルカ麴塵ノ筒丸ニ大口ノソ

ハ高ク取り金作ノ小太刀ヲ拔テ快實ニ走懸リ甲ノ鉢ヲシ

タ、カニ三打四打ソ打タリケル快實屹ト振歸テ是ヲ見ル

○弦走

見給テ臥目ニコソ成給へ例ノ此内府カ世ヲ表スル様ニ振 舞トテ意得ス氣ニハ御座シケレトモ子ナカラモ流石アノ

貌ニ物具シテ相向ン事面ハユクヤ被思ケン物具脱置隙モ

ナカリケレハ障子ヲ少シ引タテ、腹巻ノ上ニ薄墨染ノ素 絹ノ衣ヲ引懸テ出給タリケルカ冑板ノ金物ノハツレテ見

○弦走板

エケルヲ懸サント類ニ衣ノ領ヲ引違引違シ給ケレハ引綻 カシテイト、キラメキテ見エケリ

太平記云 笠置 舍弟ノ彌五郎宛是ヲ敵ニ見セント矢面ニ立

隠シテ楯ノハツレヨリ進出テ云ケルハ足助殿ノ御弓勢日

來承候シ程ニハ無リケリ此ヲ遊ハシ候へ御矢一筋受テ物

保元物語云白河殿をせ義朝たつなかひくり打向ひなんちは

聞及ふにもにすむけに手こ

をあらけれとの給へは爲朝

兄にてわたらせ給ふうへ存

るむね有てかくは仕り候へ

共まことに御ゆるしをかう

ふらは二の矢を仕らんまつ

かう内甲はおそれ候しや

うしの板かせんたんつるは

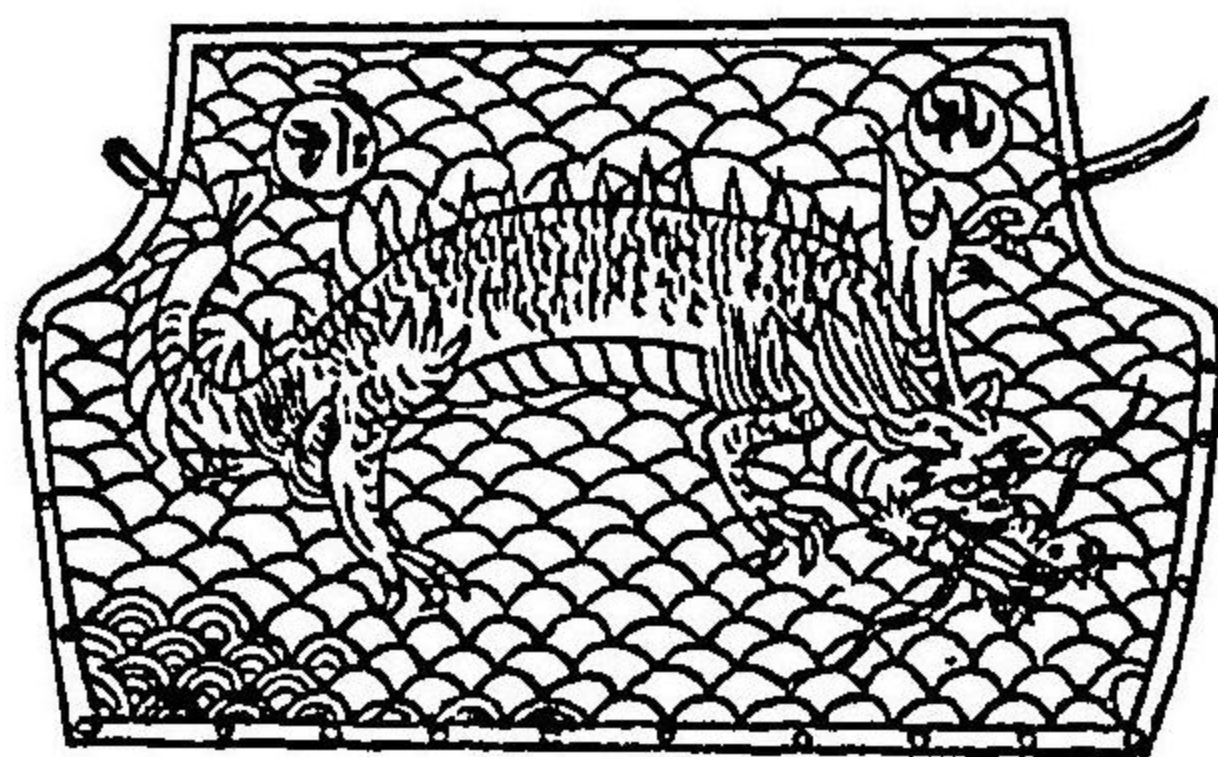
しりかむないたのまん中か

草すりならは一の板共二の

板共矢つほをたしかに承て仕らんとてすてに矢取てつか

ひける

殿島神社大内義隆卿鎧走圖



源平盛衰記云伊賀國住人森ノ小平太利宗ト名乗テ懸リケ
ルカ源次加ニツルハシリノ板ヲヌチカヘサマニイヌカレ
テ馬ノ前ニ落ケリ

承久記云彌太郎判官殿ト承ル程ニ壽三コソニ是候ヘ兼テ

ハ子ニセン親ニ成ント御約束候シヨモ御忘レ候ハシ是モ

忘進ラセス給ツテ候シ矢ヲコソ未タ持テ候ヘ恐候ヘ共親

ノ只今打死仕候最後ノ供ヲ仕候時進ラセント存スルトテ

草摺左 厭付同 逆板是ハ角縁小セツハツルキリカサシノ緒ト

云ハ上帯是也稱檀板亦鳩尾ノ板共云也三板也ウケ緒カケ

緒水飲緒クツケキツルハシリシキメノ鎧ト云三目鎧也

貞丈云古制ノ鎧ハ左脇ニ蝶ツガヒナシ前ヨリ左脇背ノ

方迄連リ繼キタリ左脇ハ脇筋ノ形ニ隨テ札屈リテ前後

へ連ナリ繼キタレハ左脇屈繼ト云ナルヘシ右ノ脇ニハ

脇盾ヲ當ルナリ又系ノ字玉篇ニ繼也トアレハ屈系ト書

テモ同意也貞丈傳

按、クツケイト云ハイツレナルヤ未詳ト軍器考ニイヘ

リ具足日記クツケイ作三屈系

○押付

異本保元物語云官軍勢抑此よろひを八龍と申ことはそ

ふ八幡太郎よしいる後三年のたゝかいの時八まん大はさ

つのししやの神八陣しゆごのために八大龍わうのかたち

をこがねをもつてうちかぶとのまつかふよろひのむない

たおしつけところどころに付たりける間八龍とをなづけ

たる

異本平治物語云待賢門かまた十さんそくとつてつがひを

つさまにひやうといければしげもりのよろひのをしつけ

にちやうとあたりてとびかへる

能引テ放ケレハ戎ノツルハシリノ三ノ板ニテ射ハシラカ

シタル

○弦切

保元物語云爲朝射よしともほととのきをかはかうはたれか

ぬさする中略又御よろひをは入りうとは見て候何にて

も候へ二のやにをひては申うけんする候やつほをさして

うけ給候はんまつかうくひのほねはおそれ候つるきり

つるはしりしやうしのいたわきたてのうへこゝをぬよと

むちのさきにてうちたゝきて御まへのさうにんをのけら

れ候へとそてくすねひきそゝろひいてそむかふたる

○クツケイ

京師本保元物語云爲朝射爲朝さん候一の矢にをいては旁

存する子細にてわさと仕候はて式代申にて候御鎧をは八

龍と見申て候譬如何成御鎧にても候へ二の矢にをゐては

申請むするに候矢坪を指て承り候はん眞向御頭の骨は恐

も候くつつけい弦はしり障子の板脇立の上爰を射よと承て

一矢仕候はん云々

異本保元物語云白河殿をせ桑原あんとうしかけ出てあて

七へつたうにくつけいさせて落にけり

弓箭記録云鎧之名共事ユルキノ板前ヒシキノ板後脇立右

判官物語云土佐房とさはうこれを聞てやすからす思

ひければとひらのきはにあゆみかゝりていたのすきより

ねらひ十三そくよつひきひやうといるきさんたかゆんで

のたちうちをはふくらせめでつゝといををしうすでなれ

はかいかながりてなけすてちはおしつけむないたくれな

いをなかすやうにそありける

曾我物語云十はんきうまのすけことばにはにすかいふつ

てにげけるかをしつけのはづれにかひがねかけてうちこ

まれたちをつえにつさしりそく

承久記云平内左衛門尉是ヲ見テ中略播磨堅者ト組テ臥

平内左衛門取テヲサヘテ首ヲカ、ントシケル所ニ堅者カ

下人ノ法師寄セ合テ長刀ヲ持テ平内左衛門カ押付ヲチャ

ウチャウト二打三打シタ、カニ被レ打テ傾ク様ニシケル

所ヲ山田次郎カ郎從荒左近落合平内左衛門カ頭ヲ取

大友記云耳川合佐伯惟定申ハ鑑直ノ申分モットモニ候乍

レ去味方川ハタマテ人数ヲ出シソロハ、義久ハヤリモノ

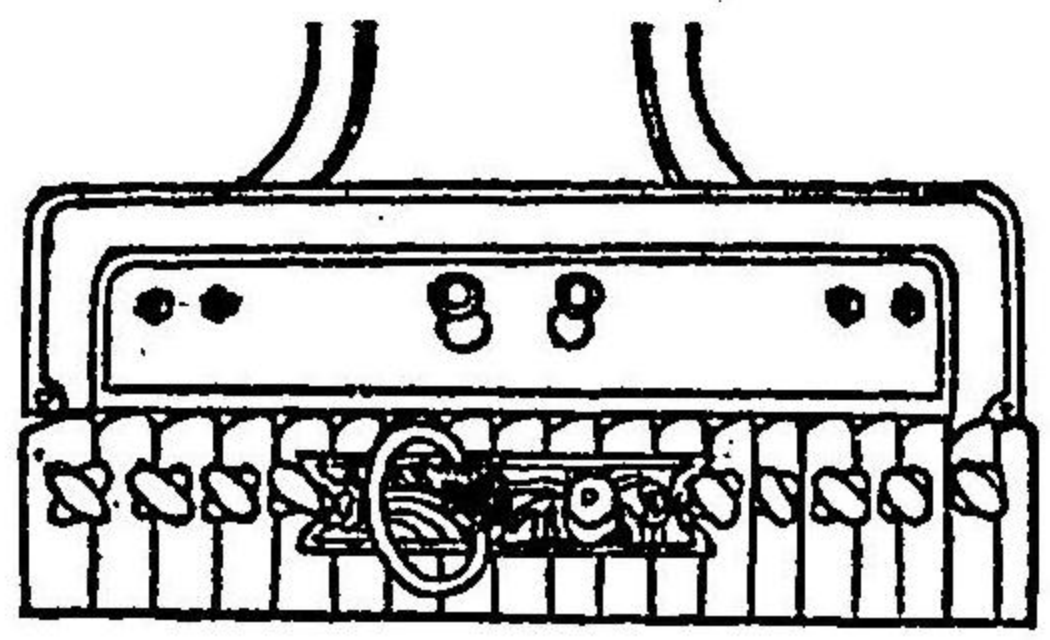
、ヨシニ候間敵ヨリ川ヲ渡スヘシ中略アス早天ニカケ

渡シ義久ノヲシ付ヲ見スハ生テ二度カヘルマシ云々

弓箭記録云鎧之名共事ユルキノ板前ヒシキノ板後脇立右

草摺左 厭付同 逆板是ハ角縁小セツハツルキリカサシノ緒ト

云ハ上帯是也梅檀板亦鳩尾ノ板共云也三板也ウケ緒カケ緒水飲緒クツケキツルハシリシキメノ鏡ト云三目鏡也
大和國藤原山法貴寺實相院藏押付圖



源平盛衰記云 實盛後 手塚カ郎等主

○押付板
ニ組セシトテ馬手ニ並ヘテ中ニ隔
タリ實盛押並ヘテムスト組ム己ハ
手塚カ郎等ニヤアマスマシトテ鏡
ノ押付ノ板ヲツカマヘテ左ノ手ニ
テ手綱カイクリ左右ノ鏡ヲ強クフ
ンテ引落シ馬ノ腹ニ引付テ提モテ
行ク足ハ地ヨリ一尺ハカリ擧リタリ

長門本平家物語云 實盛討 手塚からうとうひきおとされぬ
さね盛をしつきのいたをしたかにつかまへて馬のはら
にひつけてさけてまかるあしは地より一尺斗りあかりた
り

○總角付板

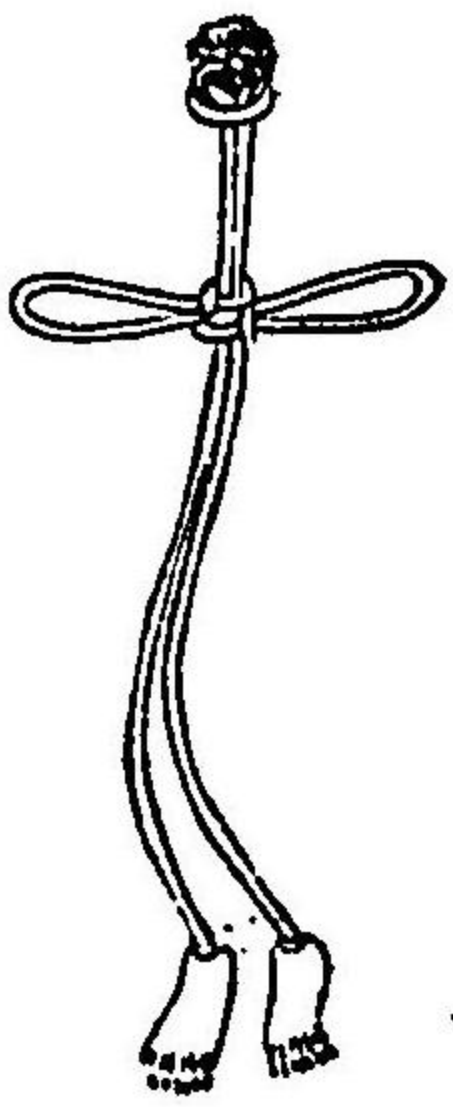
太平記云 山門 本間小松ノ陰ヨリ立願ノ件ノ弓ニ十五束三
臥忘ル、計引シホリヒヤウト射渡ス志ス處ノ矢所ヲ少モ
不レ遠鏡ノ弦走ヨリ總角付ノ板ヲ裏面五重ヲ懸ス射徹

トイフ物ニシテオシツケノ板ニ綴リ下ノカタニハ菱鏡
ニ通りシテ其下ノ板ニ綴ル此板ノ真中ニ總角付ノ金物
アリテ總角ヲ附レハ總角附ノ板トモイフ 實盛 貞丈云逆
板ヲ附ル事ハ鏡ノ背ノ方屈伸自由ノ爲ニ背ニ一箇所横
ニ一文字ニ透間ヲ設ケ置也其透間ヲ掩ヒ塞カンカ爲ニ
逆板ヲ上ヨリ垂レテ置也其逆板ノ裏ヨリ胴ヘカケテ啄
木ノ絲ニテ毛引ニシテ逆板ヲツナキ置也 實盛 貞丈

○總角付金物

太平記云 正月廿七 妙觀院ノ高因幡全村ト云ハ我事也城中
ノ人々此矢一ツ進セ候ハン遊ハサレテ御覽候ヘト云儘ニ
上差一筋抜出テ櫓ノ小間ヲ手突ニソ突タリケル此矢誤ス
矢間ノ陰ニ立タリケル鏡武者ノセンタンノ板ヨリ後ノ總
角付ノ金物マテ裏表ニ重通テ矢先二寸斗出タリケル間其
兵櫓ヨリ落テ二言モイハス死ニケリ

安藝國嚴島神社藏義家朝臣總角圖



○總角

源平盛衰記云 八牧 關
屋可レ然ト悦テ三人張
ニ大ノ中差シ取テ番ヒ
十五束ヨク引キカタメテ放チタレハ櫓ヲトヲシ冑ノ胸板

シテ矢サキ三寸計チシホニ染テ出タリ

又云 鎌倉合 兵衛佐義興ハ浪面ノ在家ノハツレニテ敵三騎
切テ落シ大勢ノ中ヲツト懸抜ケル處ニテ小手ノ手覆ヲ切
ナカサル、太刀ニテ手綱ノマカリヲツント切レテ弓手ノ
片手綱土ニサガリ馬ノ足ニ踏レケルヲ太刀ヲハ左ノ脇ニ
挟ミ鏡ノ鼻ニ落サカリ左右ノ手綱ヲ取合テ結レケルヲ敵
三騎能隙哉ト馳寄テ冑ノ鉢ト總角着トヲ三打四打シタ、
カニ切ケレ共義興些モ不レ騒開ニ手綱ヲ結テ鞍坪ニ直リ
給ヘハ三騎ノ敵ハツト馬ヲ懸ノケテアハレ大剛ノ武者ヤ
ト高聲ニ二聲三聲感シテ御方ノ勢ニソ馳著タル

○逆板

弓箭記録云鏡之名共事ユルキノ板 前 ヒシキノ板 後 脇立 右
草摺 左 厭付 同 逆板 是ハ角縁 小セツハツルキリカサシノ緒ト
云ハ上帯是也梅檀板亦鳩尾ノ板共云也三板也ウケ緒カケ
緒水飲緒クツケキツルハシリシキメノ鏡ト云三目鏡也
君美云逆板トハオシツケノ板ノ下ニアル板ヲイフ凡鏡
ノ札ヲハ下ノカタノ上ニカサナレルヤウニスルニ此板
ハカリ上ト下トノ上ニナルヤウニシタル物ナレハサテ
コソ逆板トハ名付タレ其制上ハ札頭トイフ者シテ下ハ
一文字ニシタルヲ上ノカタニハ啄木ノ組ヲモテウナメ

ウシロノ上巻ヘ討出タリ洲崎西枕ニ倒レ伏ス
太平記云 海東アマタス喉フエヲ突レテ馬ヨリ眞
倒ニ落ニケリ快實懸テ海東カ上巻ニ乘懸鬚ノ髪ヲ纏テ引
懸テ首カキ切テ長刀ニ貫キ武家ノ大將一人討取タリ物始
ヨシト悦テアサ咲テソ立タリケル
又云 妻鹿三 印具駿河守ノ勢五十餘騎ニテ追懸タリ其中
二年ノ程二十計ナル若武者只一騎馳セ寄リテ引テ歸リケ
ル妻鹿孫三郎ニ組ント近付テ鏡ノ袖ニ取付ケル處ヲ孫三
郎是ヲ物トモセス長キ肘ヲ指シ延テ鏡ノ總角ヲ纏テ中ニ
提ケ馬ノ上三町斗ソ行タリケル

官地論云政親宣今日之合戦可レ爲ニ國之分ニ濫不レ可レ懸
楯一面突並勝手聞五人十人宛双箭可レ射一筋空矢不レ可レ
射敵楯鼻閃有ニ洗間一射向袖宛額一同可レ截懸一人敵看ニ
統角ニ程八幡有ニ照覽ニ政親懸テ手可レ討弁ニ云々
岡本記云具足にはめぬ所あるといふはあけまきの事なり
あけまきをほひればはや具足おしつけを見せたるといふ
分をさらひてさてあけまきをばほめずおなじいにて候
へはひしぬひそでのおをほめて尤可レ然事也としつものや
うにて候へともかくのことくかくごかんよう也ひせつな
り

○向射
奉公覺悟記云具足進上之事からひつのみたにすへ甲をば
わたかみにからみ付て兩人してかく也左いむけの方はち
と下てにすちかへてかく也然者右のかたさきをかく心な
り

○脇楯

保元物語云 上皇三條殿 義朝を御前に召る赤地のにしきの
ひたゝれに折るはし引立てわきたて斗に太刀はいたり云
云

源平盛衰記云 法住寺城 郡合戦條 壹岐判官知康ハ御方ノ大將軍ニテ
赤地ノ錦ノ鏡直垂ニ脇楯ハカリニ廿四差タル征矢負ヒ門
外ニ床子ニ尻係テ軍ノ奉行シ云々

吾妻鏡云文治元年十月廿四日癸酉今日南御堂 院 被
遂ニ供養ニ中略高綱著御甲一候ニ前庭ニ觀者難レ之以ニ脇
立著ニ甲上ニ爲レ失云々爰高綱小舎人童聞ニ此事ニ告ニ高綱
高綱嘆曰著ニ主君御鏡ニ之日若有レ事之時先取ニ脇立進之
者也加ニ巨難ニ之者未レ辨ニ勇士之故實ニ云々

太平記云 將軍御 進發條 大タテ揚ノ隨當脇楯ノ下ヘ引コウテモ柄
モ五尺身モ五尺ノ備前長刀右ノ小脇ニカイコミテ云々
又云 山門 改條 本間ト相馬ト二人義貞ノ御前ニ候ヒケルカ能野

武家名目抄稿第二百四十六册

塙檢校保己一編

甲冑部 六下

○緒操板

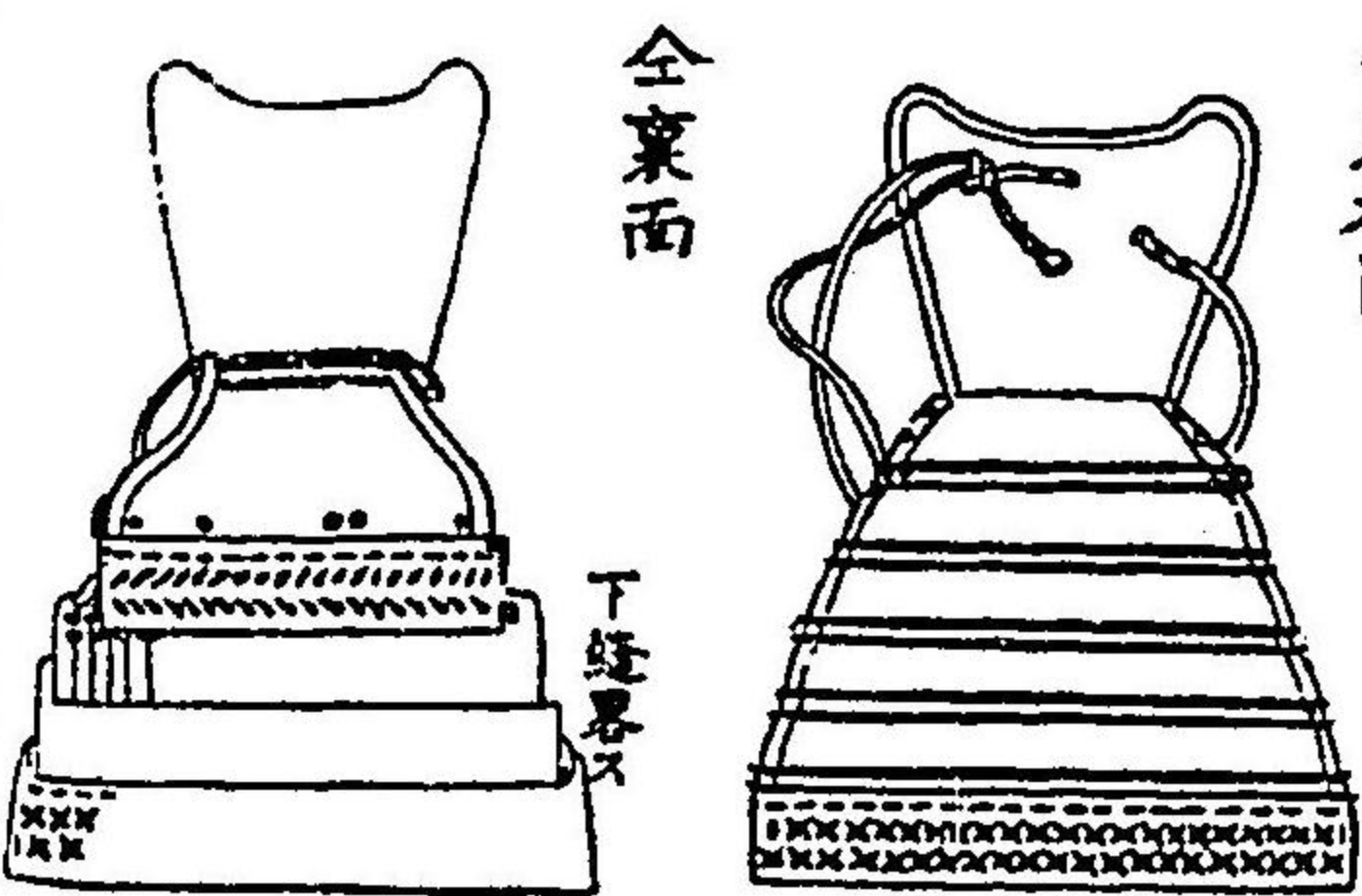
高館草子云たかの、四郎がこまひつそばめてひかへたる
よろひのそての三のいためではいたてをくりのいたきも
のたはねをするりとをしあひひきかけてうらをかき

○壺板

太平記云 八幡合 戰條 細川相模守清氏同陸奥守顯氏土岐大膳大
夫舍弟惡五郎六千餘騎ニテ推寄タリ(中略)相模守カ郎從
ニ關左近將監ト云ケル兵士岐カ脇ヨリツト走抜テ和田五
郎ニ打テ懸ル和田カ中間是ヲ見テ小松ノ陰ヨリ走出テ近
近ト攻寄テ十三束三伏暫堅メテ放ツ矢關將監カ、ヲ胴ヲ
クサメトホシニ射抜レテ小膝ヲツイテソ伏タリケル惡五
郎走寄テ引起サントシケル處ヲ又和田カ中間二ノ矢ヲ番
フテ惡五郎カ脇立ノツホノ板クツ卷セメテソ射コフタル
關將監是ヲ見テ今ハ助クヘキ人ナシト思ヒケルニヤ腰ノ
刀ヲ拔テ腹ヲ切ントシケルヲ惡五郎暫自害ナセン助ケン

ノ人共眞黒ニ裏ツレテ攻上ケルヲ遙ニ直下シ我等二人罷
向テ一矢仕テ奴原ニ肝ヲツフサセ候ハント申最閉ニ坐席
ヲソ立タリケル猶モ弓ヲ強ク引ン爲ニ著タル鏡ヲ脱置テ
脇立計ニ大盞ニナリ云々
譽田八幡縁起云皇后御裳の上には唐綾おどしの鏡をたて
まつる御うみすつみの事なれば御乳房の大にして御鏡の
引合あはさりければ高良大明神草摺をきりて御鏡の下に
付給ふ今世に脇楯といふは是より初まれる
安藝國嚴島神社藏義家朝臣脇楯圖

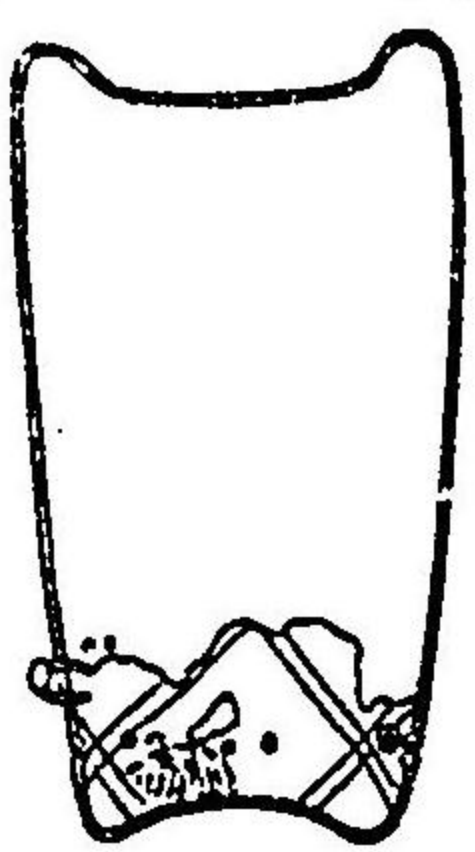
全脇楯圖



スルソトテツホ板ニ射立ラレタル矢ヲハ脇立ナカラ引切
テ投棄カ、ル敵ヲ五六人斬伏關將監ヲ左ノ小脇ニ狭ミ右
手ニ件ノ太刀ヲ打振々々近ツク敵ヲ打拂テ三町計ソ落タ
リケル

武藏國多摩郡御嶽權現社藏脇楯壺板圖

○引合



異本保元物語云 白河殿を義朝夜う
伊勢の國の住人にふるいちい
とふむしやかげつな子息いと

ふと伊とう六今日のいくさのまつさきなりやとぞの、し
つたる爲朝さきはそうちつがひて平氏からうどうさしも
のものにてはよもあらし矢一もおしきものかなといひけ
れは首藤九郎清盛からうとふとは是らこそむねとのもの
にて候へとうあそはし候へと申ければさらはいくさかみ
にまつつてすてよとてゆんだまつておもてにすゝんたる
いとふ六かまん中にさしあて、はなちたりしかはなしか
はちかふへきよろひの引合をうしろへつといぬかれてな
らんでひかへたるいとう五かいむけの袖にうらかひてこ
そたつたりけれ云々
又云 白河殿をせ ねづの甚平かけ出たり三町礫の喜平次大

夫くまんとやあひちかくよる所をねづの甚平さへひやうといひきあひのなかにいられて落にけり
 平家物語云 たのりのみ 日ころよみをかれたりける歌ともの中にしうかとおほしきを百よしゆ書あつめられたりけるまき物を今はとてうつたれける時これをとつてもたれたりしをよろひの引あはせよりとり出てしゆんせい
 の卿に奉る

長門本平家物語云 高倉宮 遠矢にいける程にかくそんがひざぶしをかせきにむつらぬかれてかたひざをついてこし刀をぬきてはら巻のひき合をし切てはらかき切て宮の御とのこもりたる御跡にふしてはらわたり出しやかて御供にまゐるそとてしにける

源平盛衰記云 源平侍 四郎兵衛忠信立チ留リ引堅テ放ツ矢ニ菊王カ腹巻ノ引合セツト被ニ射貫テ一足モヒカス覆倒ル

又云 重衛藤生 三位中將今ハチカラ及スシテ相構テ馬ヲ海ヘソ打入レムトシ給フソコシモ遠淺ナリケル上ヘ馬モ弱リテ進マサリケレハ汀ニ下リ立チ刀ヲ抜キ冑ノ引合ヲ切リ自害シ給ハムスルニヤ又海ヘ入り給ハムスルカト見エケ
 一云々

甲著たる者あり田所か弟五郎左衛門尉種直と云者也長高是を見給て例の大弓弦くひしめし中差取てつかひよつ引ひやうと射る種直鎧の引合つと射通し後に續たる弟の六郎か甲のまかう後に矢たけ射出しけり二人一度に臥にけり

太平記云 高兵衛藤原 足利殿サテハ當家尊崇ノ靈神ニテ御座シケリ此威最モ相應セリ宜キニ隨テ一紙ノ願書ヲ獻ハヤト宣ヒケレハ匹境妙玄鎧ノ引合ヨリ矢立ノ硯ヲ取出シテ筆ヲ扣ヘテ是ヲ書云々

又云 楠正行 青木次郎長崎彦九郎二騎籠ニ矢少シ射殘シテ馳來ル新兵衛ヲ懸ノケ懸ノケ射ケル矢ニ草摺ノ餘引合ノ下七筋マテ射立ラレテ新兵衛田和遂ニ忠實 安保尾 二首ヲハ取レニケリ

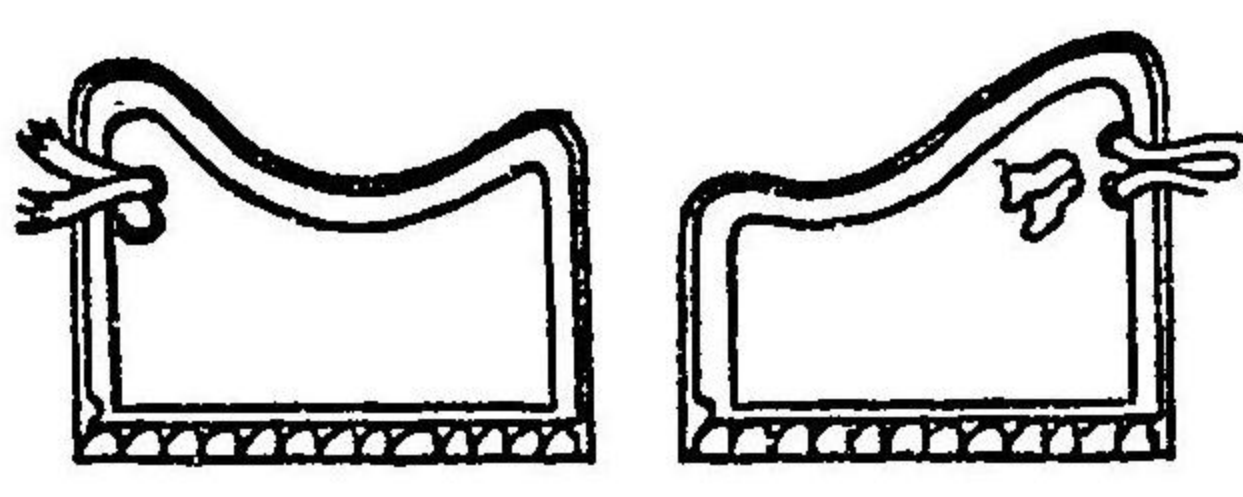
大友與廢記云 鼎物かた 葛西右衛門太夫勝永心かけの老武者にて是もまつさきにかげ出す(中略)葛西あまり手よはくおほへければふしぎさよとおもひかふとをとりそのさうかうをつくつくと見るになにとやらんおもしろみたるやうなりしかも年のほと十五六にはすきしと見えてびんのかみこほれかゝりつやくと見ゆるかほばせは芳體眠れるかことなりむくろをうちかへしてみればよろひの

敦盛草紙云熊谷も東西をしらてなきあたりくまかへなみたをとめ御しかいをかなたこなたへおしうこかして見たてまつればよろひのひきあはせにかんちくのやうてうをしだんのいへにひちりきをそへてさゝれたり
 判官物語云 判官吉野 いつの程にかとり給ひけんたち花もちいを甘はかりだんしにつゝみてひきあはせよりとり出させ給ひけり

承久記云同威ノ鎧ニ白アシケナル馬ニ乗タル武者間野左衛門尉時連ト名乗テ相近ク如何ニ伊賀判官軍ノ場ヘハ見ヘヌツ光季爰ニアリ近寄テトハヌカヨルハ敵カトテ相近ニサシヨリタル判官ヨツ引テ放ツ矢ニ時連カ引合ノフカニ射サセテノキテケリ

伯耆之卷云長高大手の城戸へ行向事の様を見給し敵を數多討捕御方は手負もなかりけり敵は三町計り引退き息つき居たりけり基長は父の前に向て被レ申けるは何とて是に御向ひ候か御前も御聞ク御渡候らんにと被レ申ければ無ニ覺束ニはなけれとも今日の合戦を不レ見しては何の日を可レ期そや矢一つ射て可レ歸と宣ひける處に清高下知しけるは今ほともかくも討死せばや者共とて寄けるか其間矢ころと覺しき下に様に見給へは楯のはつれに四方白の

引あはせにたん冊を結びつけて一首の歌あり津の國のなにはのこのよしあしはなからんの世にしられまし鳥屋のなにかしかちやくし福壽丸生年十六歳おもふしさいありて今日せんちやうに命をとゝむとかけり
 安藝國嚴島神社藏新羅三郎義光鎧引合圖



○相引
 高館草子云たかの、四郎がこまひつそはめてひかへたるよろひのそての三のいためてのはいたてをくりのいたきものたはねをするりとをしあひひきかけてうらをかき云々

○脇壺
 源平盛衰記云 義經解 敵寄ルト見ルナラハ平家ハ汀ニ下立テ水ヨリ不
 上射ンスラン波ノ上マテ相ヒ引キシテ脇壺内甲イサスナ射向ノ袖ヲ末頼ニアテ、急キ汀ヘ馳寄セヨ云々

大友與廢記云 津久見四ヶ浦合戦 小舟一艘こきよせあふきを上て矢留をこひ島津家久のつかひといふ處を加島三河守種かしまにふたつ玉をこめてうつ使者わきいたをとほされ舟

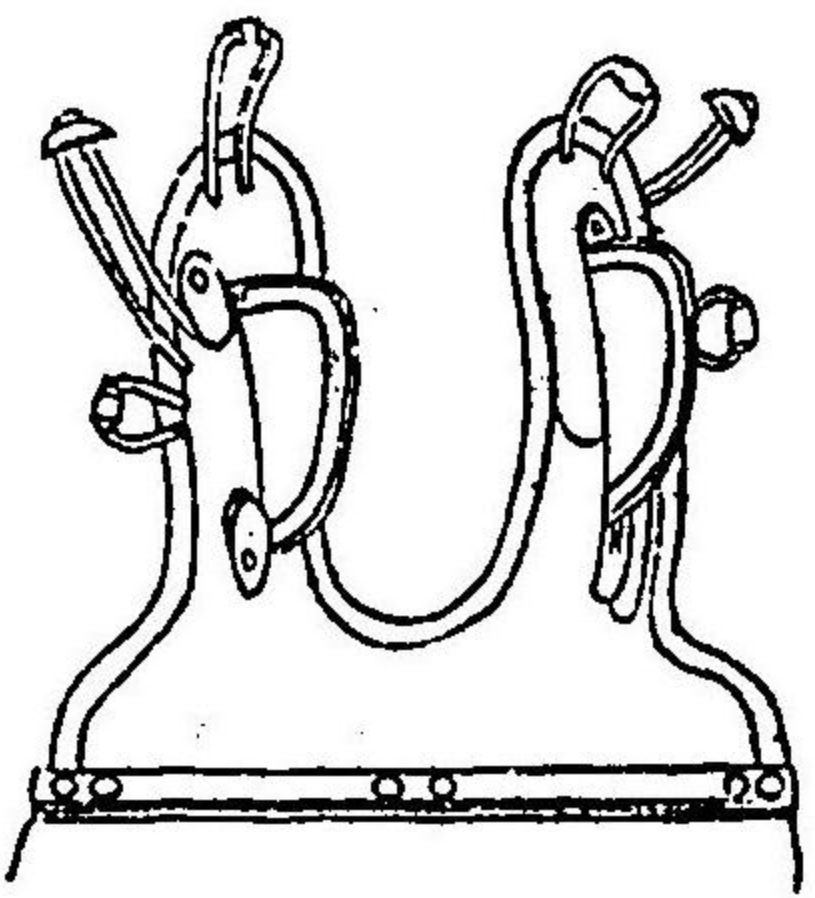
底へふせ櫓かいをなをしひかんとす
岡本記云ぐんざんにてあせのこひのもちやうの事なし然
共ゆんでのわきのいたのあひへ入れてもちても可然と
いふきあり

○綿嚙

鎌田草子云こんわう承りあかぬ君の御説とて御うけ申
(中略)ひとまの所へつゝといりはたにはからくれなゐを
ひつちかへさるまゝにしけめゆひのひたゝれの四つのく
くりをゆるくよせさせいとひおとしのとうまるまた
みの時とかやくをわたかみとつてひつたてくさすりな
かにさつくと著ゆつゝ上帯ちやうとしめそらし云々

太平記云京軍去程ニ二月八日細川相模守清氏千餘騎ニテ
四條大宮へ押寄(中略)是ハ今度北陸道ヲ打順ヘテ罷上リ
テ候桃井播磨守直常ニテ候ソ馬ヲ懸合セ組テ勝負ヲセン
ト鎧ノ綿嚙ヲ廻ンテ引付タルニ言ニハ不似桃井カ力弱
ク覺ヘケンハ甲ヲ引切テ抛ケ捨テ鞍ノ前輪ニ押當テ頸搔
切テ差擧タル云々

文正記云甲斐總領千菊丸其齡十有二(中略)濃紅鉢巻袖緒
總角燃立計也唐綾菱縫金銀金物鑲ニ家紋幹ニ直而堅物縦
雖ニ強弩長握鎧西八郎爲朝ニ難得ニ透事ニ家傳幼童之時代
キタル武者ヲ原大隅青貝柄ノ鎧ニテツクツキハツシテ具
足ノワタカミヲカケウチタレハ馬ノサントニ當リ馬サフ
タツテ走り出タリ後ニキケハ輝虎ナリト云
安藝國嚴島神社藏義家朝臣綿嚙圖



○障子板

保元物語云白河殿をせ義朝た
つなかひくり打向ひなんち
は聞及ふにもにすむけに手
こそあらけれとの給へは爲
朝兄にてわたらせ給ふうへ

存るむね有てかくは仕り候へ共まことに御ゆるしをかう
ふらは二の矢を仕らんまつ甲内甲はをそれも候しやうし
の板かせんたんつるはしりかむないたのまん中か草すり
ならば一の板共二の板共矢つほをたしかに承て仕らんと
てすてに矢取てつかひける

異本保元物語云山田小三郎爲朝あんのことこれゆきひき
まふけたる事なればうちかふとをひやうとあるあやまた
すためとものよろひのしやうしのいたをぬいさまにした
ゝかにそむとめたる

太平記云畑六郎左衛門畑モ臈當ノ外小手ノ餘リ切レヌ所ナ

々初著普代卯花絨鎧綿上抓抛ニ掛肩ニ上帯縮草摺短著下
云々

赤松物語云影光腹をたていかりをなしてかゝりけるを安
積殿長うち物をすてさまに取て引きよせわたかみつかん
て左の脇にかいこんてしや頸ねちきり捨てけり

賀越園諍記云富田興一小林三郎次郎吉隆モ連テ懸出ケル
カ忽ニ心違シテ後ヨリ鐵炮丙射放ス不認富田カ鎧ノ押
付綿嚙ハツレニハタト當リ通ト徹中ニ射テ馬ヨリ下ニト
落ル云々

大友興廢記云井田次郎いざやくまんと云まゝに鎧の袖を
引ちかへ馬上にてむすと組て馬より下にとうさおつちた
い十時は老武者なればはやりをの若武者に取て押ふせら
れ已にくひをかゝれんとする所に十時か郎等かけあはせ
親氏か右の肩先わたかみのはつれを二打三打つゝけうち
にそうつたりける

室町殿日記云冷泉判官隆豊大ちからにして至剛
の士なればもよきをとしのよろひの三人して持けるを綿
嚙つかんでひきあて云々

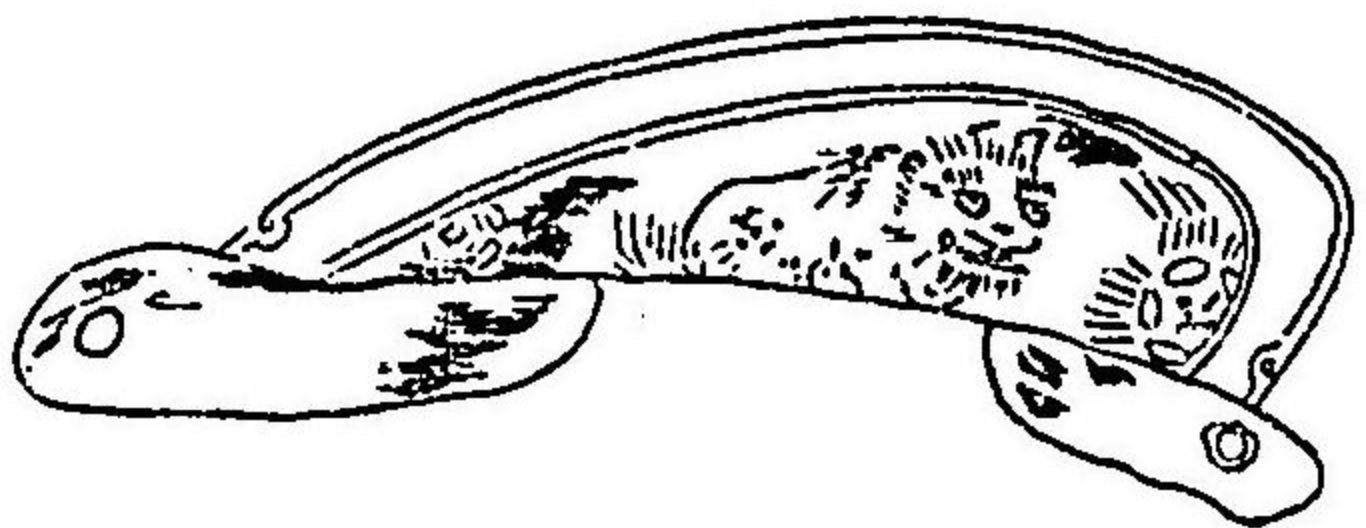
甲陽軍鑑末書云中間衆頭二十人衆頭合二十騎大剛ノ者共
ユへ信玄公ヲトリツ、ミヨル者ヲ伐拂フ彼前黃ノ胴肩衣
カリケル少々ノ小疵ヲハ物ノ數トモ不ノ思ケルニ障子ノ
板ノ外レヨリ肩先へ射籠ラレタリケル白羽ノ矢一筋何ト
脱キケレトモ鎧サラニ脱ケサリケルカ三日ノ明苦痛ヲ責
テ終ニ吠ヘ死ニコソ失セニケレ

了俊大草紙云武家に引出物を進事は鎌倉の宮將軍の御と
き正月の院飯の御引出物より始事云々次に御鎧を進なり
上下の役人貳人して持參するなり鎧唐櫃の蓋に置て甲の
落ぬやうに甲の緒を鎧のしやうしの板にからみ付たり
隨兵次第云しやうしんのいたの事腹巻にも可有況哉於
鎧哉

備前國豊原庄上寺八幡宮藏佐々木盛
綱障子板圖

○高紐

保元物語云白河殿をせみの、國の住
人平野平内同國住人吉野の太郎とな
のつてかけ入ける所を御さうしくた
んの大かふらをもつてひやうとる給
ふかたかひもにつるやせかれけん思
ふ矢つほにさかりつゝ平野平太か左
のすねあてをいさられて馬のふとは



らあなたへつといとをさるればまつさかさまにたをれたり

半井本保元物語云正清ハ大炊御門ヲ西へ逃へキ物カ主ノ前へ敵ヲオヒキ入レン事悪シナント思ケルハ東河原ヲ三町計ノ逃タリケル敵ノ引返ルヲ見テ河ヲ馳渡テ上リニ下野守ノ前ニ走セ參シ馬ヨリ飛テ下リ甲ヲヌキ高紐ニ懸弓脇挾ミアエクアエク申ケルハ正清東國ニテ數度ノ軍ニ逢テ候ヘトモ是程ニ馬ノ足懸ク軍立ケワシキ敵ニマタ合候ス云々

平家物語云つれまのつねまさ其日はむらさきのにしきのひたれにもえきにはひのよろひきてなかくりんのたちをはき廿四さいたるきりふのやおひしけとうのゆみわきにはさみかふとをはぬいてたかひもにかけ御せんの御つほにかしこまり

長門本平家物語云一谷合 うしろはふか田前は水田の中にほりの有けるに盛俊は冑のたかひほといて二人の者とも尻うちかけていきつさむたり云々

源平盛衰記云有慶カ先陣ハ初メヨリ物具脱ク事モナク高紐ニ甲ヲ懸ケ輿ノ轅ニ薙刀柄折ヨ摧ヨト把具シ

承久記云判官嫡子壽王ヲ招テ時コソ能成タル自害セヨ云

○梅檀板

保元物語云白河殿 攻落條其時義朝たつなかひくり打向ひなんちは聞及ふにもにすむけに手こそあらけれとの給へは爲朝兄にてわたらせ給ふうへ存るむね有てかくは仕り候へともまことに御ゆるしをかうふらは二の矢を仕らん内甲はをそれも候しやうしの板かせんたんつるはしりかむないたのまん中か草すりならば一の板とも二の板とも矢つほをたしかに承りて仕らんとてすてに矢取てつかひける

異制庭訓往來云蒙仰物具馬鞍等執備令進覽一候輕微之至其憚不少候鎧百領并甲所威毛者(中略)推付胸板腋立草摺梅檀板走甲頭ハ正面吹反鏝形劔首竹角等一向違古體一宗當世様

關東兵亂記云小月義明 三浦ノ守護代横井神助ト申者ニテ候受テ御覽セヨト云モハタサス丁ト射ル義明ノセンタンノ板ヲカケテ射通シ矢先三寸アマリ射貫ケレハサシモノ猛將ナレトモ云々

按、高紐を保護する板を馬手の方を梅檀といひ射向の方を鳩尾とも又小出輪ともいふ是鎧に限りていふなり腹巻胴丸などは皆杏葉といふその形も亦かはれり或人いへらく古書に梅檀の板見えて鳩尾小出輪の名見え

ツル言ニ依テカマヘテ能振舞ヘ壽王ト云ケレハ自害ハ如何様ニ仕候ヤラン只腹ヲ切レトソノタマヒケレハ則腹巻ノ高ヒホ切テ推ノケ直垂ノ紐トキクツロケテ赤木ノ柄ノ刀指タリケルヲ拔テ柄ヲ取直シキリキリトシケルカ流石ヲサナキ故ニヤ無ニ左右ニ不切得

太平記云笠置 軍傳足助是ヲ聞テサラハ一矢仕候ハン受御覽候ヘト云儘ニ且鎧ノ高紐ヲハツシテ十三束三伏前ヨリモナホ引シホリテ手答高クハタト射ル云々

天文本太平記云左兵衛佐欲 被誅師直條左兵衛佐巳ニ打レヌトソ見ヘケルヲ磯邊左近將監相順フ郎從三人共究竟ノ射手也ケレハ腹巻取テ肩ニナケカケ馬手ノ高紐ヲ弛シ百矢ニ腰ヌキ出シテ砂ノ上ニツキタテ敵ノ草摺ノ空間ヲ數ヘテ一分モ志ス所ヲタカヘス指詰引詰散々ニ射ル

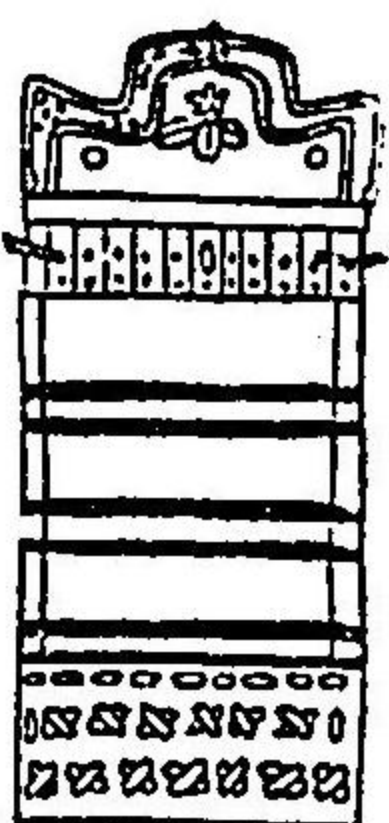
鴉鷲物語云紀伊守まつさきにすゝんでかくれば敵は馬に鞍をき腹帯をしむる間もなく具足をき高ひもをかける程なればさしもの大勢散々にかけちらされうたるゝものは数をしらす

岡本記云かふとをたかひほにかくるといふ事はかふとをぬきてうしろへなししのひのをたかひほにむすひつけへしたゝし條々口傳有

るは左右共に梅檀といひしなるべししかるを其形の左右同じからされはおのつから其名をも異にして鳩尾小出輪などいふは後代のわさなりといへりなほ考ふべし

山城國鞍馬寺藏義經朝臣梅檀板圖

○太刀打



判官物語云土佐房 堀川 とさはうこれを聞てやすからす思ひければとひらのさわにあゆみかゝりて



いたのすきまよりねらひ十三束よつひいてひやうといるきさんたかゆんでのたちうちをはふく

らませてつゝといとをしうすてなればかいかなくりなけすてちはおしつけむないたくれないをなかさやうにそありける

○胴先緒

金勝院本太平記云多々良 合戦條白岩敵ノ鎧ヲ反サント餘ニ手本近ク寄タレハ敵切得ス腰刀ヲ抜ントシケルカ腹巻ヤ延タリケン鞍ト共ニ倒ニ落白岩其首ヲ搦會我ハ其馬ニ打騎鎧ハ八木岡タウサキノ緒ヲ引切テ倒ニハイラ著云々

○上帯

平治物語云 六波羅合 戦の條 足立か郎等申けるは日ころより御せんとにたつましき者と思召せはこそいくさの中にて太刀を取て人には給はるらめ此程はさいこの御供とこそ存ししかともこれ程にみかきられ奉てはさき立申にしかしとてすてにはらをかきらんと上おひをおしきりければ云々

判官物語云 龜井六郎 討死條 かたき三きうちとり二きに手あふせて我身も大事のきすあまたをひければよろひのうはおひをしつろけてはらかききつてあにのふしたる所におなし枕にふしにけり

承久軍物語云次に内藤八郎わたすところに(中略)くつきやうのすいれんなりければさかも木の根にとり付て心をしつめおもひけるはこれほとの手にてよもしなし物具してはたすからし此よろひはちうたいの物なりいのちいきたらはその時とらんと思ひてものゝくぬき上おひを以てさかも木のねにまごひつけてむかひのかたへはひける云云

吾妻鏡云承久三年六月十四日丁卯兼好貞幸乘馬於河河中各中矢原水貞幸沈水底訖欲終命心中祈念諏方明神取腰刀一切甲之上帯小具足良久僅浮出淺瀬爲水立ケルコトコソウタテケレハヤ其御物具ヲ脱セ給ヒ候ヘト申テ御鏡ノ上帯ヲトキ奉レハ宮ケニモトヤ思召ケン御物具鏡直垂マテ脱替サセ給ヒテ我若生タラハ汝カ後生ヲ吊ヘシ共ニ敵ノ手ニカ、ラハ冥途マテモ同シ岐ニ伴フヘシト被仰テ云々

相國寺堂供養記云次先陣隨兵二番武田五郎源滿仁 赤絲白直垂 織物白太刀金打鞍馬毛袴 赤絲金刀白太刀地紅直垂 給被白直垂上帯不引買熊皮 馬河原毛上帯引買熊皮 三番東下總守平師氏 赤絲金刀白太刀朽葉直垂文竹丸貫 熊皮馬毛袴毛袴鞍白直垂上帯引

見聞雜錄云翌日五ヶ庄柳山ニ信長本陣を被居御籠城之楨之島急いて攻落し一人も不レ可助とて惣軍争進しか折節満水漲り宇治川の水日ころに倍し是は諸軍渡し兼て猶豫す信長御間被成て昔の人も今の人も同じ人間不替に是非渡り兼候は、信長先陣して見せむと膽の太き大將にて鏡の上帯直し馬の腹帯を吟味有しを見て云々

太閤記云 利家未森の 城後詰條 利家利長も十死一生に究め給ふ氣色見えし驗には具足の上帯丁としめ餘る所を小刀して切て捨立出給ひければ伴ひ出る人々さても思ひ切てそ見えたりける

出陣聞書云上帯拵様の事九尺五寸なり人により一丈にもするなり布は十九の布也七ツにたゝみてくけてさきを皮

練郎從等ニ被救訖

伯耆之卷云主上は岩屋谷と云所に著せ給けり是は船上の麓也長高を始て皆々馬より下立て馬共を爰の木かしこの松の枝につなき置手々に木を切上帯を解結付之俄に御輿を造りける

古今著聞集云 武勇 練郎 承久三年のみたれに宇津宮越中前司頼業未無官なりけるか宇治川をわたすとてをしななされて水の底へ入たりけるに石にかき付て鏡をぬかんとしけるか上帯しめてとけさりければ引ちきりてぬきておよきあかりたりけりさしもはやき河の底にてかく振舞たりけるゆゑしき事成ける水練なりけり

太平記云 頼貞同 忠條 多治見カ宿所へハ小串三郎左衛門範行ヲ先トシテ三千餘騎ニテ推寄タリ多治見ハ終夜ノ酒ニ飲醉テ前後モ不レ知臥タリケルカ時ノ聲ニ驚テ是ハ何事ソト周章騒ク傍ニ臥タリケル遊君物馴タル女也ケレハ枕ナル鏡取テ打著セ上帯強ク締サセテ猶寢入タル者トモヲソ起シケル

又云 吉野城 軍條 村上彦四郎義光ニ立處ノ矢十六筋枯野ニ殘ル冬草ノ風ニ臥タル如クニ折懸テ宮ノ御前ニ參テ申ケルハ(中略)是程ニ云甲斐ナキ御所存ニテ天下ノ大事ヲハ思食にて真結にして留る也布の折やう口傳なり

又云上帯寸尺長さ八尺たゝみやうは五寸口傳
又云上帯を引ひかぬといふ事武田小笠原兩家に論そう有て武田の家にはうわ帯引と云事なしとあり小笠原の家には引といふ事あり有無のせんさくあるは引といふ事有と云はなしと云ふことなり兩家に相違し事は一二ヶ條ならては無之當世相違の事多く有のよし

又云うわ帯の事諸家にかわりて引やう有といふは諸家に引也當家の引やうとはひかぬ也可秘々々
又云出陣の時何事にも物の氣に懸るは上帯を解て結ひ直し馬をは少しそはの道へ乘て可レ行也
東遷基業云白石の城を取圍み晝夜さかひなくきひしく攻ける濱田治部諸兵に先立て三の丸の門前へ進みけるを石田豊前は力量ある者なりしか濱田を討せしと思ひけん治部鏡の上帯を取てこれ先へ一足もやるまじきそとて引と、む治部も力量には叶ひかたしとて踏と、まる

武家名目抄稿第二百四十七册

塙檢校保己一編

甲冑部七

○草摺

○草摺裾

保元物語云 白河殿を義朝夜う 白あしけなる馬に金ふくりんのくらをいて乗たりけるかかけ出てちんせいの八郎是に有となりのたまふ所をもとより引まうけたる矢なればつるをとたかく切てはなつ御さうしの弓手の草すりをぬいさまにそい切たる一の矢をいそんして二の矢をつかふ所を爲朝よつ引てひやうといふ山田の小三郎かくらの前わよりよろひの草すりをしりわかけて矢さき三寸あまりそいとをしたる

異本保元物語云 白河殿を義朝夜う これゆき引まふけたることなればうちかふとを心ざいて兵といふあやまたすためともかよろひのしやうしのいたをぬいさまにしたかにそいとめたる(中略)其時ためどもまことに弓やとるものかふこそあらまほしけれ平氏か郎等いまさらこゝろに

をみてゆんでにまいりあひよろひのくさすり引あけて二かたなさしよはるところにくんておつ

又云 西國に聞えたる強弓精兵備中國住人眞名邊四郎眞名邊五郎とて兄弟有兄の四郎をは一谷に置れたり弟五郎は生田森にありけるか是をみて能擧てひやうとはなつ河原太郎か鎧の胸板を後へつと射抜れて弓杖にすかりすくむ處に弟次郎走寄兄を肩に引懸て生田森の逆木を上り越んとする處を眞名邊か二の矢に弟次郎か鎧の草摺のはつれを射さ、せて同し枕に臥にけり

長門本平家物語云 右兵衛尉はせへの信連と云ものなりいまたしらぬとてかりきぬのおひひききりてなけてはかまのそはたかくはさむ草すりのすそみえたりるふの太刀をぬきてとんでかゝるまゝに云々

又云 かね綱大事の手負てふちをあけてなら路へさしておちけるをかつさの太郎判官た、つな七百餘騎にて追掛て(中略)た、綱是を見てよくひきてゐたりければかねつな内かふとをぬきせてすこしひるむやうにしけるところをた、つなかわらはひら丸すくられたる大方なりけるかをしならへて組ておちぬ取てをさへたりけれともしはらく首をかゝさりけるをた、つな郎等おちあいてよろひ

くうこそおほゆれためともか矢はおしけれともおのれかふる舞のやさしければ一筋とらするを命かあるまじされは今生のおもひては有まし後生のつとに仕れとてすこしさしあけて馬のくひにおしあて、はなたれたりなにかはたまるへき鞍の前輪をはたといやふつてくさすりのたたなわ、めをうしろへつとぬきしりつわよりあなたへ矢さきなかにそいたしたる

杉原本保元物語云 高間ハ三十餘大ノ男シタ、カ者ナリ金子ハ十九也サレトモ暫ク組合ケルカ如何シタリケン高間オメオメト下ニナル金子上ニ乗テ左右ノ袖ラムスト踏ヘテ働カサス首ヲ捕ントスル處ニ兄ノ高間三郎急キ馳來リ馬ヨリ飛テ下リ後ヨリツト寄金子カ兜ノテヘンニ手ヲ入引仰ケテ首ヲ捕ントスル處ニ金子拔テ持タル刀ナレハ下ナル四郎カト、メヲ差カヘス刀ニテ三郎カ具足ノ草摺ノハツレヨリ上サマニ三刀刺テエイヤツトツキノケタリ

平家物語云 さいりがさいとうへつたうあつはれをのれは日本一のかうのものにくんてうすなれとてわがのつたりけるくらのまへわにをしつけてちともはたらかさすくひかさきつてすて、けり手つかの太郎らうとうかうたる、の草すりをた、みあけて二刀さしたりければ内かふともいたてにてよはりたりけるうへかくさ、れてければはたらかさりけるをくひをかき切てけり

源平盛衰記云 平家判官ノ船ト能登守ノ船トスリ合テ通りケリ能登守可レ然トテ判官ノ船ニ乗リ移リ甲ヲハ脱捨テ大童ニナリ鎧ノ袖草摺チキリステ輕々ト身ヲシタ、メテイツレ九郎ナラムト馳廻ル

又云 大沼邊 三浦別當ハ詮ナキ殿原ノ計様ヤ我等ハ此兩三日アナタコナタ馳ツル程ニ馬モ弱リ主モ疲タリ人ノ強キ馬取ラントテ我弱馬取レテ其詮ナシ馬ノ足音ハ波ニ紛テヨモ聞エシ響ヲ鳴スナトテミツ、キ結鎧腹巻ノ草摺巻上ナントシテ打ケルニ云々

吾妻鏡云 建保元年五月三日癸卯義盛重擬、御所ニ云々凡自昨日一至此晝、攻戰不レ已軍士等各盡、兵略ニ云々御方兵由利中八郎維久於、若宮大路ニ射、三浦之輩、其箭註ニ姓名、古郡左衛門尉保忠郎從兩三輩中、此箭、保忠大暎兮取、件箭、射返之處立、匠作之鎧草摺、之間維久令、與、義盛、奉、射御方大將軍、之由披露云々

承久記云 同シ手ノ者常葉六郎其モ大妻太郎ニ鎧ノ草摺リノ餘リヲ射サセ舟ノ中ニ落タリケルヲ先ノ六人寄合テ打

ニケリ
竹崎五郎繪詞云敵船にのりうつり候までと存候てし候ふ
ねちかつき候へはくまでををかけていけとりにし候とうけ
給はるいけとられて異國へわたり候はん事にて候はん
にはおとるへく候くまでにかけてられ候はくさすりのは
つれをさりとて給候へと申にたかまさふかくつかまつりて
候云々

太平記云 長崎次郎高重 最後合戦條 長崎入道圓喜カ嫡孫次郎高重武恩
ヲ報センタメ討死スルソ高名セント思ハン者ハヨレヤ組
ント云儘ニ鎧ノ袖引チキリ草摺アマタ切落シ太刀ヲモ鞘
ニ納ツ、云々

又云 建武二年正月 十六日合戦條 將軍今ハ遁ル所ナシト思食ケルニヤ梅
津桂河邊ニテハ鎧ノ草摺疊ミ揚テ腰刀ヲ拔ントシ給フ事
三箇度ニ及ヒケリ

奥羽永慶軍記云 柏山合戦條 山形勢ノ中ヨリ天野半十郎忠之ト
名乗テフミ留ツタル敵トヲシ双テ引組ケルカ敵ノカヤ増
リケン忠之ヲ取テ押ヘサシ通シ立上ル處ヲ忠之カ兄小平
太忠國馬ヨリ飛ンテ下リ草摺ヲツカミ上ケニ刀ヲ通シ
終ニ昔ヲ取ニケル
○下算 下敷

武蔭叢話云小田原陣の砌蒲生氏郷は討死と極めて出陣也
氏郷の攻るは井細田口に岩槻の城主太田十郎氏房持口也
五月三日の夜氏房夜討致へき旨下知せらる云々五十騎を
二手にして一手は先手とし一手は我旗本を堅め扱先手を
門口より出す(中略)其時氏郷自身夜廻りに出行掛り給ふ
故銀の饅尾の甲にて鎧引提遶るを追て進る、氏郷も胸板
鎧の下算四ヶ所鎧底有饅尾の甲に矢貳筋折かけ十文字の
柄にも五所切込有りたり猛將たる事は天下の免す所なれ
とも今夜の働ことに勇々敷見えたり

○弓手草摺
保元物語云 白河殿ニ義朝夜う 白あしけなる馬に金ふくりん
のくらをいて乗たりけるかかけ出でちんせいの八郎是に
有となのり給ふ所をもとより引まうけたる矢なればつる
をとたかく切てはなつ御そうしの弓手の草摺をぬいさま
にそい切たる一の矢をいそんして二の矢をつかふ所を爲
朝よつ引てひやうといる山田の小三郎かくらの前わより
よろひの草摺すりをしりわかけて矢さき三寸あまりそいと
をしたる

又云 白河殿をせめ かねこの十郎はしけゆひのひたれに
ふしなはめのよろひさきてかけなる馬に黒くらをいてのつ
くさすりぬいさまにむつらぬく二の矢にはくらのふくり
んに井立次の矢にはおきのか子息彦太郎か馬のむなかい
うくしにたちにつけり

源平盛衰記云 公藤介 自善條 佐殿ヤスカラス思ヒケレハ只一人留
テ一ノ矢番ヲ射給ヘハ萩野カ弓手ノ草摺リ縫様ニ射コマ
レタリ二ノ矢ニ鞍ノ前ツワ馬ノ背懸テ射渡シ給ヘリ

○妻手草摺
保元物語云 白河殿 攻落條 秩父行成馳合て能引てはなつ矢に與次
郎か妻手の草摺のはつれを射させて引退けは云々
判官物語云 義経自善條 十郎こんのかみふさもとはこかのおほ
いの、さふらひなりいまはけんしのらうとうなりいさや
手なみのほとを見せんといふこそ久しけれさかさきの太
郎かめてのよろひのくさすりはんまひかけてひさくちあ
ふみのみつゝきまのおりかり五まひかけてきりつけた
り云々

○太刀掛草摺
太平記云 武藏野 合戦條 義治ハ太刀カケ草摺ノ横縫皆撞切レテ威
毛計續タルニ鉄形兩切折レ星モ少々削ラレタリ

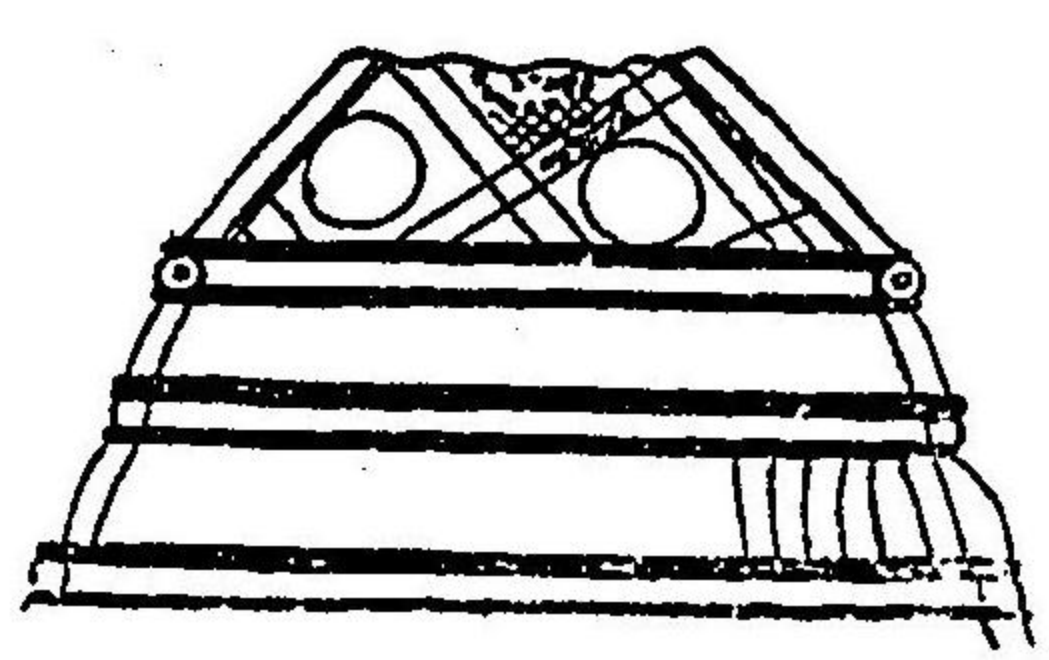
○太刀掛
長門本平家物語云 石橋合戦條 佐殿かなはしとやおほされけん
た、一人返合て矢一こそぬられければおきの五郎か弓手の

たるか矢たねは皆いつくして太刀をぬいてまつかうにあ
てむさしの國の住人かねこの十郎いへた、十九才いくさ
はけふそはしめなる御さうしの御内に我と思はん兵は出
あへやとそなのりける八郎の給ひけるはにいくいかうの者
かな我矢ころによつてひかへたり只一矢にいおとさんと
思へともあまりにゆゝしければ誰か有あれひつさけて參
れ一めみんと有しかはもくらんちのひゝたれに紫かはの
はら巻きくりけなる馬にのりたかまの四郎となつてを
しならへてくんでおつたかまは兄弟共に聞ゆる大方なれ
はいへた、うへになつておさへてくひをかゝんとする所
に高間三郎おちかさなつて弟をうたせしとかねこか甲を
引あふのけくひをかゝんとしけるを下なるかたさきの左右
の手をひさにてしきつめ上なるてきのゆんての草すり引
あけおしかへしてつかもこふしもとをれとをれと三刀さ
してひるむ所に下なるてきのくひを取太刀のさきにさし
上てこのころおに神と聞え給ふつくしの御さうしの御前
にて高間四郎兄弟をはいへた、うち取たりとそよは、り
ける

太平記云 公家一統 政道條 大塔宮ハ赤地ノ錦ノ鎧直垂ニ火威ノ鎧

ノ裾金物ニ牡丹ノカケニ獅子ノ戯テ前後左右ニ追合タルヲ草摺長ニメサレ兵庫鏢ノ丸鞘ノ太刀ニ虎ノ皮ノ尻鞘カケタルヲ太刀懸ノ半ニ結テサケ云々

安藝國殿島社所藏小松内府太刀掛板圖



○引敷草摺

高館草子云辨慶是を見てもつてひらいておかみうちにてうとうつ甲のまつかう切わつてうしろはしころほろ付まへははつふりよたれかね四まいかなとうひつしきくさすり二つにさつときりわつてゆんでめてへさはけたり

○引敷板

太平記云 越後守石見引返板 陶山上ニナリケレハ土屋ヲ取テ押ヘ頭ヲカ、ントスルヲ見テ道口七郎落合テ陶山カ上ニ乗懸陶山下ナル土屋ヲハ左ノ手ニテ押ヘ上ナル道口ヲカイ廻テネチ頸ニセント振返テ見ケル處ヲ道口カ郎等落重テ陶山カヒツシキノ板ヲ疊上ケサマニ三刀指タリケレハ道口土屋ハ助テ陶山ハ命ヲ留タリ

ニテ鍔ノ草摺ヨリ引敷ノ板裏ヲカケス射徹シ射ル程ノ矢一人モ射殺サ、ルハ無リケリ

○一草摺

長門本平家物語云 頼朝道大はの三郎此したいをきいてかなはしとおもひて平家のむかひにのほりけるか足柄をこえてあいはのしゆくにつきたりけるかさきには甲斐源氏二萬よきに駿河國へこえてけりうしろには兵衛佐の勢うんかのこくしてせめきたるときこえければ中にちこめられてかなはしとてよろひののくさすりをきりおとして二所權現に奉りて相模へひきかへしておくの山へにけこもりけり

○一板

○二板

○三板

保元物語云 白河殿をせめおとす條 其時義朝たつなかひくり打向ひなんちは聞及ふにもにすむけに手こそあられれとの給へは爲朝兄にてわたらせ給ふうへ存るむね有てかくは仕り候へともまことに御ゆるしをかうふらは二の矢を仕らんまつかう内甲はおそれも候しやうしの板かせんたんつるはしりかむないたのまん中か草すりならば一の板共二の板

共矢つほをたしかに承て仕らんとてすてに矢取てつかひける所にかうつけの國の住人ふかすの七郎清國つとかけよせければ爲朝是をゆん手にあひかけてはたといる清國か甲の三の板よりすちかいに左の小耳のねへの中はかりいこまれたればしはしもたまらず死けり

吾妻鏡云文治五年八月十一日今日二品返留船追宿一給(中略)於大高宮前田中義盛與國衡互相逢于弓手義盛之所射箭中ニ于國衡一詎其箭孔者甲射向之袖二三枚之程定在之歟甲毛者紅也馬黒毛也云々因茲被召ニ出件甲之處先紅威也召寄御前覽之射向袖三枚取寄後方射融之跡掲焉也殆如通之鑿

太平記云 武藏野合戦條 義興ハ冑ノ鍔袖ノ三ノ板切落サレテ小手ノ餘リ腰當ノハツレニ薄手三所負レタリ

高館草子云たかの、四郎かこまひつそはめてひかへたるよろひのそての三のいためてはいたてをくりのいたきもたはねをするりとおしあひびきかけてうらをかき云々

○菱縫板

源平盛衰記云 屋島合戦條 沖ヨリ飾タル船一艘渚ニ向テ漕寄二月二十日ノ事ナルニ柳ノ五重ニ紅ノ袴著テ袖笠カツケル女房アリ皆紅ノ扇ニ日出タルヲ杭ニ挾テ船ノ艦頭ニ立テ

是ヲ射ヨトテ源氏ノ方ヲ招キタル(中略)與一誠ニト思ヒ冑ヲハ脱重ニ持セ採烏帽子引立テ薄紅梅ノ鉢巻シテ手綱搔摺扇ノ方ヘン打向ケル云々ソシモ遠淺也鞍爪鍔ノ菱縫板ノ浸ルマテ打入タレ共沛艾ノ馬ナレハ海ノ中ニテハヤリケリ

太平記云 廣幡合戦條 岡本房ノ播磨堅者快實遙ニ是ヲ見テ前ニツキ双ヘタル持楯一帖岸破ト踏倒シ二尺八寸ノ小長刀水車ニ回シテ躍リ懸ル海東是ヲ弓手ニウケ冑ノ鉢ヲ眞ニニ打破ント隻手打ニ打ケルカ打外シテ袖ノ冠板ヨリ菱縫ノ板マテ片筋カイニ懸ス切テ落ス

○菱縫

梅松論云關東より供奉の輩皆歩行なりしかとも我をとらしと進げる中にも曾我上野介師資練貫の小袖の上に赤絲鍔の菱の縫目より切捨たるに四尺餘なる太刀二振帯て白木の弓の大きなるに拾矢二三十取さしたる負て冑の緒しめて御馬の先に立たりし事の體人には替りて見えし

太平記云 六波羅攻條 武部七郎妻鹿カ鍔ノ上帯ヲ踏テ肩ニ乗揚リ一列々テ向ノ岸ニシテ著ケル妻鹿カラカト笑テ御邊ハ我ヲ橋ニシテ渡タルヤイテ其屏引破テ捨ント云儘ニ岸ヨリ上ヘット刎揚リ屏柱ノ四五寸餘テ見エタルニ手ヲ懸エ

イヤエイヤト引一二丈ホリ擧テ山ノ如クナル揚土壁ト共ニ崩テ堀ハ平地ニナリケリ此ヲ見テ築垣ノ上ニ三百餘箇所播双タル櫓ヨリ指攻引射ケル矢雨ノ降ヨリモ猶滋シ長宗カ鎧ノ菱縫甲ノ吹返ニ立タル矢少々折懸テ高櫓ノ下ヘツト走入リ兩金剛ノ前ニ太刀ヲ倒ニツキ齒咀シテ立タルハ何レヲ二王何レヲ孫三郎トモ分兼タリ

又云八幡合返スニ難キ事カナトテ左兵衛督取テ返シテハツト追散シ返シ合テハ切テ落シ淀ノ橋爪ヨリ御山マテ十七度迄コソ返サレケルサレトモ馬ヲモ切レヌ我身モ痛手ヲ負サレハ袖ノ菱縫吹返シニ立處ノ矢少々折懸テ御山ノ陣ヘソ歸ラレケル

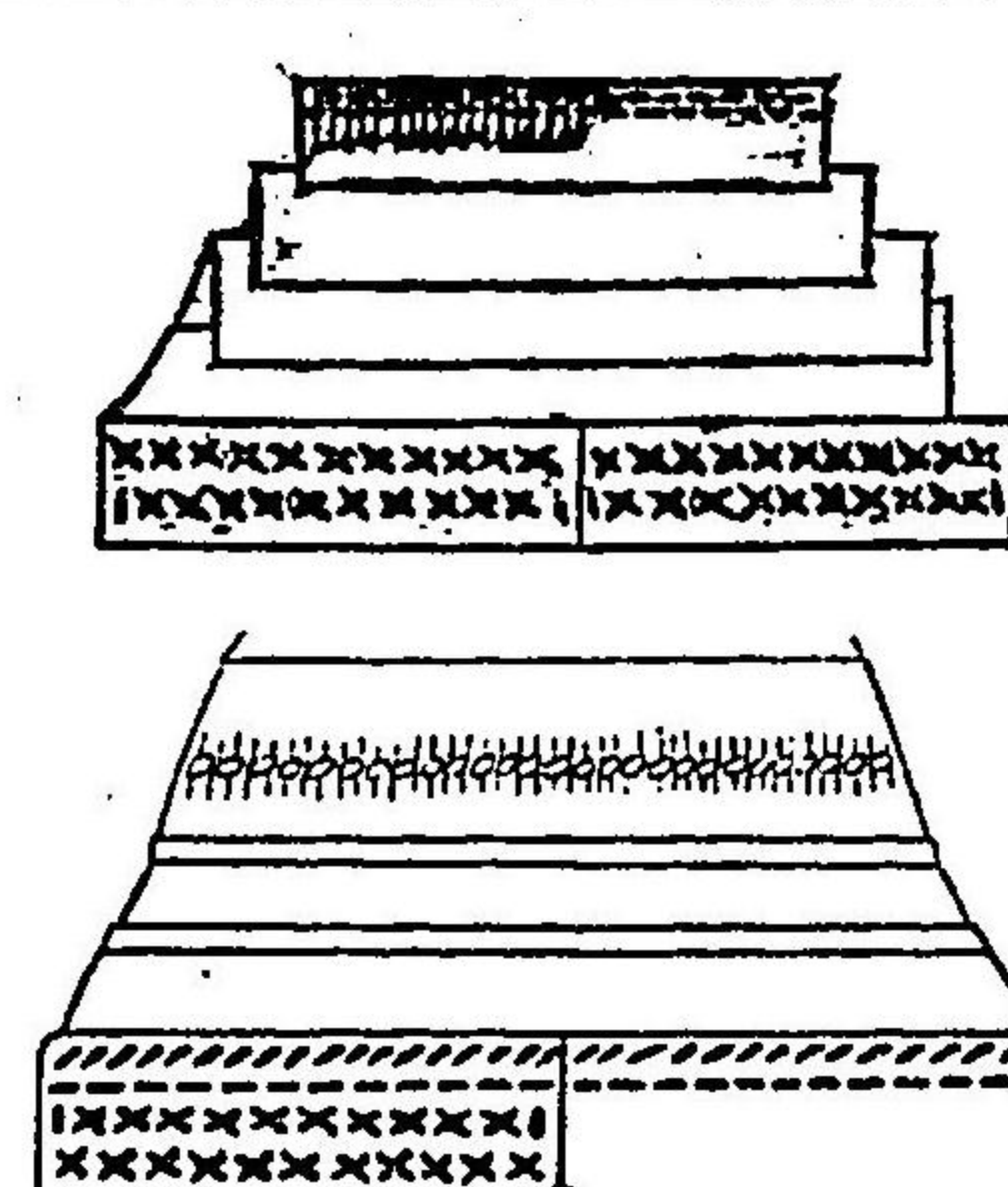
文正記云甲斐總領千菊丸其齡十有二(中略)濃紅鉢巻袖緒總角燃立計也唐紅菱縫金銀金物鏤ニ家紋幹一眞而堅物縱雖ニ強弩長握鎮西八郎爲朝一難ニ得ニ透事ニ家傳幼童時代々初ニ着普代卯花絨鎧綿上扱抛ニ掛肩ニ上帶縮草摺短著下云云

○横縫

曾我物語云あさひな五郎とちあさひなあやまたすきやうけんにとりなしてきやくしんましますそやこなたへ入せ給へとてくさすり二三けんむと取ひきけれ共すこしもはた

らかす(中略)大ちからにひかされてよこぬひくさすりこらへすして一とにきれてあさひなはうしろへとうとたふれけり云々

太平記云武藏野合戦義治ハ太刀カケ草摺ノ横縫皆突切レテ威毛計績タルニ鍛形兩方被ニ切折ニ星モ少々削ラレタリ太刀ハ鏢本打折ヌ



こしもはたらかす云々

○裾金物

京師本保元物語云義朝白河殿討しけもりをひては八郎かやさきを一防き防かんとおもひきつたりこゝにかはねをさらすへしとてすゝみけり其出立はあかちのにしきのひたれにさかおもたかのよろひの蝶のまるのすそかなもの

○草摺一間

曾我物語云あさひな五郎とちあさひなあやまたすきややくしんましますそやこなたへ入せ給へとてくさすり二三けんむすと取ひきけれ共す

しけくうつたるしろふくりんかけたるにしらほしのかふとくれないのはろまつふくらにかけて云々

平治物語云内裏勢あくるもんかみのふよりきやうはしやうねん廿七あかちのにしきのひたれにむらさきすそのよろひにきくのまるをきにかへしたるすそかなものをそうちたりける(中略)あちこの中將なりちかしやうねん廿四こんちのにしきのひたれにもえきおとしのよろひにをしのまるのすそかな物をそうちたりける

又云源氏勢悪右衛門のかみ信頼はあか地のにしきのひたれにむらさきすそのよろひにきくのすそかな物うつたるに金作の太刀をはき白星の甲にくはかた打たるをいくひにきしゝんでんのかくのまにしりをかけてそゐたまひけり

長門本平家物語云石橋合大ばがいひけるはさなたはあしけなる馬に乗つるかかたしろのよろひにすそかなものうちてしろきはろかけたりつるをそれをしるしにてかまへてくめとを申ける

源平盛衰記云兵衛佐殿兵衛佐ハ軍兵チリニ成テ臥木ノ天河ニ隠入ニケリ其日ノ裝束ニハ赤地ノ錦ノ直垂ニ赤威ノ鎧キテ臥木ノ端近ク居給ヘリスソ金物ニハ銀ノ蝶ノ

圓ヲキヒシク打タリケレハコトニカ、ヤキテソ見エケル云々

又云小坪合郎等多ク討レテ敵ニ組ムトマネカレテ安カラス思ヒケレハ島山ハ重忠組ムトテ打出ケリ紺地ノ錦ノ直垂ニ火威ノ冑ニ蝶ノスリ金物ヲソ打タリケル

判官物語云衣川合辨慶かその日のしやうそくにはくろいろおとしのよろひにすそかなものひしとうつたるにきなるてうを三つゝうちたりける大なきなたのまん中にきりうちいたのうへにたつたりける

承久記云京方ヨリ赤地ノ錦ノ直垂蕪黄ニホヒノ鎧スリ金物打タルニ白星ノ甲キリフノ矢負テ紅ノ母衣懸白葦毛ナル馬ニ乗タル上臈君トノ人ト見ル所ニ是ハ右衛門佐頼俊也

太平記云公家一統大塔宮ハ赤地ノ錦ノ鎧直垂ニ火威ノ鎧ノ裾金物ニ牡丹ノ陰ニ獅子ノ戯ヲ前後左右ニ進合タルヲ草摺長ニ被レ召

關東兵亂記云小弓義明義明先カケシテ強勢ノ程ヲ汝等ニ知ラセントテマツ先カケテ打テ出ツ其日ノ裝束ニハ赤地ノ錦ノヒタ、レニ桐ノスソカナ物ヲ打タルカラアヤヲトシノ鎧キテ云々

南都春日神庫所藏鎧裾金物圖



○袖

保元物語云 新院御所門々かためいくさ評定の條 あるひは敵にかこまれて強陣をやふりあるひは城をせめて敵をほろほすにも皆りをうる事夜うちに去く事侍らすまかれは只今高松殿におしよせ三方に火をかけ一方にてさへ候はんに火をのかれん者は矢をまぬかるへからす矢をおそれんものは火をのかるへからす主上の御かた心にくも候はす但兄にて候義朝なとこそかけ出んすらめそれもまんなかさしていとをし候なんまして清盛などかへろく矢何程の事か候へき鎧の袖にてはらひけちらして捨てなむ

異本保元物語云 白川殿をせめおとす條 たかまは三十あまりの太のおとこのまた、かものなり金子は十九に成けるかいまたひわかきもの也されともまはしはくみあひけるかい、かたりけんたかまおめく下になるかねこうへのり居て左右の袖をむすとふまへてはたらかさすくひをとらん

又云 教訓 熊谷まちなうけたる事なればあけもたてすくみてなみうちきははとうとおつ上になり下になり三はなれ四はなれくみたりけれとも終に熊谷上になる左右のひさをもて冑の左右の袖をむすとをさへたれば少しもはたらかさす云々

源平盛衰記云 義経院 鎌倉兵衛佐頼朝弟九郎義經生年廿五今度ノ大將軍ト名乗ニ合テ冑ノ袖ニ南無崇廟八幡大菩薩ト書ケリ實ニ軍將ノ笠注ト見タリ

吾妻鏡云治承四年十月廿六日甲戌山内瀧口三郎經俊可被_レ處斬罪之由内々有_二其沙汰_一彼老母_{武衛}聞_レ之爲_レ救_二愛息之命_一泣參上云々武衛無_レ殊御旨_一可_レ進_下所_三預置_一鎧之由被_レ仰_二實平_一々々持_二參之_一開_二櫃蓋_一取_二出之_一置_二于山内_一尼前_二是石橋合戰之日經俊所_レ立_二于此御鎧袖_一也云々乍_レ立_二御鎧袖_一于_レ今被_レ置_二之_一太以揭焉也

太平記云 六波羅 攻條 六波羅ノ勢ノ中ヨリ年ノ程五十計ナル老武者ノ黒絲ノ鎧ニ五枚甲ノ緒ヲ縮テ白栗毛ノ馬ニ青總懸テ乗タルカ馬ヲシツト歩マセテ高聲ニ名乗ケルハ齋藤伊豫房玄基ト云者也今日ノ合戰敵御方ノ安否ナレハ命ヲ何ノ爲ニ可_レ惜死殘ル人アラハ我忠戰ヲ語テ子孫ニ留ムヘシト云捨テ互ニ馬ヲ懸合セ鎧ノ袖ト引違ヘテ

とする所にあにたかまの三郎馬よりとんでおりうしろよりつゝとより金子が甲のてへんに手をいれ引あをのけむとする所にかねこぬいてもつたる刀なればしたなる四郎かといめをさしもあへすうへなる三郎かゆんての草摺をむすつつかんで引よせあけさまにこみさしに三刀さいてゑひやつとつきのけたり

平治物語云 清盛六はらに上着の條 大貳清盛は稻荷の社に參各杉の枝を折て鎧の袖に差て六波羅へそ着にける大内には定て今夜や寄せむすらんとて兜の緒をしめてそ待明しける平家物語云 一行條 無實の罪に依て遠流の重科かふれば世をも人をも神をも佛をもうらみ奉る事なし誠に是までと訪ひ來り給衆徒の芳志こそ報し盡しかたければとて香染の御衣の袖しほりもあへさせ給はねは大眾も皆鎧の袖をそぬらしける

長門本平家物語云 後醍醐 下向條 平家先陣は自用心しけれとも後陣は明日の軍にてをあらんすらんとて軍にもねふたきは大事なり今夜よくねて軍せんとて甲をぬきて枕にし或は腋をとき冑の袖をたゝみて枕としてふしたりける處におしよせて時をつくりてしはしもひかへすやがてけらして通りければ云々

ムスト組テトウト落ツ

又云 頼朝 孫六内へ入テ六波羅ヨリ打手ノ向テ候ケル此間ノ御謀叛早顯タリト覺候(中略)抑討手ノ大將ハ誰ト申人ノ向レテ候ヤラン近付テ箭一請テ御覽候ヘト云儘ニ二東三伏忘ル、計引シホリテ切テ放ツ真先ニ進タル狩野下野前司カ若黨ニ衣摺助房カ冑ノマツカウ鉢付ノ板マテ矢先白射通シテ馬ヨリ倒ニ射落ス是ヲ始トシテ鎧ノ袖草摺冑鉢トモ不_レ言指語テ思様ニ射ケルニ面ニ立タル兵ニ十四人矢ノ下ニ射テ落ス

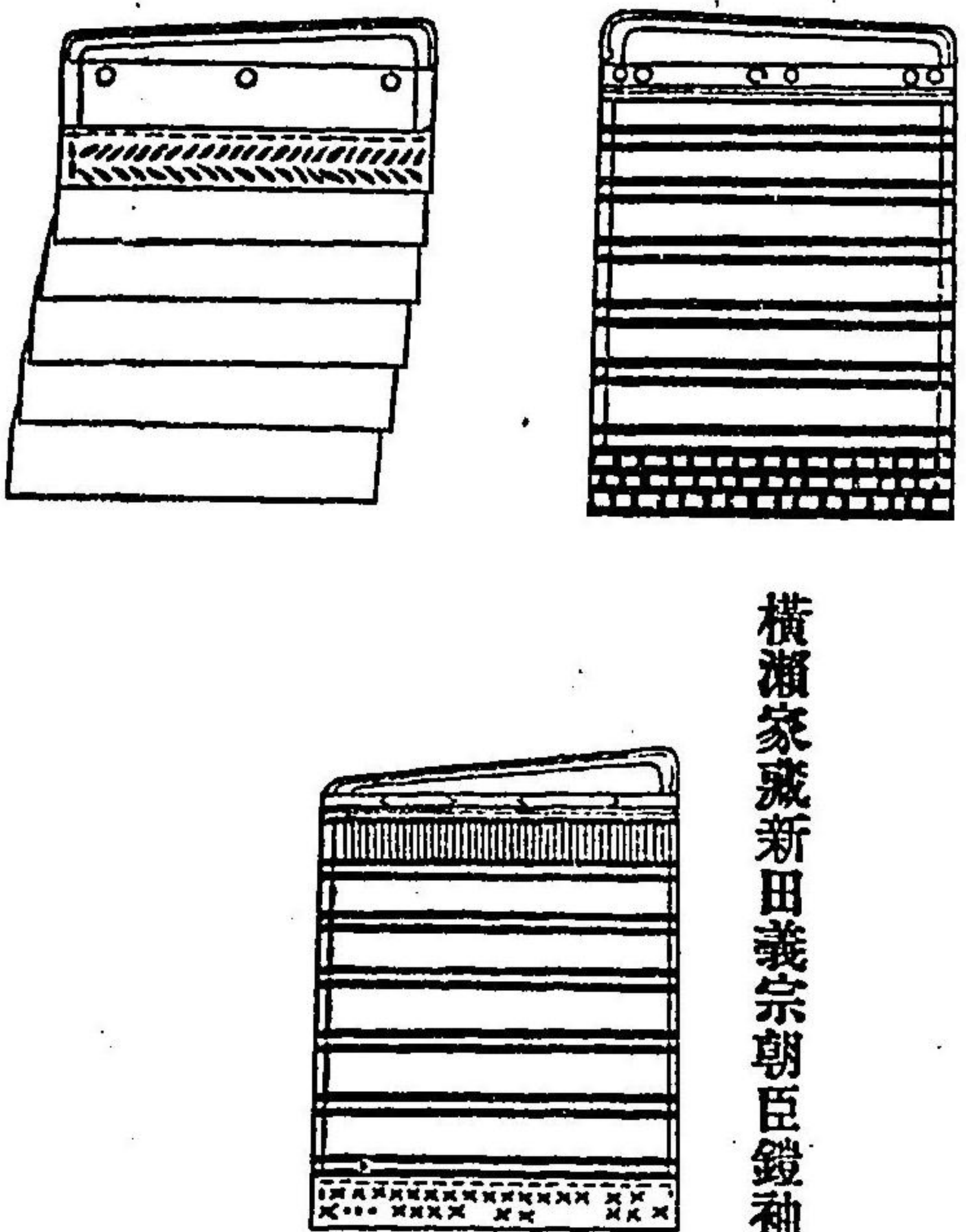
庭訓往來云武具事雖_二見苦敷候_一紫絲萌黃絲綴卯花威黒絲鎧赤黃絲腹卷唐綾小櫻黒革綴大荒目筒丸裙細目紺絲威腹當星白龍頸四方白甲各一旬月色袖并手蓋臙宛半首涎還渡袴

應永記云主ハ郎等ヲ不_レ討トシ郎等ハ主ヲ不_レ討トテ馳合馳合散々ニシ戰ケル見_二是ヲ_一尾張守ヲ始トシテ數百餘騎弓箭取身ハ誰モ角コソアラマホシケレトテ皆鎧ノ袖ヲソ濕シケル

矢鳥草紙云大將とおほしき人のすくみて出させ給ふはたには何をかめされけんあかちの錦のひたれひをとしのよろひ同しけのそて五枚かふとにくわかたうつてたつか

しらすへたるをめぐひにめされ云々
 東遷基業云守將朝比奈駿河守は門を圍て堅く守ける故身
 方兵を引揚て牧野城に歸けりこれさきに一色左京隨を蒙
 りて康親か家に隠れけるか此時この陣に在ける岡田竹右
 衛門元次か三浦兵部か首を左京に授て其首を獻して罪を
 贖せけり後に神君其實を聞召て元次か首をさる功を人に
 讓し事を嘉し給ひて鎧袖を賜り賞したまふ
 安藝國殿島神社藏義家朝臣鎧袖圖

横瀬家藏新田義宗朝臣鎧袖圖



○廣袖

ち路へぞむかはれける

保元物語云 義朝白河殿夜討條 爲朝是ヲ事トモセヌアハス敵ト思ヘ

トモ汝カ詞ノ艶キニ矢一ツ賜ハラン(中略)伊藤六カ射向

ノ袖ニ裏返テソ立タリケル

平治物語云 自熊野清盛引返條 きよもりしげもりしやうえによろひ

をき給へり三くまのにたのみをかくるしよ人かさしにさ

したるなきのはをむけそてにつけたりける云々

平治物語云 待賢門軍條 鎌田兵衛十三束取テ番ヒ能引テヒヤウ

ト射ル重盛ノ射向袖ニハタト中リテ飛返ル

平家物語云 河原合戦條 御所には大膳太夫成忠御所の東の築垣

の上へのほりあかつてわななくわななく見せは武士五

六騎のけ甲にたかひなつて春風に射向の袖吹靡かさせ

白旗颯とさし舉黒煙蹴立て馳參る

又云 鶴川と露ふきむすふ秋風はいむけの袖をひるかへし

云云

長門本平家物語云 橋合戦條 明俊矢をさしはつして申けるは

(中略)このむ長刀さやはつして左のわきにかひはさんて

むむけの袖をゆりあはせて甲のしころをかたふけて橋の

行けたをはしりわたり敵三百きか中へ向て入にけり

又云 足利又太郎宇治川渡條 たつな申けるは(中略)かふとのしころ

應仁記云政長其日ノ出立ハ黒革威ノ腹巻ニヒロ袖付ケ小
 泉甲ノ緒ヲシメ馬ヨリ下立長刀ヲツエニツキ云々

○小袖

太平記云 御所將軍彌腹ヲ居兼テ累代ノ家人ニ被レ圍テ下
 手人被レ乞出ニヌ例ヤアルヨシヨシ天下ノ嘲ニ身ヲ替テ討
 死セントテ御小袖ト云鎧取テ被レ召ケレハ堂上堂下ニ集
 リタル兵甲ノ緒ヲシメ色メキ渡テアハヤ天下ノ安否ヨト
 肝ヲ冷シケル

按、本文小袖と唱しは室町家重代の名物の鎧と見えたり
 されと小袖と稱するからはきはめて其袖の常の袖より
 小さなるへし

○壺袖

大内義隆記云判官座敷ヲツント立黒革威ノ腹巻ニツホ袖
 フエヒツケ黒頭ニ御幣タテタル甲ヲ著云々

○射向袖

保元物語云 ちかはるいけちかはるたけく思へとも力なくし
 とらるい條 かいにも及はず生とられにけりまことに王事もろき事な
 さいはれにやむねとの者共十六人からめ取てもともりい
 むけの袖に立たる矢共おりかけ郎等共あまた手をおふせ
 我身もあけになりて參内仕このよしをさうもんして又う

をかたふけよかたふけむとしててへんぬさすなむむけの

袖をまつかふにあてよ

源平盛衰記云童ニモタセタル長刀トリ左ノワキニカキハ

サミムケノ袖ヲユリアハセシコロヲカタフケハシ桁ノ

上ヲハシリ渡ル

吾妻鏡云文治五年八月十日丁酉刃刻二品已越河津賀志

山給大軍攻近于木戸口(中略)西木戸太郎國衡者經出

羽道欲越大關山而今馳過彼宮前路右手田畔義盛

追懸之稱可返合由國衡令名謁廻駕之間互相逢

于弓手國衡狹十四束箭義盛飛十三束箭其矢國衡未

引弓前射融國衡之甲射向袖中膊之間國衡者痛疵開

退云々

又云文治五年八月十一日戊戌今日二品過留船追宿給

於此所重忠獻國衡頸太蒙御感仰之處義盛參進御

前申云國衛中義盛箭亡命之間非重忠之功云々其故

者於大高宮前田中義盛與國衛互相逢于弓手義盛之

所射箭中于國衛訖其箭孔者甲射向之袖二三枚之程定

在之歟甲毛者紅也馬黑毛也云々因茲被召出伴甲之

處先紅威也召寄御前一覽之射向之袖三枚取寄後方射融

之跡揭焉也

太平記云合戦條其勢皆カチ立ニテ而モ三百人ニハ過サリケリ海東是ヲ見テ敵ハ小勢也ケルン後陣ノ勢ノ重ナラヌ前ニ懸散サテハ叶マシツ、ケヤ者共ト云儘ニ三尺四寸ノ太刀ヲ拔テ鏡ノ射向ノ袖ヲサシカサシ敵ノウス巻ヲ扣ヘタル真中へ懸入敵三人切フセ波打際ニ扣ヘテ續ク御方ヲソ待タリケル

明德記云敵馬ヨリ落チタラハ取テ押ヘテ差コロセ若又敵モ下立テ切テカ、ラハ兵共サシウツフキテ弓向ノ袖ヲエリカケテ敵ニキラセテク、リ入組テ勝負ヲ決スヘシ

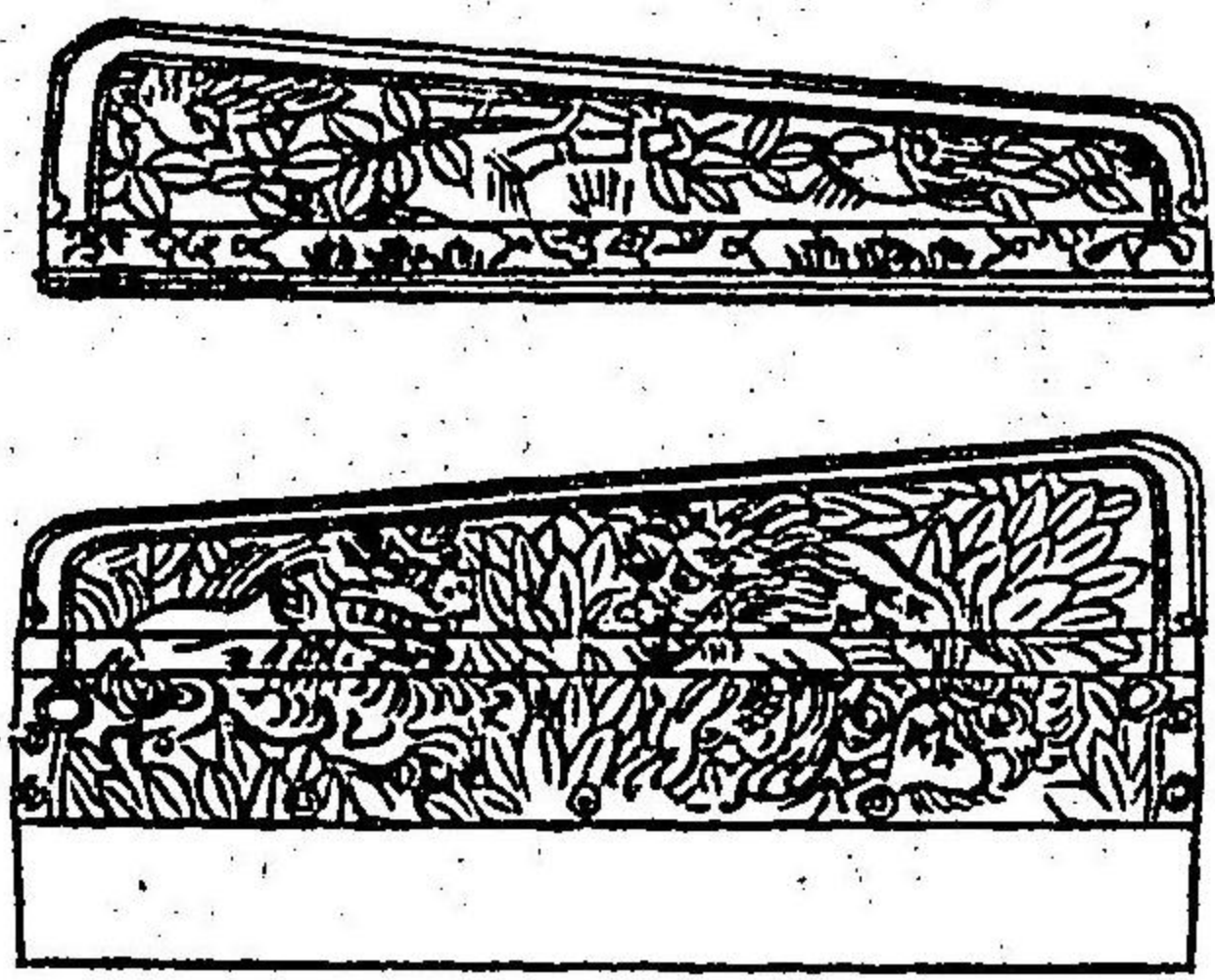
○冠板

太平記云合戦條岡本房ノ播磨堅者快實遙ニ是ヲ見テ前ニツキ双ヘタル持楯一帖岸破ト踏倒シ二尺八寸ノ小長刀水車ニ回シテ躍リ懸ル海東是ヲ弓手ニウケ冑ノ鉢ヲ真ニニ打破ント隻手打ニ打ケルカ打外シテ袖ノ冠板ヨリ菱縫ノ板マテ片筋カイニ懸テ射テ落ス

鴉鷲物語云今日の大將東市佐林真玄これにあり山城殿はいつくにそ小兵なれとも矢ひとつ進らせん御させなかを損せられよとして十二束をばたてねた巻せめてはなつ面にすゝめる山城守か吹かへし篋うちしてうしろにひかへたる鴨助か冠の板にのなかはかりぬけかゝりけり

奉公覺悟記云具足進上の事からひつのふたにすへ甲をはわたかみにからみ付て兩人してかく也左いかたかきたる人のこりと下てにすちかへてかく也左のかたかきたる人のこりてからひつのふたを、しなをしいむけの方を御めにかくへし但是も少すちかへていむけのかむりのいたのへんを御前へなしてをくへき也

南都春日神庫所藏鏡冠板圖



○中板

泰衡征伐物語云義盛追かけて返しあはせよとことばをかけたければ國衛と名のりて馬の鼻をかへし十四束の箭をつかみて弓手に進所をよしもり引まうけたる十三束の箭を保持て射向の袖の中板をし

○袖緒

文正記云甲斐總領千菊丸其齡十有二(中略)濃紅鉢巻袖緒總角然立計也唐紅菱縫金銀金物縷ニ家紋幹ニ真而堅物縷

武家名目抄稿第二百四十八册

塙檢校保己一編

甲冑部八

○札

下學集云札鐵也

義經記云土佐坊義經の時殿の方おほつかなしめくりて歸ら手に上るの條はやと思ひければ草すりのしとるなるひやうし鏡のさねよきに太刀はきはう打つきて高あしたはきてとのゝかたへからりゝとしてを参りける

太平記云笠置其矢遙ナル谷ヲ阻テ二町餘カ外ニ控ヘタル荒尾九郎カ鏡ノ千檀ノ板ヲ右ノ小脇マテ篋深ニクサト射込ム一箭ナリトイヘトモ究竟ノ矢坪ナレハ荒尾馬ヨリ倒ニ落テ起モ直ラテ死ケリ舍弟ノ彌五郎是ヲ敵ニ見セシト矢面ニ立隠シテ楯ノハツレヨリ進出テ云ケルハ足助殿ノ御弓勢日来承候シ程ニハ無リケリ此ヲ遊ハシ候へ御矢一筋受テ物ノ具ノ實ノ程試候ハント欺テ弦走ヲ敵テソ立タリケル

又云菊地合戦條菊地カ着タル鏡ハ此合戦ノ爲メニ三人張ノ精

雖強督長振鎮西八郎爲朝一得ニ透事家傳幼童之時代々初着普代卯花絨鏡綿上抓抛ニ掛肩ニ上帶縮草摺短着下云々

兵ニ草摺ヲ一枚宛射サセテ通ラヌサネヲ一枚マセニ拵テ
威タルハ何ナル強弓カ射ケレ共裏カク矢一モ無リケリ
異制庭訓往來云召寄紀伊國湯淺乃至洛陽邊聞候物具
共自ニ核調ニ至ニ爲立ニ随分認手碎心所ニ結構也
職人盡歌合鏡細工歌云しかへしをむくいはいさやふるよ
ろひさねく〜てこそわかればてぬれ

○小札

難波戦記云 木村其日ノ裝束ニハ金銀一枚マセノ
小實ノ鏡星冑ニ鍔形打タルヲ猪首ニ着ナシ白キ纏掛三間
柄ノ鎧馬ノ平頭ニ引添エ云々

○札頭

太平記云 城ノ後ナル深山ヨリ匂ニ忍寄テ薄苧萱
篠竹ナントヲ切テ鍔ノサネ頭兜ノ鉢付ノ板ニヒシト挿テ
探竿影草ニ身ヲ隠シ鼓崎ノ切岸ノ下殿ノ陰ニソ伏タリケ
職人盡歌合鏡細工繪詞云しかへしの物はさねかしらかそ
るはて

○金札

たかたち草紙云しけいへはめんほくにきみのさせなか給
はりぬ此度のつかれに二兩かさねむことかたし御へんに

柄ノ鎧馬ノ平頭引添エ云々

東遷基業云木村長門守重成は金銀一枚交せの小實の甲冑
に鍔形打たるに白纏掛三間柄の鎧を持黒の馬に沃懸地の
鞍紅の中總かけたるに乘中白の旛銀の瓢に白熊付たる馬
標を押立て五月六日の明方に城を出云々

○朱札

應仁記云 應仁三年三月十六日夜勝元ヨリ芝薬師
へ切テ焼立ケリ既ニ山名殿既ノ前マテ切入ケルヲ金吾ハ
赤絲ノ朱實ノ具足ニテ老體ナカラ其身輕ケニ庭前ニ躍リ
出テ人ハナキカ者トモ切出セト申サレケレハ云々

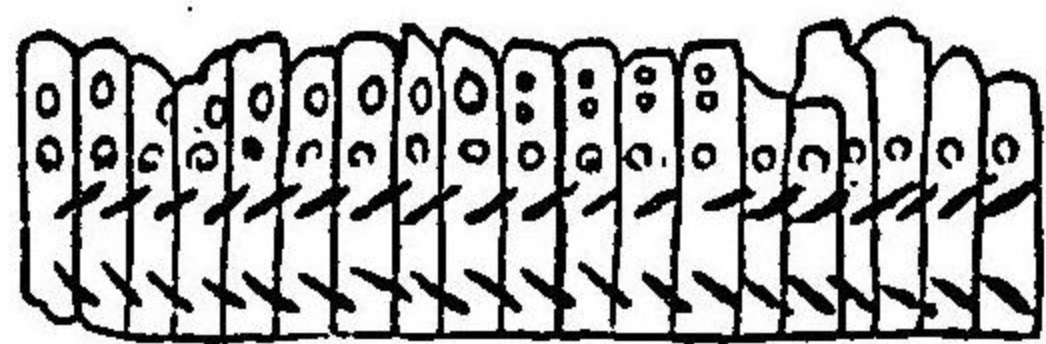
○鍔毛

平家物語云 宇治川 夜ハ既に明行と河霧深く立籠て馬の毛
も鍔の毛もさたかならず大將軍九郎御曹司河の端に進ミ
出水の面を見渡いて云々

長門本平家物語云 石橋山 俣野か云ひけるはふかくの者な
鍔の毛をもさられかしといひければ二人のものともか鍔
の引合をさくりけるを眞田さくられて右の足にて長尾か
胸をむすこふむ

源平盛衰記云 源平水 能登守教經ハ紺ニ白絲ニテ群千鳥ヲ
縫タル直垂ニ紅威ノ鍔ニ長覆輪ノ太刀ヲハケリ越中次郎

尾張國馬島明眼院藏
景清鍔後第三札圖



をひさかさねてきるま〜にくれなるのいとにておとした
るこかねさねのよろひくわかたうつたるかふとの緒をし
め云々

續武家閑談云蒲生下野守への使岩瀬長兵衛福島左衛門大
夫への使留森三右衛門は無恙十一月廿八日歸りけるか
大阪着之日關長門守陣場連葬寺村にて敵三人に被取籠
といへとも兩人にて三人を討捕はなを缺て持参しければ
秀頼不斜感せられ大關のおとし置れし具足の内金札の
鍔を一領宛兩人に被下候

○金銀一枚交

難波戦記云 木村其日ノ裝束ニハ金銀一枚マセノ
小實ノ鏡星冑ニ鍔形打タルヲ猪首ニ着ナシ白キ纏掛三間

兵衛盛嗣ハ滋目結ノ直垂ニ耳坐滋ノ甲ヲ著タリ上總五郎
兵衛忠光ハ縫摺ノ直垂ニ赤威肩白ノ鍔ヲ著タリ飛騨三郎
兵衛景經ハ褐直垂ニ大袖耳袖ヲ赤地錦ヲタチ入タルニ黒
絲威鍔ヲ著セリ鍔ノ毛直垂ノ色イッレモ取々ニハナヤカ
ニミエタリ

吾妻鏡云文治五年八月十一日戊戌義盛重申云於大高宮
前田中義盛與國衛互相逢于弓手義盛之所射箭中
于國衛訖其箭孔者甲射向之袖二三枚之程定在之歟甲毛
者紅也馬黒毛也云々

又云文治五年九月七日甲子宇佐美平治實政生虜泰衡郎
徒由利八郎相具參上陣岡而天野右馬允則景生虜之由
相論之二品仰行政先被注置兩人馬并甲毛等之後
可尋問實否於囚人之旨被仰景時(中略)由利云著黒
絲威甲一駕鹿毛馬者先取予引落其後追來者嗷々而不
分其色目云々

梅松論云濱の手の少貳か勢に旗の下二千餘騎にて進みけ
る殊に一町ばかり先立て五百餘騎また是に進みて五十餘
騎向ひし中より武者二騎十杖はかり先立たり一騎は黒き
馬に薄紅の母衣懸たり鍔の毛はさたかに見えす一騎は河
原毛なる馬に黃威の鍔著たり

太平記云 勞實兵衛 入道軍保 岡本信濃守富高聞モ敢ス莞爾トウチ笑テ子細候ハン敵ノ大將ヲ見知ヌ程コソ葉武者ニ逢テ組テ勝負ハセシト軍ハシニクカリシ今ハ見知タリ先ニ白絲ノ鎧著テ下立タリツル若武者ハ儘ニ鎌倉殿ト見澄シタリ鎧ノ毛ヲシルシニシテ組討ニ討奉ランスル事何ヨリモ可ク安云々

尺素往來云毛者小櫻威卯花威鳩威成黃楯句裙索目逆剪草肩白齋濃威取妻威取腰色々之絲種々之革至唐綾練練一都合五十領

弓箭記錄云鎧權毛相冠相生アリ背之不可自由ニ重代者核事也但至毛可正ニ相冠相生ニ者也若向ニ戰場鎧毛冠可爲横死何答曰主人姓與鎧毛相生也相冠者爲主人木姓者鎧毛搦搦句白皮威不可用之搦搦句黃色也黃色者土也白色者金也木冠土金冠木故不用之主人爲火姓者黑絲黑革威白絲白革威不可用之水冠火火冠金故也主人爲土姓者威絲黑革青葉威不可用之主人爲金姓者緋威赤革威青葉威不可用之主人爲水姓者緋威赤革威搦搦句不可用之上與水相冠主人姓與鎧相冠曾不可全故忌之相生者主人姓爲木姓者黑絲黑革可用之水生木故也又緋威赤革可用之木生火故也主人

々ナルヲ云也

本多甲馬忠憲云此草子ノ文ニヨツテ視ルニ必一領ノ鎧ノ事ニテハアラサルニヤ思ヒ々々ニオトシナシタル鎧ノ事ヲ云フニヤ

○懸緒

延喜主稅寮式云造革短甲冑一具料鐵大二斤半革三張牛革大馬革鹿革各一張頭膠料帛一條長三尺五寸闊布一張三尺二寸廣綿一斤縫頭膠料絲一分苧二兩懸緒料鹿革五張漆四升絞綿二兩商布一尺

○絲毛

會我物語云 五郎めし 君も此よしきこしめしていとけの御はらまきに御ちう代のひけきりぬき出させ給ひける所に云々

太平記云 天龍寺 供養條 先一番ニ時ノ侍所ニテ山名伊豆守時氏聲花ニ冑ノタル兵五百餘騎ヲ召具シテ先行ス其次ニ隨兵ノ先陣ニテ武田伊豆前司信氏(中略)以上十二人色々ノ絲毛ノ冑ニ烏帽子懸シテ太ク逞キ馬ニ厚懸テ番タリ
普廣院殿御元服記云義雄者著淺黃絲鎧帶金刀金太刀握重藤弓一員大中黑箭一甲床木等ヲハ僕持之馬前ニ行步馬毛黑隨兵皆著絲毛鎧甲

姓爲火姓者搦搦句青葉威可用之火生土木生火故也主人姓爲土姓者緋威赤革威白絲威用之土生金火生土故也主人姓爲金姓者黃革威又黑絲威革威可用之金生水水生金故也主人姓爲水姓者青葉色白革威可用之水生木金生水故也只用相生不可用相冠者也

○威毛

太平記云 山門 紀伊ノタチノ者共ハ少ヨリ惡處岩石ニ馴テ鷹ヲツカヒ狩ヲ仕ル者ニテ候間馬ノ通候ハヌ程ノ嶮岨ヲモ平地ノ如ニ存スルニテ候マシテヤ申サン此山ナントヲ見テ難所ナリト思事ハ露計モ候マシ威毛コソヨクモ候ハネ供我等カ手ツカラ撓拵テ候物具ヲハ何ナル筑紫ノ八郎殿モ左右ナク裏カニスル程ノ事ハヨモ候ハシ云々
又云 武藏野 義治ハ大刀カケ草摺ノ横縫皆突切ラテ威毛ハカリ續タルニ鍬形兩方切折ラレ星モ少々削ラレタリ

○毛毛之鎧

高館草子云わしのおかたおかくまの太郎源八兵衛ひろつなひせんの平四郎けのよろひかふとのおよしめ太刀はき矢おひて皆なからからうとにこしをかけめとくきつと見合たる
貞丈云毛々ノ鎧ト云ハ色々ノ鎧ト云事也オトシモノ色

○絲威

長門本平家物語云 義仲法住寺 播磨中將雅賢はさせる武略の家にはあらねとも天性武勇の人にておはしけるかいと威の腹巻に重目結の直垂を被著たりけるか殿上の西面の下侍の妻戸を押開て出られけるを楯の七郎吉引て頭骨をしていたりけるか烏帽子の上をの付て妻戸に矢立にけり

○絲具足

應仁私記云若武者達好ニ絲具足金作太刀額頬當脇當小泉甲緒ト云々

○唐綾威

保元物語云 新院御所各 門々固條 爲朝ハ七尺計ナル男ノ目角ニツキレタルカ紺地ニ色々ノ絲ヲ以テ獅子九ヲ縫タル直垂ニ八龍ト云鎧ヲ似セテ白キ唐綾ヲ以テ威シタル大荒目鎧同獅子金物打タルヲ著

平家物語云 木曾最 期の條 きそのさまのかみよしなか其日のしやうそくにはあかちのにしきのひたれにからあやおとしのよろひきて

長門本平家物語云 高倉の院の王子 御位可付給の條 義仲ハ赤地の錦の直垂にからあやおとしの冑きて左に候けり
尺素往來云小櫻威卯花威(中略)色々之絲種々之革至唐

綾練緯都合五十領云々

○唐錦威

たかたち草子云しけいへはめんほくにきみのきせなか給はりぬ此度のつかれに二兩かさねむ事かたし御へんには是をとらするとてからにしきおとしころねさねのはらまきをぬいて龜井にとらせけり

○練貫威

尺素往來云小櫻威卯花威(中略)色々之絲種々之革至唐綾練貫都合五十領云々

○革威

長門本平家物語云鳥羽川合戦褐衣のまろひひたれに革威のよろひきてもみるほしひき入てかけなるむまにのりて河にはあゆませいたして河こしに申けるは主馬判官盛國か孫越中前司盛俊か末子あふみの國石山住僧惡土作金運と名のりて入にけり

○總延

難波戰記云五月七日兩御所御出陣巳ノ下刻大樹於平野御參會有大樹今朝未明ヨリ矢尾堤出御有御裝束縹黑延御鎧頭巾御宵鳥毛袖ナシノ御羽織白熊白鹿御手被掛二寸餘候ケル栗毛立髪馬被召

の宵にからすりおの矢おひたり

太平記云正月二十日合戦城中二名譽ノ精兵共多カリケルハ走廻射ケルニ多ク物具ヲ被徹テ叶ハシトヤ思ヒケン皆持楯ノ陰ニ隠レテ惡手替レトソ招キケル爰ニ妙觀院ノ因幡ノ堅者全村トテ三塔名譽ノ惡僧アリ鏢ノ上ニ大荒目ノ鎧ヲ重テ備前長刀ノシノキサカリニ菖蒲形ナルヲ脇ニ挟ミ云

北條家本太平記云首吹長尾ハ黑絲威ノ大アラメナル鎧ニ同毛ノ鎧形ノ兜ノ緒ヲシメ五尺八寸ノ太刀ニ金作ノ太刀一振佩ソヘテ

按、大荒目の事説々あり伊勢貞丈が平義器談には札を細に割らすして札頭を大にするなり凡大あらめと名付ることは革二三枚もかさね鐵などを交へて札甚厚くなりて常の鎧のごとく毛引には威されぬゆる綴革をふとくしてあらくとするゆる大あらめといへるなるへしめとま五音相通にて大荒間といふことなり云々春田永年が金鱗法客にいへるは□□□□□□□□□□といへり實に貞丈かいひしごとくそのおとしの桐からすしてあらくしければ打見るまゝに大荒目といふなりけり古書ともにも小大荒目威といひしことの見えぬは猶洗皮

○大荒目

保元物語云新院御所各門々固為朝は七尺許なる男の目角二つきれたるか紺地に色々之絲を以て獅子丸を縫たる直垂に八龍といふ鎧を似せて白き唐綾を以て威したる大荒目の鎧同獅子の金物打たるを著云々

京師本保元物語云褐の直垂に獅子丸を縫たるに黒き唐綾をふとく疊て威したる大荒目の鎧獅子丸の裾金物白覆輪なるを著たり云々

又云義朝白河殿夜討伊賀國住人山田小三郎惟行と云あらものあり(中略)黑革威鎧大荒目の鎧著て黒羽の矢負二所藤の弓持て鹿毛なる馬のふとく逞に黒鞍置てそ乗たりける

平家物語云さすなかの鎧さいたうのうちりよかいしゆうはうのあさりゆうけいといふあくそうありたけ七尺ばかりありけるかくろかわをとしの際のよろひの大あらめにかねまきたるをくさすりなかにきなしかふとをぬきてほうしはらにもたせつゝしらすのなきなた杖につき云々

長門本平家物語云頼打四人の惡僧等にくそくひし〜ととりつけて或は三まいかふとに左右のこて或は大あらめのよろひくさすりなかなるを一色にさゝめかせて又云義経始流谷三郎庄司重國褐衣直垂に大あらめの洗革

威といはさるの類にて只音便のあしきかなるへしさて其札に別の名なければ札をさしても亦大荒目といふ下に擧たる三枚皮の大あらめ一枚ませの大あらめなと是なり猶乗替は馬のことなるをそれに乘て供奉する者をも頓て乗替といひ大帷子は服の名なるをひとへ直垂にそれをかさねて裝束たるをも頓て大帷子といふの類にかゝる例なほ多かりされは威をもさし札をもさし又鎧の名にも通はして大荒目といふ其文に臨んでこゝろうへき也

○菊綴大荒目

富樫記云山川參河守其日ノ裝束ハ菊閉ノ大荒目ノ洗革ノ腹巻高角打タル甲ノ緒ヲ縮六尺三寸ノ太刀水車ニ舞シ郎等三人鋒ヲ並ヘ山内衆ニ截懸ル

○大荒目ニ金交タル鎧

平家物語云陸奥西塔のちうりよかいしやうはうのあしやりゆうけいと云惡僧有たけ七尺計ありけるかくろかはおとしの鎧の大あらめにこかねませたるをくさすりなかにしきなし甲をぬきて法師はらに持せ白柄の長刀杖につき云々

○一枚交大荒目

源平盛衰記云 三井寺 食鹽保 圓滿院ノ大輔ハ楯ノ直垂ニ黒皮威ノ大アラ目ノヨロキノ一枚マセナル草スリ長ニサ、メカシ

白星ノ甲ニ大ノ長刀杖ニツキテ申ケルハ云々
又云 宇治合 戦條 寺法師簡井ノ淨妙明春ト云者アリ自門他門ニユルサレタル惡僧ナリ楯ノ手ニ向ケル明春今日ハ事ヲ好テソ裝束タルシカマノ楯ノ直垂ニ紺ノ頭巾ニ黒絲威ノ大荒目ノ冑ノ一枚マセナルヲ草摺長ニユリ下シ三枚甲ノ緒ツヨクシメ云々

志太草子云いとま申てさらはとてやくらをゆらりとんとんでおりひとまところへつつといり一枚ませのおほあらめそてをばといてからとすて云々

○繩目ノ色革

源平盛衰記云 成親妻 于歎條 中納言親信ト云人ヲワシケリ異名ニ坂東大夫ト申シケルカ兵衛佐ニ成タリケルニモ猶坂東兵衛ナト申ケルヲ新大納言法皇ノ御所ニテ戲シテヤ、イカニ親信坂東ニハ何事共カアルト被_レ申タリケルニ兵衛佐不_レ取敢_レ繩目ノ色革コソ多ク候ヘト答ヘタリ

○黒皮威大荒目

源平盛衰記云興福寺ノ大衆ノ中ニ東門院ノ觀音房勢至房ト云フ惡僧アリテ三枚甲ニ左右ノ小手サシ黒皮威ノ大荒

るに黒き唐綾をふとく疊て威したる大荒目の鏡獅子丸の裙金物白覆輪なるを著たり

異本保元物語云爲朝ハ(中略)黒きからあやをふとくたゝみておとしたる大あらめのよろひのしゝのまろのすそかな物しろふくりんなるをそきたりける

又云 白河殿を義朝夜 うち寄らる條 合戦の庭に出ててきのこはければとてしりそかんにおひてはいくさの勝負あるへきやしけもりにおめては八郎か矢さきに一あたらんとおもひきつたり愛にてかはねをさらすへしとすゝみけりあかちの錦のひたゝれにさかおもたかのよろひにてうのまろのすそかな物しけふうつたるかしらふくりんなるにしろほしのかふとをきくれなひのほろまふくらにふくらせてつき毛なる馬にいかげ地のきふくりんの鞍にそのつたりける

太平記云 瓜生判官 心替條 左衛門佐殿ノ吞給ヒタル盃ヲ瓜生判官席ヲ去テ三度傾ル時白幅輪ノ紺絲鎧一領引給フ
天正本太平記云 正成披見天王 寺未來記條 元弘二年八月三日楠兵衛正成住吉ニ參詣シ神馬三匹コレヲ獻ス翌日天王寺ニ詣テ白鞍置タル馬白幅輪鎧一領副テ引進ラスハ大般若轉讀ノ御布施ナリ

相國寺堂供養記云先陣隨兵二番武田五郎源滿信 赤絲鎧 白覆輪 後

目ノ鏡草摺長ニササメカシ

○黒キ唐綾ヲ太クタ、ミテ威タル大荒目
異本保元物語云爲ともは(中略)黒きからあやをふとくたゝみておとしたる大あらめのしゝのまろのすそかなものしろふくりんなるをそきたりける

○大躍鎧

松隣夜話云謙信其日ハ態ト大躍ノ鎧ニ青キ段子ノ胴肩衣ヲ着シ三尺九寸ト聞シ國吉ノ打刀ヲ拔云々

○金覆輪

源平盛衰記云 追討使 門出條 維盛ハ赤地ノ錦直垂ヲ大頸端袖ハ紺地ノ錦ニソク、レタル萌黄ノ勻ノ絲威鎧ニ金伏輪ヲ係タリ連錢革毛ノ馬ノ太ク逞ニ鑄係地ノ黄伏輪ノ鞍ヲキタリ

金勝院本太平記云 瓜生判官 變心條 献酌順ニ下テ後義助飲給タル盃ヲ瓜生ニ差玉ヲ判官畏テ三度傾ケル時金覆輪ノ鎧一領引玉フ時ニ取テノ面目也

○白覆輪

京師本保元物語云 新院御所門 門各固條 彼爲朝さる者と兼て開召置たる上父是程に舉申は様有へしとて召出さる氣色事から煩魂誠にいかめしけなる者也楯の直垂に獅子の丸を縫た

陣隨兵一番治部大輔源義重 黒絲鎧 三番佐々木備中守源滿高 唐紅鎧 白覆輪

○黄金物

相國寺堂供養記云先陣隨兵一番笠役小笠原兵庫助源長秀 紫絲白覆輪 黄金物

○白金物

平家物語云 教訓 條 太政入道はか様に人々あまた召いましめをいても猶こゝろゆかすや思れけん既に赤地の錦の直垂に黒絲威の腹巻の白金物うつたる胸板せめ先年安藝守たりし時神拜のついでに靈夢を蒙て嚴島の大明神より幻に給はられたりける銀のひるまきしたる小長刀つねの枕をはなたす立られたるを脇にはさんて中門の廊へそ出られたる

相國寺堂供養記云先陣隨兵六番土佐守高階師英 黒絲白 金物 後
陣隨兵四番赤松出羽守源義祐 黒絲白 金物

武家名目抄稿第二百四十九册

塙檢校保己一編

甲冑部九

○紅威鎧

泰衡征伐物語云西木戸太郎は出羽道を経て大關山をこえんとこゝろさして大高の宮の前をすく紅おとしの鎧黒馬にのれり

長門本平家物語云義經自關東始義經赤地の錦のひたゝれに崩黄のから綾裾紅綴の鎧に鍬形うもたる甲をはきすしてもたせたり

源平盛衰記云水島能登守教經ハ紺ニ白キ絲ニテ群千鳥ヲ縫タル直垂ニ紅威ノ冑ニ長伏輪ノ太刀ヲハケリ

吾妻鏡云文治五年八月十一日戊戌今日二品返留船泊宿一給於此所重忠獻國衛頭太蒙御威仰之處義盛參進御前申云國衛中義盛箭亡命之間非重忠之功云々重忠頗笑申云義盛口狀可謂勢勢令誅之支證何事重忠獲頸持參之上無所疑歟云々義盛重申云願事者勿論但國衛甲者定被剝取歟召出彼可被決實否其故者

於大高宮前田中義盛與國衛互相達于弓手義盛之所射箭中國衛訖其箭孔者甲射向之袖二三枚之程定在之歟甲毛者紅也馬黒毛也云々因茲被召出伴甲之處先紅威也召寄御前覽之射向袖三枚取寄後方射融之跡揭焉也殆如通鑿

又云承久元年正月廿七日戊子今日將軍家右大臣爲拜賀御參鶴岡八幡宮(中略)隨兵隱岐左衛門尉基行甲紅河越次郎重時甲紅

北條五代記云清水太郎左衛門敵はいくんする其中に金の馬よりひかけくれなぬおとしの鎧着たる武者一騎大人とおほしくて郎従あまたかこみ落行を太郎左衛門尉これを見て胸に撞うてのかすましと大聲をあげてよひかくるは鳴神のことし

春田延年云くれなぬとはくれのあゐの略語なり辨色立成に紅藍はくれの阿井吳藍同しと見ゆ此威は紅花を製り成して絲を染しなり今の工人の言に純藍と云ふものなり純又紅威の紅(甲組)考合すべし(類鑑)貞丈は緋威も紅威も同じきなりとして延年の説とは異なる歟

相國寺堂供養記云後陣隨兵三番佐々木備中守源滿高唐紅白直紅直垂唐織物四太刀綱切刀金馬鶴毛白鞍上帶引貫熊皮

春田延年云縫殿寮式に韓紅花の絲一約を染る料は紅花大一斤酢七合麩二升葉半圓薪三十斤と見えて外に紅を染へき料は見えずされは紅と云も韓紅と云も古は異なる事なきにぞ加蓋の眞瀾の字比萬奈備に紅花は早く英國より來れは英の藍と云きて其英紅の我國のものとなりて後又韓より來れるかことに宜しければ再び言を重ねて韓の英藍といふなりはやく言の俗に成しかたといへり堂供養記に唐紅と記せしは異國の絲にそあるへき明の第元儀か武備志に吾國の人の嗜好として記せし中に紅線これを編り以て盔甲を綴り以て腰服を束ぬ以て刀帶書帶畫帶の用とす常に匱乏き因て一斤毎に價銀七十兩と見えければ彼國の絲もて威せし事とそ有つれ堂供養記は明三年に有れりは明の洪武二十五年に當れり其絲今の舶來のもの俗に唐緋絲など言る類ひにや(甲組)類鑑

○薄紅威鎧

長門本平家物語云義經始梶原源太景季てうめゆひの直垂に薄くれなぬ綴の冑きてつましらの征矢おひたり

○絲緋威鎧

半井本保元物語云新院御所内院も左府も御鎧を奉る教長

院も左府も御鎧を奉る教長

ましよう候御物具召れ候事悪かりなんと申ければ院は御鎧を脱せ給ふ左府は猶白錦の狩衣絲緋威の鎧をそ召ける教長成雅計そ水干袴に腹巻著る是は戦はんには非す流矢の爲也

鎌田草子云こんわう承りあかぬは君の御誼とて御うけを申(中略)ひとま所へつといりはたにはからくれなぬをひつちかへさるまゝにしけめゆひのひたゝれの四つのかゝりをゆるくとよせさせいとひおとしのとうまるまたみの時とかやくをわたかみとつてひつたてくさすりなかにさつくとゆつて上帯ちやうとしめそらし云々

高館草子云龜井の六郎重清はひとときはすくれて出たつたりはたに取てはからくれなぬをひつちかへひせいかうのはつたるによせかけめゆひのひたゝれのくゝりをゆつてしめたりけりやうはいたうりのさうの小手ひやくたんみかきのすねあてに熊のかはのもみたひしろかねにてへりかねわたしあくち高にふんこうたり獅子に牡丹のはいたてしからにしきをとしかねさねのはらまさつくとゆりかけいとひおとしの鎧二兩かさねはらりとときおとりあかつたかひはかけゆつて上帯てうとしめ九寸五分のよろひとおしをめてのわきにさいたりけり云々

新井君美云絲火威トイフハ朝威ニハアラテアケノ絲ニ
 テ威ス云々(年器考)
 春田延年云緋の絲染へき料は延喜式ニ淺緋ノ綾一匹ノ
 料茜大三十斤米五升灰二石新三百六十斤と見えし是を
 もて推て知へし後の世其實を失ひて茜染と云より緋と紅と混て感ふもの多かりゆきぬ 深緋を染
 るは紫草を加ふ其深緋に對して淺緋云と殊に緋の淺き
 に非るなり(甲組類鑑)

○緋威鏡

京師本保元物語云義朝幼少弟 悉殺謀條 五十餘人の兵も皆袖をその
 らしける其中に波多野緋威鏡の袖は洗革にやなりぬらむ
 云々

平家物語云教訓 條 筑後守貞能は木蘭地の直垂に緋威の鏡著
 て御前に畏てそ候ける

又云宮御最 期條 爰に伊賀伊勢兩國の官兵等馬笈おし破れて六
 百餘騎こそ流れたれ萌黃火威赤威いろ／＼の鏡の浮きぬ
 沈みぬゆられけるは神なみ山のみち葉の嶺の嵐にさそ
 はれて龍田川の秋のくれ井關に懸て流もあえぬにことな
 らす其中に火威の鏡きたる武者三人あしろに流懸てうき
 ぬしつみぬゆられけるを伊豆守見給ひてかくそ詠し給ひ
 ける

伊勢武者は皆火威の鏡きて宇治のあしろにかゝりぬる
 かな是等は皆いせの國の住人なり黒田後四郎日野十郎
 乙部の彌七といふ者なり

又云ふし河 條 大將くん小松のこんのすけ少將これもりの卿
 はしやう年廿三ようきたいはいるにかくともふてもをよ
 ひかたしちうたいのきせなからかはといふよろひをは
 からうとに入てかゝせらる道うちにはあかちのにしきの
 ひたれにひをとしよろひきてくわかたうつたるかふ
 とのをしめこかねつくりのたちをはき

源平盛衰記云信濃横田 川原軍條 上野國住人西七郎廣助ハ火威ノ鏡
 に白星ノ冑著テ白茸毛ノ馬ノ太達ニ白伏輪ノ鞍置テ乗タ
 リケリ

續世繼物語からうたの巻云以言か詩はすなこしらくちら
 したる庭のうへに櫻の花ちりしきたるに陵王のまひたる
 になむ似てそ侍匡衡かやうはものふたのあけのかはして
 ひをとしとかしたるきてえならぬこまのあしときにのり
 て相坂の關をこゆるけしきなりとそ申ける云々

吾妻鏡云治承五年閏二月三日己巳義廣率三萬餘騎軍士
 赴鎌倉方(中略)七郎朝光郎等保志奈三郎等攻戰朝政著
 火威甲一羽鹿毛馬時年廿五勇力太盛而懸四方多亡凶

徒一也

承久記云又京方ヨリ火威ノ鏡白月毛成馬ニ長覆輪ノ太刀
 帶ヲ呼ヒテ出來タリ打エミタルヲ見レハカネ黒也

太平記云吉野城 軍條 大塔宮今ハ遁レヌ處也ト思食切テ赤地ノ
 錦ノ鏡直垂ニ火威ノ鏡ノマタ巳ノ刻ナルヲ透間モナクメ
 サレ龍頭ノ冑ノ緒ヲシメ三尺五寸ノ小長刀ヲ脇ニ挾

矢鳥草紙云大將とおほしき人のすゝむて出させ給ふはた
 には何をかめされけんあかちの錦のひたれひおとしの
 よろひ同じ毛のそて五枚とにくわかたうつてたつかしら
 すへたるをわくひにめされ云々

尺素往來云其威毛卯花威小櫻威鵝威火威等云々
 下學集云火威色謂ニ之火威一也

室町殿日記云三好實休 討死の條 實休き、給てこひんをしながら、押
 強よき透間にこそは寄つれふせかんに勢なし誠に五更の
 油かはひて闇夜の雨にむかふとはこれならんかしよし
 く弓鐵砲おしますうたせよ矢種つきなは小勢なりとも
 切て出花やかに討死すへきそやといひもあへすよまの中
 へつゝと入ていつもこのむ氷魚綴のよろひに五枚甲の緒
 をしめ重代の太刀長刀かるけにもつて表をさして出らる
 云々

弓箭記録云鏡毛緋威事世間人常ニ火威ト云々火色赤色也
 緋ノ字也不火字ニ以ニ絲綴染ヲ茜以稱ニ緋威ニ核塗朱云无ニ
 跡形一事也云々

又云火威ト云ハ紅ノ絲ニ白キ甘ノ絲ヲ引タルナリタトヒ
 絲ハ紅ナリトモ甘ノ絲班ナラハ赤威トアルヘキ也又或人
 云山門四塔院東谷 現光院僧都云也 火威トハヒ魚威ト云心也赤絲ニテ威タル
 鏡ノサネ頭ヲ銀ノ伏輪ヲ懸タルカヒ魚ノ頭並タルニ似ト
 云々

會津四家合考云義光由 來條 寄手少々引退處ヲ城中ヨリ見濟シ
 追スカフテ討テ出ケルカ其中ニ氷魚威ノ鏡著大長刀ヲ馬
 手ノ脇ニ搔コフテ鹿毛ナル馬ノ逞ニ乗タル武者一騎馬ヲ
 小跳サセテ寄來ル

東遷基業云今川氏眞は遠州引間城主飯尾豊前守能房今川
 に背きけれとも氏眞方よりさま／＼に計策して和順をな
 しける故豊前守は此謝禮爲に駿府へ來りけるを兵士を伏
 てこれを殺されけり能房か後室引間の城を守り小國の武
 藤刑部丞に因て武田方へ志を通るよし聞えければ神君聞
 召て豊前守か家臣江間安藝江間加賀と云者に仰通られて
 後室方へ松下登右衛門後藤太郎右衛門を御使として引間
 の城を渡すに於ては其家臣ともを悉く召抱られ御懇に可

被成よし仰道されけり兩江間此旨を後室に達しさま
 諫めければとも後室會て同心なしこれによりて酒井左
 衛門忠次石川與七郎數正を討手に指向られけり後室は城
 を守りて城兵しはく突て出防き戦ひければ味方敗績し
 けり其翌日又押寄て強く攻終に城に乗入ける時に後室は
 緋威の鎧に同毛の冑を著し長刀を持って侍女七八人同く出
 立て左右に立其外兵士五六十人先に進せて突て出戦ひ數
 合に及んで一人も不殘討死しけり

新井君美云火威ト云ハアケノ革ニテ威セル也今鏡ニ見
 エシ大内記保胤江ノ匡衛ノ文評シタリケル詞ニ其由ハ
 見エタリ(平器考)

伊勢貞丈云緋に染たる革にて威たるをいふなり緋威火
 威と書なり日威と出たる例なし又緋の絲にて染たるを
 は絲の字をそへて絲緋威といふなり絲の字をそへてい
 ふは革の緋威にまさぬためなり又ひおとしと赤威と
 の差別は緋は紅花にて染る赤は茜にて染る赤は花へり
 にて火のもへ出ることく成ゆへ火威とも書なり赤は少
 し黒みある様にてもへ出ることく光彩なし並へ考へし
 近世何の緋威かのひおとしと云品多し皆札の色を様々
 にして名をつけたるものなり皆古代これなく新作なり

取るにたらず又平家物語宇治川合戦の時伊豆守仲綱か
 伊勢武者はみなひおとしの鎧きて宇治のあしるにかゝ
 りけるかなと讀し歌をわろく心得て氷魚威といふ事を
 妄説したるもあり平儀器談○香田永年甲組類鑑にいふ所の緋緋威の説並みみるへし

○緋威腹巻

酒吞童子物語云去程に頼光のたまひけるは存する旨有大
 勢にて入へからず汝ばかり召具すへし其外は保昌をかた
 らふへし都合六人各面々に出立ておいを一丁つゝかけた
 り頼光おいの中にひおとしの腹巻に獅子王といふ甲をそ
 へて入られたり

判官物語云鬼一法すゝしのひたれにひおとしのはらま

ききてこんかうはいてしゆつちやうときんみのきはま
 てひつこうて大てはこつえについてえんとうくふみな
 らし云々

源平盛衰記云金剛か金剛左衛門俊行力士兵衛俊宗ト侍二
 人鳥黒ナル馬ニ白伏輪ノ鞍ヲキテ魚綾ノ直垂ノ下ニ火威
 ノ腹巻月光ニカカヤキテ合浦ノ玉ヲ整ケルカコトクナ
 リ

會我物語云五郎おほいそ五郎ときむねはそかにあたりける
 か(中略)心もとなくおもひければちゆうたいにはしり入

ひおとしのはらまきとつてひつかけいとちうたいの四
 しやく六寸のしやくとつくりのたち十もんしにむすひ
 さけ云々

○緋威具足

奥羽永慶軍記云山北前田金剛丸生年十六歳ノ兒ニテ大眉
山北前田ニ鐵漿黒ナリシカ尋常ノ二十ハカリノ器量ニシテ色黒ク
 目鼻大也セハ偏ニ夜及ノコトクナリ緋綴ノ具足薄紅ノ母
 袋カケテ手籠ニ纏ヲ持副タリ云々

武蔭叢話云織田城之助信忠卿は仁科五郎信盛の籠り候高
 遠の城へ御取詰一時に攻取給ふ云々中にも年頃三十五六
 成女房緋威の具足に長刀を水車に廻し取訪勝右衛門妻と
 名乗七八人なき倒し其後自害す

○赤絲威鎧

源平盛衰記云源平侍越中二郎兵衛盛繼好ム裝束ナレハ紺
合戦條村紺ノ直垂ニ赤絲威ノ鎧著テ白星ノ甲ニ葦毛ノ馬ニ乘リ
 先ニ進テ熊谷ニ打並テ組ムスル様ニハシケレトモ云々
 義經記云鈴木三郎重家高よるひはあまたありとらせんとて
館へ来るの條しきめにまさたるあかいとおとしのくつきやうのよろひ
 をとり出し御馬にそへて下さる

承久記云其中ニ赤絲威ノ鎧著タル男殊ニ進ケルヲ宇都宮

四郎例ノ中差取テツカヒ支ヘテ射ケレハ頸ノ骨ヲ被レ射
 立モタマラスマロヒニケリ

太平記云一宮御大物ノ浦ニテ腹切テ死タリシ右衛門 生

奏武文赤絲威ノ鎧同毛ノ五枚甲ノ緒ヲ縮黃鶴毛ナル馬ニ
 乗テ弓杖ニスカリ皆紅ノ扇ヲ舉ケ松浦カ船ニ向テ其船留
 マント招ク様ニ見ヘテ浪ノ底ニソ入ニケリ

○赤絲鎧

梅松論云關東より供奉の輩皆步行なりしかともをとらし
 と進ける中にも會我上野介師資練貫の小袖の上に赤絲鎧
 の菱の縫目より切捨たるに四尺餘なる太刀二振帶て
 天正本太平記云八幡合板倉平三泰義赤絲ノ鎧ニ薄紫ノ纒
 カケテ栗毛ナル馬ニ乘只一騎川端ニ打寄テ云々

相國寺堂供養記云路次行列先侍所島山右衛門佐源基國郎
 等齋藤次郎基則赤絲栗毛駁遊佐孫太郎基光赤絲栗毛駁

○赤威鎧

平家物語云くまかへ二越中の二郎兵衛もりつきこれをさ
 いてこのむしやうそくなればこむらこのひたれにあか
 をとしのよろひきてれんせんあしけなる馬にきんふくり
 んのくらををいてのつたりける

又云宮御最足利か其日の裝束には朽葉の綾の直垂に赤威

の鎧著て高角打たる甲の緒をしめ金作の太刀を帯云々
 長門本平家物語云小督かの能成はんくわんか世にありし
 程そ武者たちてゆゝしかりけるかはんくわんさい國へ落
 しとき紫藤染のからあやのひたゝれにあかおとしのよろ
 ひにあしけなる馬にのりてはんくわんか尻にうちたりし
 か大もつのはまにてちり／＼に成にける
 又云頼朝征夷將義澄は家の子二人郎等十人相具して候き
 實と申にて候郎等十人は大名十人して俄に出したて候
 なり已上十二人はみなひた甲義澄は赤威の鎧を著て甲を
 はき候はず弓脇にはさみて左のひさをつき右の膝をたて
 宣言を請取まいらせんと仕る

源平盛衰記云宇治合源大夫判官兼綱ハ萌黄ノ生衣直垂ニ
 赤威ノ鎧キテ白星ノ甲ニ葦毛ノ馬ニ乗タリケリ
 又云貞能自西貞能ハ菊地原田等ヲ召具シテ今日未時ニ入
 洛云々其中ニ鎧武者二百餘騎アリケルニ薩摩前司親頼薄
 襖ノ生絹魚綾ノ直垂ニ赤威ノ鎧著白葦毛ノ馬ニ乗テ貞能
 カ屋形ノ口ヲ打ソリケル

吾妻鏡云寶治元年六月九日庚寅於武藏國左衛門尉景頼
 令生三磨金持次郎左衛門尉將參是令與力泰村去五日

籠ニ法華堂ニ致ニ合戰ニ俄改ニ變約諾ニ逐電子ニ時赤威鎧駕ニ鶴
 毛馬ニ攀ニ登彼寺後山嶮岨ニ同六日到ニ于武藏河實垣宿ニ爰
 景頼郎從等搦ニ捕之云々

古事談云木曾冠者義仲推ニ參法住寺殿之時軍兵已破之由
 聞食テ遣ニ泰經卿ニ被見之出ニ北面小門ニ見之處官軍等皆
 逃ニ東方ニ爰大府卿云イカニカクハイツシカ引候乎早可ニ
 返合ニ云々雖一人無ニ返合之者ニ于レ時赤ヲトシノ冑キ
 テ乘ニ葦毛馬ノ之者只一騎聞ニ此詞ニ云安藤八馬允忠宗命ヲ
 ハ君ニ奉候又ト云テ馬鼻ヲ返テ馳ニ向敵方ニ畢云々

白石云赤威ト云ヒシハ又絲火威ニハ異也赤葦ト云ハ赤葦
 鎧ノ黒皮威ノ筒丸蓋其葦ナリキ赤威ト云シハ其葦ナリ葦
 蓋ニテ染シナリ南都ニアル義經ノ鎧ノモソシカソアリケル也

會津四家合考云九月十五日斯ル處ニ伊井矢部少輔ハ手ノ
 者一様ニ赤鎧著セ赤母衣懸タル武者共其様キラキラシク
 出立黒煙ヲ立テ、追懸レハ云々

○赤絲腹巻
 太平記云長崎次郎高重長崎次郎甲ヲハ脱捨筋ノ帷ノ月日
 推タルニ精好ノ大口ノ上ニ赤絲ノ腹巻著テ小手ヲハ不
 差兔雞ト云ケル坂東一ノ名馬ニ金具ノ鞍ニ小總ノ鞆懸テ
 ソ乗タルケル

金伏輪ノ鞍ヲイテ只一騎ヒカヘタリ
 吾妻鏡云建久元年十一月廿八日戊寅依レ可有ニ大將御拜
 賀隨兵等事今日有ニ其定ニ爰江間殿密々被レ示ニ送于小山
 兵衛尉朝政ニ曰隨兵事當日臨ニ御出之期ニ可レ被レ定ニ左右
 以レ令レ著ニ同色甲并直垂ニ之者可レ爲ニ予合手ニ之由已申訖
 予赤葦威甲青筋懸丁直垂所ニ用意ニ也汝令レ著ニ此色ニ可レ
 番レ予者云々

又云建保元年五月四日甲辰將軍家令レ尋ニ聞軍士等勳功之
 淺深ニ給爰波多野中務丞忠綱申云於ニ米町并政所ニ兩度進ニ
 先登ニ云々米町事者置而不レ論政所前合戰者三浦左衛門尉
 義村先登之由申レ之於ニ南庭ニ各及ニ噉々論ニ之間被レ尋ニ于
 彼時戰士等ニ皇后宮少進山城判官次郎金子太郎答申云赤
 皮威鎧駕ニ葦毛馬ニ之軍士先登云々是忠綱也

貞丈曰赤皮は赤葦也皮葦本俗赤皮威ハ葦草にて染たる葦
 にて威たる鎧也是を赤威とも云也或は赤威肩白の鎧ま
 た赤絲威などの赤も皆葦草染也葦をかかねといふ心は
 赤根也根を煎して赤染をするなり威毛の名に赤といふ
 は總而あかねの略語なり

○赤葦鎧
 天正本太平記云藤氏下向路次數ストテ打立ケレハ赤田神

○赤腹巻

ますか、み云村雨花山院の大納言もろかたを山へつか
 はして忍て御門のおはします由にもてないて彼兩法親王
 ことおこなひ給つゝ六はらの兵ものともかこみをもふ
 せかせ給(中略)大納言はからのかうそめのうすものゝか
 り衣にけちるんにあかきはらまきをすかしてさすかにま
 きるのほそ太刀をそはき給ける

○赤葦威鎧

杉原本保元物語云義朝幼少弟五十餘人の兵も皆袖をそ濡
 しける其中に波多野か赤葦威の鎧の袖は洗革にや成ぬら
 乎
 平家物語云くまかへ二くまかへは其夜のしやうそくに
 ほかちのひたゝれにあかゝはおとしのよろひきてくれな
 るのほろをかけこんたくりけといふきこゆるめいはにそ
 のりたりける

長門本平家物語云横田河原城四郎か方より富部三郎十三
 きにてあゆませ出たり富部は赤葦威のよろひにくはかた
 うちたる甲のををしめてほろをかけさりけり云々
 源平盛衰記云高橋判官長越中國ノ住人宮崎太郎カ嫡子入
 前小太郎安家ハ赤葦威ノ鎧ニ白星ノ甲著テ精毛ナル馬ニ

保吉田箕浦宗徒ノ者トモ十四五騎河端ニ打臨テ我先ニ馬ヲ打入ント進ミケレトモ暗サハ暗シ波ル瀬モ知ヌ暫ク猶預シケル處ニ赤革鎧ニ白羽ノ征矢負テ鶴毛ナル馬ニ乗タル老翁一人現シテ爰ヲ渡セトソ敵ヘケル

○赤革威腹巻

金勝院本太平記云關東條赤革威ノ腹巻著タル武者懸寄シヲ佐野彦四郎左衛門尉宗秀懸合テ太刀ヲ内兜ヘカラリト込タリケレハ吭ヲ切レテ馬ヨリ倒ニ墮ニケリ

○紅梅威

相國寺堂供養記云路次行列先侍所畠山右衛門佐源基國郎等酒向次郎國頼紅梅威佐目

○朱具足

東亂記云春井城孫太郎其日ノ裝束高角ノ甲ノ緒ヲシメ朱具足ニ金ヲ以獅子ヲ付タルヨロヒキテ黒馬ノ太クタクマシキニノリ云々

續武家閑談云内藤元和元年の夏又御手切に而再び攝州へ御旗を向られしかは忠興一萬石の領主にて自身軍役を経營し新將軍家に扈從し奉り(中略)同五月七日帶刀忠興は朱具足に茜の差物金のひらく付たるを差し奉毛の馬に黒鞍をいて金棒と云々文字の鎧を持ちたり云々

松平記云家康大久保一類を針崎の押に置大久保彌三郎はかり案内にめしつれ盜木を直に小豆坂へあかりたまへは敵引かへす路にて行逢合戦をくはたてよき敵あまた打とりたまへは不叶して一揆共引て行石川新七朱の具足に金の團扇のさし物にてしんかりして退く

武蔭叢話云秀忠公御發向成され真田昌幸を御攻なされ候(中略)依田兵部は朱具足にて面も振らす戦ひしか深手負て鎧下に倒れ伏す

○紫絲威鎧

源平盛衰記云北國所々加賀國住人林六郎光明カ嫡子ニ今城寺ノ大郎光平ト云者アリ榻ノ直垂ニ袖ヲハ紺地ノ錦ヲ付ケタリケリ紫絲威ノ鎧ニ大中黒ノ矢頭高ニ負滋藤ノ弓真中トリ云々

吾妻鏡云寛元二年四月廿一日辛卯今日將軍家若君御元服也云々次進物御鎧紫絲威副赤地錦越後守光時遠江式部大夫時章置御前長押下以御前

○紫絲鎧

太平記云久我尾張守ハ元ヨリ氣早ノ若武者ナレハ今度ノ合戦人ノ耳目ヲ驚ス様ニシテ名ヲ揚ニスル者ヲト兼テ有指ノ事ナレハ其日ノ馬物ノ具笠符ニ至マテ當リヲ耀カ

シテ被ニ出立ニタリ花曇子ノ濃江ニ染タル鎧直垂ニ紫絲ノ鎧金物重ク打タルヲ透間モナク著下シテ白星ノ五枚甲ノ吹返ニ日光月光ノ二天子ヲ金ト銀トニテ掘透シテ打タルヲ猪頭ニ著成シ云々

又云武藏野三陣ニハ花一揆命鶴丸ヲ大將トシテ六千餘騎萌黃火威紫絲卵ノ花ノ妻取タル鎧ニ薄紅ノ笠符ヲツケ

嘉吉物語云小林いまはかなはしと思ひてむらさき絲のよろひをぬいてさいこのいくさなりとて君よりはしめて十二代つたはりたる黒皮のよろひをきて月毛の五枚かふとの緒をしめ云々

松隣夜話云太田三樂子息ヲ召連テ越府へ被參謙信公召下シノ御鎧ヲ給テ初著ヲセサセントノ望ニ依テ即應諾座ニ御召ノ料ニヲトシ置レシ紫絲ノ御鎧ニ星甲ヲ副テ給之

○紫威鎧

長門本平家物語云義經始武藏國住人秩部末葉畠山庄司次郎重忠きから綾の冑ひたれのいむけの袖には紺地のにしきをいろへたるに紫綴のよろひに大中黒の征矢の籠にはやきゑをしたるをおひたりけり

源平盛衰記云高橋渡守愛義仲赤地ノ錦ノ直垂ニ紅ノ衣ヲ

カサネテ石打ノ胡録ニ紫威ノ冑ヲ著シテ隨兵六十餘騎ヲ卒シテ院御所ニ馳參シ云々

○紫絲腹巻

酒吞童子物語云保昌は紫絲威の腹巻に石割といふ小長太刀二尺餘り有けるを中こを切つかせ三束計にこしらへて馬の尾にてねた巻にそまかせたるをえ入れける

○紫威腹巻

判官物語云忠信吉野川つらほうけんと申てあくそうありよせあしのせんちんをそしたりけるほうしなれともしんしゆうに出たりたりすしもえきのひた、れにむらさきいとのはらまきいしうちのそやの廿四さしたるをかしらたかにおひなして云々

○紫威威鎧

源平盛衰記云五節夜子息平六家長八年十七長高ク骨太クシテ甲ノ者ノ度々鏝金顯テシタ、カ者ノ是モ布衣ノ下ニ紫威ノ腹巻著テ赤銅造ノ太刀ハキテ云々

梅松論云去年箱根を過足柄へ御向ひ有て打勝給ひしも將軍の武略によれりとして御旗をすゝめらる頭の殿は同しく妙恵か進らせたりける赤地の錦の御直垂に紫皮威の御鎧御劔は篠作弓箭をも帯せらる

異制庭訓往來云鎧百領并甲所威毛者卯花威洗革小櫻威縹色紺絲威黒絲黒革紫革云々

○紫革鎧

人車記云高松殿ニ武士ヲ被ニ召集平清盛朝臣紺ノ水干小袴紫革鎧頼盛教盛重盛同備ニ武裝而相從

○紫革腹巻

保元物語云白河殿をせめおとす條かねこの十郎はしけめゆひのひたれにふしなはめのよろひきてかけなる馬に黒くらをいてのつたるか矢たねは皆いつくして太刀をぬいてまつかうにあてむさしの國の住人かねこの十郎いへた十九才いくさはけふそはしめなる御さうしの御内に我と思はん兵は出あへやとそなのりける八郎の給ひけるはにくいかうの者かな我矢ころによつてひかへたり只一矢にいおとさんと思へともあまりにゆゝしければ誰か有あれひつさけて來れ一め見んと有しかはもくらんちのひたれに紫かはのはら巻きくりけなる馬にのりたかまの四郎とな

つてをしならへてくんでおつ

○紫革小腹巻

愚管抄云熊野の湛快はさふらひの數にはえなくてよろひ七領をそ弓矢まで皆具たのもしくとり出さうなくとらせたりけり又宗重か子の十三なるか紫革の小腹巻のありけるを宗盛にはきせたりける

○薄紫鎧

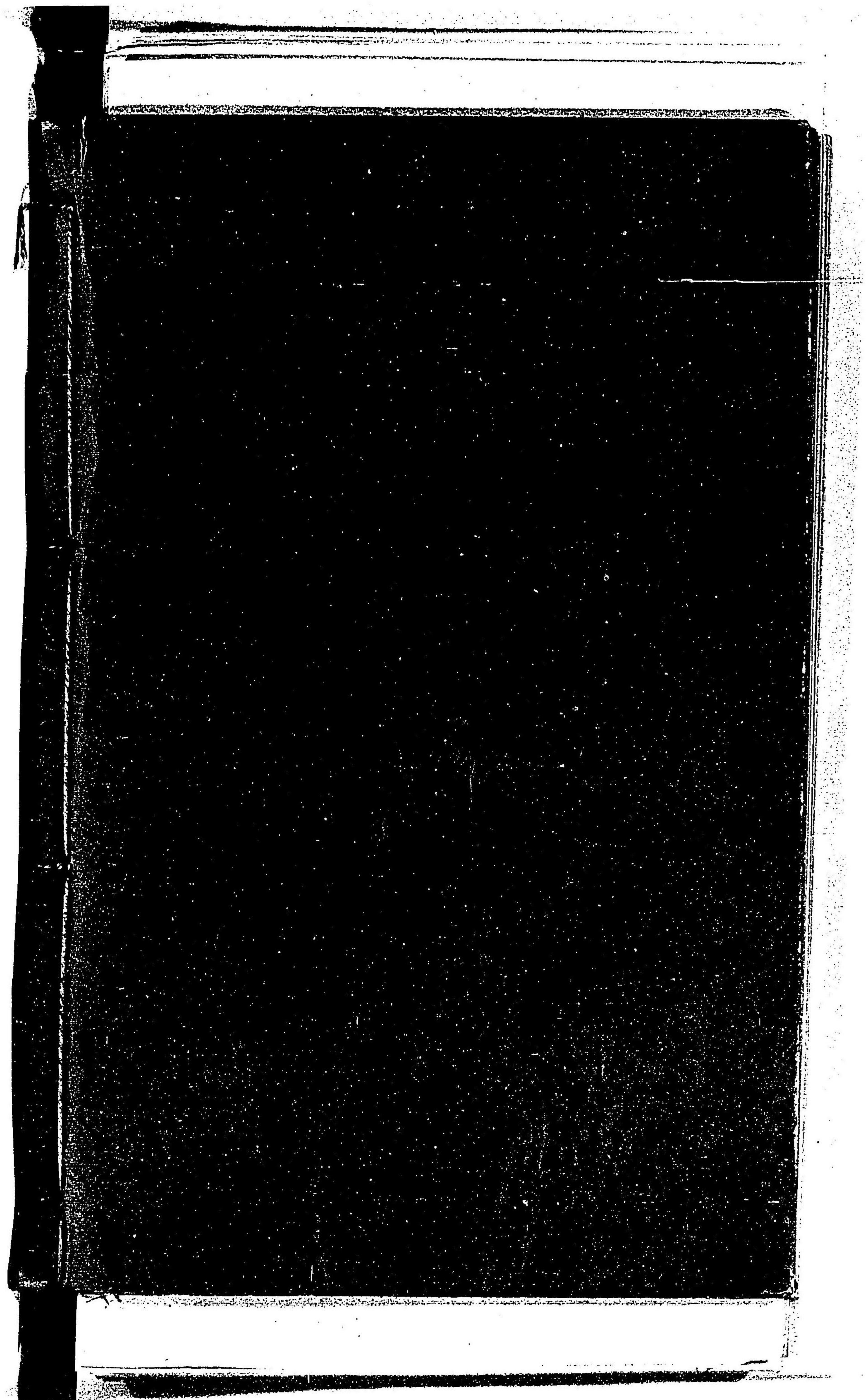
相國寺堂供養記云路次行列先侍所畠山右衛門佐源基國子息一人召ニ具之尾張守滿家薄紫鎧地紅直垂縹ノ荻太刀刀皆金作馬栗毛

192
56

192
5

Handwritten notes in cursive script, including the words "Cave" and "Cave".

Handwritten notes in cursive script, including the words "Cave" and "Cave".



192

武家名目抄
甲巻
三九